

令和4年 第2回定例会

屋久島町議会議録

令和4年6月13日 開会

令和4年6月22日 閉会

屋久島町議会

令和4年第2回屋久島町議会定例会会期日程

自6月13日・至6月22日（10日間）

月 日	曜	会議別	日 程
6月13日	月	本会議	○開 会
14日	火	本会議	○一般質問
15日	水	本会議	○一般質問
16日	木	委員会	○各常任委員会
17日	金	委員会	○各常任委員会
18日	⊕	休 会	
19日	⊕	休 会	
20日	月	休 会	
21日	火	休 会	
22日	水	本会議	○最終本会議

令和4年第2回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和4年6月13日

令和4年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第5号 令和3年度屋久島町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第6号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置について
- 日程第7 議案第49号 屋久島町道路線の廃止について
- 日程第8 議案第50号 屋久島町道路線の廃止について
- 日程第9 議案第51号 屋久島町道路線の廃止について
- 日程第10 議案第52号 財産の取得について
- 日程第11 議案第53号 財産の取得について
- 日程第12 議案第54号 2 災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結について
- 日程第13 議案第55号 栗生漁港機能保全工事（3工区）（繰）請負契約の締結について
- 日程第14 議案第56号 岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負契約の締結について
- 日程第15 議案第57号 旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第58号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第59号 屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第60号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第19 議案第61号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第62号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第63号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第64号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第65号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第24 議案第66号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第67号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 令和4年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第27 令和4年陳情第6号 屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	7番	岩山鶴美君
8番	渡邊千護君	9番	榎光徳君
10番	緒方健太君	11番	高橋義友君
12番	日高好作君	13番	岩川俊広君
14番	渡邊博之君	15番	大角利成君
16番	石田尾茂樹君		

1. 欠席議員（1名）

6番 相良健一郎君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから令和4年第2回屋久島町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、榎 光徳君、10番、緒方健太君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（石田尾茂樹君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの10日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（石田尾茂樹君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第2回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、叙位及び褒章の伝達について御報告いたします。

今年、2月3日に御逝去されました故柴鐵生さんが、上屋久町議会議員として29年3か月余り在職された功績が称えられ、位階正六位が授与され、5月20日に奥様に伝達をいたしました。

故人には屋久島憲章の制定のほか、世界自然遺産登録に際し、屋久島の将来像をアピールいただき、さらに世界自然遺産登録20周年時においても、屋久島メッセージ素案作成にもお力添えをいただいたところです。

屋久島の潜在力を価値として、高い次元でその役割と地域づくりを問い続けた先達であり、その御功績に値する受章であります。改めて故人を偲び、心より感謝の意を表します。

続いて、4月29日、発表された総務省春の褒章において、元屋久島町明るい選挙推進協議会会長の泊圭一郎さんが、藍綬褒章を受章されました。6月1日に伝達し選挙管理委員と祝意を表したところです。泊さんは昭和63年3月から令和4年3月まで、34年の長きにわたり明るい選挙推進協議会委員として、うち平成20年4月からの14年間は会長として選挙制度の普及や啓発など明るい選挙運動の推進に御尽力いただきました。

また、社会福祉協議会会長としても、長峰区長としても、地域づくりに御指導・御尽力をいただいたところです。今後、ますますの御健勝と御多幸を祈念申し上げます。

次に、旅費監査の経過報告について御報告いたします。

令和3年2月に、監査委員に要求していた航空機を利用した旅費の精算事務に関する監査の結果は、令和4年3月に公表されました。この結果を踏まえて、精算処理が不適切であった10件のうち9件は事情を説明し、自主的に返納されるよう要請し、1件の追及については対象者から受け取り辞退の申出があったと報告を受けております。

これにつきましては、町報6月号とホームページで報告するとともに、町民の皆様に御心配をおかけしたおわびと再発防止に取り組むことをお知らせしています。

職員に対しては、監査対象となったものに経過などを報告させ、個別に原因の追究と再発防止の指導を行い、うち監査委員から返納の指示があった2件は自主返納を完了させ、懲罰委員会において処分を決定することとしています。

さらに職員全員には、監査報告に対する対応のほか監査委員から指摘の補足として、領収書の発行依頼に当たっては、航空賃のみでなく支払った額に対する発行を依頼すること、併せてホテルパックの旅費精算事務に係る算定の詳細について周知したところで

す。

次に、口永良部島の噴火警戒レベルの引下げについて御報告いたします。

気象庁は5月25日午前11時に、口永良部島の噴火警戒レベルを2の火口周辺規制から1の活火山であることに留意に引き下げました。併せて新岳火口や西側では高温の噴気や火山ガスなどに注意するよう呼びかけています。

このことから、本町では災害対策基本法第63条による警戒区域の縮小を直ちに実施せず、火口から1km、西側2kmの規制を継続し、まずは鹿児島県と連携し、周辺の安全確認を行いながら林道口永良部線等の災害復旧に取り組むたいと考えています。

なお、6月28日に住民懇談会を開催する予定としており、本件に係る方針に理解を求めるとともに、口永良部島で実施している事業等の説明、町政運営に係る意見交換を行うこととしています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関係について御報告いたします。

本町における新型コロナウイルス感染者は、3月は96名、4月は78名で、5月はゴールデンウィークで多くの方々の人の移動や交流があったものの23名の感染となりました。ひとえにうつらないための効果ある対策に取り組まれていただいている効果と思われま

す。しかし、現在も幅広い世代に感染者があり、県内では1月以降130名を超える方々が亡くられる等、引き続き警戒が必要な要因もあるため、警戒レベルの引下げを躊躇しているところです。

また、3回目のワクチン接種の接種状況は、2回目の接種者の76.7%となっています。さらに国の要請により、7月から60歳以上の方、基礎疾患を有する方々を対象に4回目の接種に向け取り組むこととなっておりますので、引き続きワクチン接種の効果を啓発し、希望される方への接種を勧めてまいりたいと考えております。

次に、令和3年度出納整理について御報告いたします。

5月31日をもちまして、令和3年度の出納を閉鎖したところでございますが、町税等の概要について御説明申し上げます。

町税に係る収納率につきましては、現年度、過年度合算で91.94%、前年度比0.4%の減となり、総収納額は12億1,784万円となりました。

国民健康保険税は現年度、過年度合算で74.99%、前年度比1.36%の増となり、総収納額は2億5,883万円となりました。

なお、令和3年度も前年度同様に新型コロナウイルス感染症により影響を受けた納税者に対し、国の交付金等を活用し、固定資産税112件、5,768万3,000円、国民健康保険税37件、623万9,000円の減免措置を行ったところです。

次に、令和2年度口永良部島簡易水道事業の経過について御報告いたします。

5月9日に町民から令和2年度口永良部島簡易水道整備事業の返還命令が出た補助金と加算金を、町幹部と町職員による賠償を求める措置と、再発防止策を講じるための第三者委員会の設置を求める住民監査請求が提出されたことが、町監査委員から通知されたところです。

監査委員の公正な御判断の行方を見守るとともに、3月末から行っております工事請負契約の履行遅延を発生させた事業者に対する損害賠償に係る法的手続について、引き続き調査検討を進めてまいります。

また、補助金の一部取消しに伴って、地方債の繰上償還を財務省及び地方公共団体金融機構から促され、本議会で必要な予算を計上しているところです。

また、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算不認定に対し、これまでに講じた措置を報告することとなりました。本報告は契約に違反した完成遅延の再発防止の対策をまとめ報告するものです。この対策をルール化し、効果ある取組につなげてまいります。

また、今後も住民監査請求や損害賠償請求の取組の中で明らかになったことについては随時報告いたしますので、不認定の理由に対応した措置報告として御理解をいただきたいと考えているところです。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第5 報告第5号 令和3年度屋久島町繰越明許費繰越
計算書の報告について

△ 日程第6 報告第6号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特
別会計歳入歳出決算不認定に係る措
置について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第5、報告第5号、令和3年度屋久島町繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第6号令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置についての2件を一括議題とします。

町長の報告を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和4年第2回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告2件、その他案3件、契約案6件、計画案1件、

条例案2件、補正予算案7件の計21件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず、報告第5号、令和3年度屋久島町繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和3年度から令和4年度に事業費を繰り越すことになった住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、栗生漁港水産基盤機能保全事業、湯川橋修繕事業など48事業につきましては、繰越計算書を調整しましたのでこれを報告するものであります。

次に、報告第6号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置につきましては、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の不認定の決定を受け、指摘内容の改善、また屋久島町水道工事管理検討委員会において履行遅延の再発防止等の必要な措置を講じましたので、地方自治法第233条第7項の規定に基づき報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。なお、報告については質疑のみとします。質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

報告第6号について質疑させていただきます。町長、この件町民から厳しい声が私のところにも大変多く届いております。幾つか確認をさせてください。

4番、今後の対応ということで今進められていることとは思いますが、1つ目として、まず11月の全員協議会のときに町が議会に説明した時系列の内容、例えば3月29日時点で知っていたのは担当職員だけだったというふうな説明もありましたけれども、そういった内容につきましては元担当の職員であったりとか、各事業者の方々も納得しているのかどうかという点について一つ。

あと二つ目でございます。工事が完了していないことを把握しておりながら、5月28日に工事代金の支払いを行っておりますが、このことが地方自治法や同時履行の抗弁権等の民法の規定に抵触しないかといったところまで調査をしていらっしゃるかどうかということが2点目です。

3点目でございます。令和3年3月末から工事が完了した令和3年9月5日までの間に、県、国に報告しなかった理由、こちらについてもまだ議会のほうには説明がございませんので、ぜひお願いしたいと思います。

四つ目でございます。元担当参事の職員に退職金を当然支払われているかと思っておりますけれども、この退職金支払われたのがいつかということについて、4点お願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

岩川卓誉議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、担当職員並びに各請負事業者さんから聞き取りをしてございます。全てにおいて納得をしているというようなところではないとは思ってますが、基本的には事実関係を確認する聞き取りをいたしてございますので、今後につきましてはまた弁護士等との協議に応じた対応をとるといような形になろうかと思えます。

2点目です。工事代金の支出に関しましても現在弁護士さんとも協議をしながら、それが町のどのような不適切な行動に当たったのかといったところも現在協議検討をしているところですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

3番目です。9月5日まで町のほうが行動を取らなかった、県並びに国等に対する指示を仰がなかったといった点ですが、基本的に内部のほうでまだ調査をずっと、現在もそうなんですけれども継続をしているところです。決して放置をしていたというわけではなく、きちんとした内容を把握したいといったところでの聞き取りの期間に充てていたといったところです。

4番目の退職金については、申し訳ございません、ちょっと私把握してございませんので、また後ほど御報告させていただければと思えます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○14番（渡邊博之君）

報告の第5で、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

当初予算で建設予算が昨年の3割増しという説明がありましたけれども、これはこの繰越明許の部分が入っていると理解していいのかが第1点です。

それから、私の議員生活でもこれだけ多くの繰越明許では記憶にないんですけれども、こういう裁定をした根拠、背景と言いますか理由と言いますか、それは何かですね。

報告第6では、今町長からも報告がありましたように、事業者の法的措置も含めてまだ進行中という説明がありました。この中で、私報告書読ませてもらいましたけれども、この事案が発生した原因にコロナが理由になってる、私はこれは不可解だ。担当課職員がコロナに罹ったのかどうかですね。罹っていたらと。じゃあほかの職員が行けばよかったんじゃないのかということになります。

多くの職員がコロナと戦いながら、その不安に感じながら業務を続けてるわけで、このコロナが理由ていうのは私は納得がいきません。その説明をお願いしたいと思います。

それから、この事案の本質というのは私はやはり行政と利害関係のある業者との距離

だと思うんですね。俗的な言葉を使えば、やはりなれ合いがあったんだと。この本質をしっかりとつかまないと、同じ過ちを今後も繰り返すというふうに思っております。

防止策についても、中身を見ますと職員にさらに時間と労力を要するようなそういう中身になってますけれども、私はやっぱりこの関係を改めて全庁にやっぱりしっかりと位置づけると。地元の業者はそれは優先して優しくしなければいけませんけれども、一方でやっぱり原則にのっとった厳しい態度というのは必要だと。この事案の底にはこれがあるんだということを、やはりしっかりと私は報告すべきだったんじゃないかというふうに思いますが、それだけお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○政策推進課長（三角謙二君）

渡邊博之議員の御質問の繰越の部分につきましては、当初予算の予算書の中には含まれておりませんので、3割増しという表現の中にはこの予算書の総額としては入ってないというふうに思います。

なぜこれだけ多くの繰越があったかということなんですが、一つ一つ所管する部分があるのですが、ひとつはコロナ対策で補正予算で、秋口から予算がついた部分というのもありまして、そういう部分につきましては当然執行は無理でしたので繰越しになったという部分と、あと道路整備等につきましてはやはり材料等の調達が難しいというようなことでお聞きしております。

私のほうからは以上です。

○生活環境課長（計屋正人君）

2点目のコロナが原因というのが納得できないという質問なのですけれども、職員が新型コロナに感染をしたというわけではございません。令和2年当時、コロナが全国的に非常に大きなウエーブとなっていたタイミングでした。

口永良部島への、屋久島もそうなのですけれども特に二次離島である口永良部島につきましては、渡航制限といったところが出ておりました。業者さんも一旦屋久島に帰ってきて、さらに口永良部のほうに行くといったところが大変なタイミングであったと思っております。

職員につきましても、屋久島内で車ですぐに行けるような環境ではございませんでしたので、どうしてもフェリー太陽につきましても渡航のための制限といたしますか、準備等に対応して乗らなければいけなかった、ある程度、口永良部のほうでも厳しい制限がかかっていたといったところもありまして、コロナ禍での特異な環境下であったというふうに考えてございます。

あと、職員と請負業者さんの間の関係性につきましては、確かにそういうような関係

だといったところは見られませんというか、きちんと分かるものはありませんが、やはり職員と請負業者さんのコミュニケーションといったところは、御指摘のとおり不足していたのではないかとこのように考えてございます。その辺も踏まえて、今後の措置として防止策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○14番（渡邊博之君）

さっきの明許繰越ですけれども、そうすると今年は事業目標はこの3割増しプラスこのということになるわけですね。これ年度内にできますか。私は、また次の年は明許繰越とところてんで押し出てくる可能性があるんですけど、町長この事業量は屋久島町の業者のキャパというか能力を考えても大きく超え過ぎなんじゃないでしょうか。その辺ぜひ町長の考えをいただきたいと思います。

それから、コロナが特異な状況とおっしゃいましたけれども、電話でもできるんじゃないでしょうか。私は、このコロナを言い訳にするというのはやっぱり間違ってるというふうに思いますし、それからこの辺はほかの手だてはなかったのかという感じがするんですね、だって職務でしょう。職務、やっぱりどんな形ででも果たしていくと、そういうのが大きく欠けてたと思うんですね。

業者との関係、コミュニケーションと言いましたけれども、コミュニケーションでこの明許繰越ができるわけじゃなくて、やっぱりしっかりと原理原則、工事が終わらなければ業者が届けをする。そしてそれを書面でもってやる。そしてそれから議会にかかる、こういう原理原則がなかったことがやはり大本にあるということはしっかり自覚をしないと同じことを繰り返すということを申し上げたいと思います。町長には最後に。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃるのも一理あるかというふうに思います。地元の業者、1社の従業員等がどんどん減ってきてるというのもありますけども、しかし公共事業としてある程度の事業量は確保していかなければいけないというものもあります。

ですから、町の工事だけではなくて県の工事、国の工事、色んなそういうのも重なって今年こういう結果になったというふうに思っております。来年度に繰り越すことがないように、そういう事業を年度内にやれるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（眞邊真紀君）

報告第6号について質問させていただきます。

このことについては、同僚議員が一般質問で通告してますから多くは聞きませんけれども、ちょっと先程、岩川卓誉議員の質問の中での答弁で気になったことがあるんで課長にお伺いします。

4月にその事業が終わってないということが分かってから、その際調査をしていたために数か月国に報告をしなかったというふうにおっしゃってましたけれども、結局工事が終わってないということは事実は判明してたわけですよ。だからその、細かい調査は別として工事が終わってなかったのに正しくない申請をしてしまったということは報告する義務は当然町のほうにあったと思うんですね。

だから、調査をしていたから日延べして何か月も放置したわけではないとおっしゃってましたけど、結局それというのは放置したと言われても仕方がないと思うんです。そのときに御担当じゃなかったのだから説明だけだったとさっき思うんですが、その報告の仕組みについて町長どういうふうにお考えになるか、これはもう町長にお伺いしたいと思います。やっぱり分かった時点で報告をするべきだったんじゃないかなと思いますので。

あと、この報告なんですが、本当に本質を全然ついていない、不合格だと思います。工事が遅れたのはなぜかというようなことではなくて、どうしてそういう手続をしたのかということが全く調査検証されてないんですよ。この報告には全くそれが盛り込まれてません。これやり直しだと思いますので、今日は報告なのでいいんですけども、また15日の一般質問で同僚議員が問うと思いますので、よろしくをお願いします。

工事が終わってなかったことを、どうしてすぐに国に報告しなかったのかという考え方についてお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今はそういうものはすぐすべきだったというふうに反省はしております。今後、そういう事案が発生したときには速やかにそういうふうに行っていきたいというふうに思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

報告第6号の簡易水道の特別会計についてなんですが、そもそもこの工事事業の工事契約というのがあると思うんですけど、その中でこのような事態が発生した場合の遅延損害金とうたわれていたと。どのようにその遅延損害金の算出がうたわれていたか。何か計算式があれば教えてほしいんですけど。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

契約書の中には、契約解除における損害金の項目が明記はされてございますが、今回につきましてはそちらのほうの計算といいますか対応というのは全く考えてはおりませんで、現在に至っているところでございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○1番（岩川卓誉君）

すいません、もう1回質疑させてください。

先程お答えの中で、弁護士さんと協議をされるといった部分が幾つかあったと思うんですけども、町長これについて弁護士さんとの協議、大体いつごろまでにというふうにお考えになっているかということが1点と、もう一つ、元担当の職員の退職金の件で後から御報告いただけるということだったんですけども、これについて生活環境課長は分からないかもしれないですけど、ほかに分かる方がいらっしゃらないかどうかということと、会期中にぜひ御報告いただけないかということで、2つお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

なるべく、今期間を限定することはできませんけれども、なるべく早い時期にしたいというふうに思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

- △ 日程第7 議案第49号 屋久島町道路線の廃止について
- △ 日程第8 議案第50号 屋久島町道路線の廃止について
- △ 日程第9 議案第51号 屋久島町道路線の廃止について
- △ 日程第10 議案第52号 財産の取得について
- △ 日程第11 議案第53号 財産の取得について
- △ 日程第12 議案第54号 2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）
請負変更契約の締結について
- △ 日程第13 議案第55号 栗生漁港機能保全工事（3工区）（繰）
請負契約の締結について

△ 日程第14 議案第56号 岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負契約の締結について

△ 日程第15 議案第57号 旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負契約の締結について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第7、議案第49号、屋久島町道路線の廃止についてから、日程第15、議案第57号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負契約の締結についてまでの9件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第49号から議案第57号について御説明いたします。

初めに、議案第49号、屋久島町道路線の廃止及び議案第50号、屋久島町道路線の廃止につきましては、農道としての利用が多い町道麦生高平線及び町道本富線を農道認定するため、町道として廃止するものであります。

次に、議案第51号、屋久島町道路線の廃止につきましては、旧県道を移管されていた深川海岸通り線は県道の迂回路などとしての公共利用が見込まれないため、路線を廃止するものであります。

次に、議案第52号、財産の取得につきましては、北分遣署に配備している救助工作車に替えて救急資機材搬送車を取得し、配置しようとするものであります。

6社を指名し、5月16日に入札を執行した結果、4,196万5,000円で落札しました。

鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第53号、財産の取得につきましては、八幡分団湯泊班に配備している小型消防ポンプ付普通消防積載車を更新するものであります。

6社を指名し、5月16日に入札を執行した結果、847万円で落札しました。

鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二と物品売買契約を締結するものであります。

次に、議案第54号、2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負変更契約の締結につきましては、令和3年第2回屋久島町議会定例会において議決いただいた2災1号湯泊港災害復旧工事（2工区）請負契約について、被覆ブロック及び根固めブロックの設計変更に伴い、契約金額を4億6,596万4,000円に変更するものであります。

次に、議案第55号、栗生漁港機能保全工事（3工区）（繰）請負契約の締結につきましては、栗生漁港西防波堤146mの機能保全工事のため、5社を指名し、5月25日に入札を執行した結果、9,971万8,316円で落札しました。

藤田建設興業株式会社、代表取締役藤田護と工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第56号、岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負契約の締結につきましては、岳南中学校校舎の長寿命化を目的に校舎内部の床1,489m²、天井660m²の改修等を行うため、5社を指名し、5月25日に入札を執行した結果、7,755万円で落札いたしました。

ヤクデン商事株式会社、代表取締役鮫島雄二と工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第57号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負契約の締結につきましては、旧尾之間支所庁舎鉄筋コンクリート造4階建2,823m²等の解体工事のため、11社を指名し、5月25日に入札を執行した結果、1億637万円で落札いたしました。

株式会社マルエム建設、代表取締役日高光と工事請負契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（真邊真紀君）

まず、議案第49号についてお尋ねします。

ここ農業用の車両通行が多くというふうにされているんですが、実際にここはサンカラホテルもあるのでサンカラホテルに迎いのガイドとかお客さんとか、かなり観光客も含め一般の方の通行も多い道路になってます。そこを農業用の車両が多いという調査を、一体いつの期間どのようにされたのかお伺いしたいと思います。

あともう1点、議案第57号についてなんですけれども、尾之間の支所の解体工事1工区の今回契約ですが、2工区がいつぐらいから始まる予定なのかお尋ねします。

あと、工事に伴い周辺施設が非常に近接してるので、中央公民館と尾之間の出張所ですね、その出入りに規制があるのかどうか、その辺お尋ねしておきます。お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

先程の質問に対してお答えをいたします。

まず、49号の屋久島町道路線の廃止についてでございますが、議員がおっしゃるとおり確かに基点的にはボタニカル前から山手に上がりまして高平公民館横に抜ける路線となっております。途中で経由地といたしましてサンカラホテルがございます。

確かに今おっしゃるとおり、レンタカーであったりとかバス関係の通行も多いところ

ではあるんですが、この道路沿いには果樹園関係がかなり隣接しておりまして、農家さんたちの基幹的な農道的な部分の利用となっております。

そういうことで、予防的な部分の修繕であったりとかそこら付近の部分も農家さんのほうからかなりできてるといふ部分もありまして、農道関係のほうでそういう部分に対しての対応をしたいということで今回農道に認定替えという形で提案をしております。

それと、先程言った調査的な部分の内容なんですけども、実際調査というか、そういう形の部分をしているわけではございません。今までの建設課に対してのそういう部分の要望だったりとか、色々な部分の修繕内容的な部分の中において、農道で管理をしたほうがいいということで提案をしております。

○政策推進課長（三角謙二君）

2つ目の御質問であります。旧尾之間支所庁舎解体工事につきましては、3つの工区に分けて発注をしております。

今、議案に出しております1工区につきましては、議決後から、今のところ工期としては2月の20日までを工期として考えております。

主な内容は、庁舎の躯体を解体する部分と合併浄化槽、外構等の一式が今回の提案であります。

2工区につきましては、電気設備の撤去、機械設備の撤去等ですので、建物の内部の物等の撤去になります。ここにつきましては、5月19日に契約が済んでおりまして、11月21日、187日間で、工事請負契約が1,639万円で契約をしております。

もう一点が、尾之間支所の外回りにあります車庫等の解体があります。車庫等の解体につきましては、6月の2日、契約をしております。9月30日までの121日間で、請負契約としましては2,497万円で契約をしております。ここにつきましては、車庫の解体、あと電気設備、機械の撤去等々になっております。

で、中央公民館図書室等の影響につきましては、旧庁舎の山手側にあります道路を迂回して通るような形で案内を今させていただいて、そこに危険防止等の対策を今しながら、そういう形で通ってもらうようにしております。尾之間の区長さんのほうにもお願いをしまして、区の放送等で呼びかけて対応をしているところであります。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（榎 光徳君）

議案第51号についてお尋ねをしたいんですが、提案理由にありますように、旧県道としての活用がなくなったというようなことで、ここは旧県道ですから、幅員も大分広いんです。で、色々あそこは私も通ってみますと、車がしょっちゅうあそこで止まったり、

休憩してたりするところもあったんですが、これ幅員が入ってないんですが、さっきの49号、50号も幅員がちょっと入ってなかったんですが、幅員が分かれば教えていただきたいんですが。

それと、用途廃止した後、もうその利用方法というのは何か考えているのか、そこら辺が分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

先ほどの質問についてお答えをいたします。

まず、幅員ですが、麦生高平線、本富線につきましては、幅員5m、基幹農道で整備をした道路でございます。

それと、深川海岸通り線につきましては、すみません、私もちょっと把握をしておりませんので、後ほど回答したいと思います。

それと、廃止後の利用云々でございますが、深川海岸通り線につきましては、県道のバイパスの関係で、旧県道を町道に認定をしているという状況でございました。で、県道と今回上げている深川海岸通り線の地権者の方、それから海手の地権者の方が同じ地権者という形もございまして、一応お願いという形で町のほうに町道廃止のお願いが提出をされております。実質的には、今ある町道については、地権者は鹿児島県です。道路の管理につきましては町のほうで管理をするということで、町道認定はしておりますが、地主的には鹿児島県が地権者という形でありまして、その払下げ申請については、町道認定がかぶっておりますので、その部分の廃止をしないと、払下げ申請の手續等の協議ができないという部分もありまして、今回、廃止という形を提案をさせていただいております。

それとあと、麦生高平線と本富線につきましては、先ほど、調査はしてないということ、話をしたんですけども、町道のときの部分で、ちょっと年度は分からないんですけど、路面性状調査ということ調査をしております。このときに、農道の部分も路面調査をしております。一番最初に路面性状の調査をしたときに、農道の事業で造った道路を町道に認定されていても、農道で整備ができるという部分の、最初、国からの採択部分の要件がありまして、それにのっとって農道関係、町道の関係でもそれぞれ調査をしてたところだったんですけども、途中で、農道であっても町道に認定されている分については、事業採択はできないという形の変更になりました。

そういうのもあって、町としては、路面もかなり水道関係、畑そうの関係でかなり道路路面関係をカッターを入れて補修した跡がございます。かなり傷んできておりますので、そういう部分も含めまして総合的な整備の方向性をということで、今回提案をして

いるところでございます。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

農道の件についてはそれでいいと思うんですが、先ほどのその県道跡地については、払下げをしてから、あとどういうことに使われるかというのは、またさっきの話では明快なあれはないというふうな感じに受け取ったんですが、そういうことで理解してよろしいんですか。

○建設課長（日高 望君）

深川海岸通り線につきましては、地権者の方からお願いがありまして、払下げ申請を県のほうにしたいということで、先ほど言ったように、町道廃止をするという形で提案をしております。

中身につきましては、お願いの中で、先ほど言いました地権者が周りを全て持っているということもありまして、そこに大きな倉庫を造って、屋久島町の物流的な部分の対応もしたいということでお願いが上がっております。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

まさに今おっしゃいましたけれども、あそこに海陸運輸さんの倉庫とか、それから最近は、あれはKDDIですか、大きなアンテナも立っています。で、やっぱりそういった管理道路としても使えるのかなというふうなこともあったんですが、何せ大分広いところですので、そういった跡地の利用についてはよろしく御検討いただきたいと思えます。

それと、あと1点、議案第55号なんですが、栗生漁港の3工区の件が出ていますが、これについては、西防波堤の保全のために、ここに平面図がありますように、根固めを入れて、そして補強するということだと思うんですが、水深はマイナス2mで計画されているようなんですが、内側のほうの泊地等についても水深はマイナス2mです。で、内側から出ていくと、ちょうど航路に当たるんですけども、この途中に内防波堤の20mというのも出てます。それで、今回このマウンドを造ると、その航路にかかってきますから、静穏度の問題が出てくるんでしょうけれども、ちょっと荒天時なんかは船が揺れて行ったりするんですが、ここにこういったマウンドを造って、そういった支障とかあれはないのか。漁民の皆さんがそれはもうちゃんとしっかり協議をされてるんでしょうけれども、そういったのは問題は別はないんでしょうね。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

栗生漁港につきましては、議員おっしゃるとおり、これが今、現在の調査の中で、平均マイナス4mという部分で洗掘を受けている状況でございます。平面図の中にある2か所につきましては、逆にマイナス2mより浅くなっている部分の掘削という形です。

で、質問内容についてですが、まずは、この西防波堤の基礎部分が矢板工法になっています。砂地ということもあって、矢板を打ち込んで、その上に防波堤を造っていくという状況でございます。

これにつきましては、平成27年から機能保全事業を入れまして、西防波堤につきましては港外・港内それぞれ矢板の補修を今やっているところなんですけども、マイナス4mということで、それをそのまま放置をすると、堤防の転倒関係も出てきますので、機能保全的な部分で計画のマイナス2mまでは捨石を置いて確保をします。プラス、西防波堤の機能保全のための部分で対応するというところでございます。

で、地元の船主会等漁民の方たちにつきましては、説明をしているところでございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○15番（大角利成君）

議案第49号、道路線の廃止について、ちょっと確認の意味でお尋ねします。

今、課長から説明があったとおり、この路線については、過疎基幹農道で整備をし、町道にこれまで認定がされてきたということで、間違いはないですか。（「そうです」と発言する者あり）

過去、私の記憶では、こういう路線はたくさんあるというふうに私は記憶をしております。

そこでなんですけど、今、課長のほうから町道よりも農道のほうが色んな補修工事等施工はやりやすいということがありましたけども、以前は、私は逆であったような記憶をしております。農道より町道のほうがいいということでしてきた記憶があるんですけど、今、お話を聞いてみますと、町道であればなかなか財源的に難しい面もあるのかな、農道であれば色んな補助事業等の導入がしやすいのかなということで、理解をするところなんですけど、2点だけお聞かせください。

さっき言ったように、ほかにも同様の路線がたくさんあると私は思っていますが、これからもこのような、同じような案件が提案をされてくるのかどうかというのが、まず1点。

もう一点は、建設課長お分かりかどうか分かりませんが、どなたでも結構です。私も勉強不足なんですけど、農道と町道の場合、国からの交付税措置この基準というのは、ど

うなっているのか。同額なのか、あるいは農道にすることでどういうメリットが出てくるのか。分かっておればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

麦生高平線ですが、今、議員のほうから言われているとおりでございます。今、うちが対応している町道部分のメンテナンス関係のやつが、農道関係、町道関係ございます。

農道につきましては、そういう形の事業については、県営事業のほうで対応してる状況です。で、町道につきましては、交付金事業を導入いたしまして長期計画の中で随時やっていくという形を取っているんですけども、今回、2路線につきましては、なかなかそのメンテナンスの長期の計画の中で、かなり後ろのところの部分で計画がされております。実際、かなり傷みもひどい部分もございますので、農道のそういう路面の改修事業という形の部分のほうが、計画的な部分で事業費のつきもいいということもありまして、今回、農道に認定替えをしたいという考えでございます。

それと、交付税の関係なんですけど、これにつきましては、町道は延長と面積で計算いたします。農道につきましては、延長だけという形で少し農道の交付税のほうが安くなる形になります。

なんですけど、今現在の町道・農道関係の修繕関係がかなり建設課のほうでも増えてきております。そういう部分を考えますと、一度全面的な整備をしたほうが、今後の維持管理費的な部分については、コストを下げられるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○14番（渡邊博之君）

私は、議案第55号で質疑をしたいと思いますが、まず、町の入札で最低制限価格ですけども、これは事前公開になっているかどうか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

最低価格につきましては、2,500万円以上については、事前公表。（発言する者あり）すみません、最低価格はちょっと公表しないです。予定価格は公表しております。

○14番（渡邊博之君）

今の入札は電子入札でございますので、インターネットの部分で金額を入れて、その抽選につきましても、その電子入札ソフトの中で自動的に抽選をするという形でございますので、これについては、こちらのほうが云々という部分は一切ございません。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

3者が同じ数字を出すんですよ。いいですか。最低制限価格、あり得るはずがないじゃないですか。確かに今はソフトが出て正確だと言いますが、こんなに見事に同じ工事に入札を希望する3者が同じものを出して、通用するはずがないんですよ。

私は、町長、これは、これまで色々ありましたけれども、これがまた再燃しかねないというような問題じゃないかというふうに思うんです。ここは、私はやはりこの契約を取り消すという措置が大事なんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどうですか。

○町長（荒木耕治君）

疑義を持たれることは当然かと思えますけれども、今、入札の方式というのは、建設課長が説明するように、もう費用とか変わってきている。公平・公正にやれるようにということで。ですから、今、コンピューターの中で抽選もやると。それで今、ソフトでそういうものは出てくるという、私もこの案件ではなくて、今までもこういう同じ、もう1円まで一緒というのは何回も聞いたりしております。そんなことができるのという、そういう気持ちもありますけども。聞いたら、今はそういうソフトの中でされたものを入れたら、もう1円も変わらなく同じものが出てくるんだというふうに私は聞かされております。

ですが、今、議員が言われることもありますんで、またそこら辺いろいろと注視をしながらやっていきたい。だからといって、この入札を無効にするという考えは、今のところございません。

○14番（渡邊博之君） 本当にこれは、私はこういう入札は許してはならないというふうに思うんです。あり得ない話で、これが本当にそうなのかと。そしたら、最低制限価格はもう非公開にするというのは不要な時代ということになりませんか。最低制限価格を外すということではどうですか。

これ疑惑ですよ、やっぱり。疑念ですよ。私は、これはもう納得を絶対にできないと思っています。これを通すようでは、私はこのことがどういうことになるか分かりませんが、やっぱりこういうことに対してしっかりと判断をして、私はこれは入札をまず無効にすると。そして、これ以外の業者の人たちで、この事業も再入札する。そして、事業には支障は来しませんよね。その上で、やっぱり調査をするということが大事なんじゃないでしょうか。

このことについては、町長は嫌だというふうに言っていましたけれども、このまま本当

に進めていいのかどうかという問題なんです。改めて、あとは議会の判断でしょうから。

○議長（石田尾茂樹君）

よろしいですか。答弁はよろしいですか。ほかに。

○○
○○
○○
○○
○○
○○
○○○○

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第49号から議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第49号から議案第57号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第57号は委員会の付託を省略することに決定しました。

しばらく休憩をいたしたいと思います。30分から始めます。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第49号、屋久島町道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号、屋久島町道路線の廃止についてを採決します。
お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、屋久島町道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、屋久島町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、屋久島町道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号、屋久島町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（2 工区）請負変更契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、2 災 1 号湯泊港災害復旧工事（2 工区）請負変更契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、栗生漁港機能保全工事（3工区）（繰）請負契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号、栗生漁港機能保全工事（3工区）（繰）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第56号、岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号、岳南中学校大規模改修工事（建築2工区）請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負契約の締結について、
討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第57号、旧尾之間支所庁舎解体工事（1工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第16 議案第58号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第17 議案第59号 屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第60号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第61号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第20 議案第62号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第21 議案第63号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第22 議案第64号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第23 議案第65号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- △ 日程第24 議案第66号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第25 議案第67号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから日程第25号、議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの10件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

続きまして、議案第58号から議案第67号について御説明いたします。

まず、議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間に、各施設について整備計画を定めているところですが、辺地対策事業債の額の調整が必要となったため、変更するものであります。

次に、議案第59号、屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正につきましては、屋久島町国民健康保険基金の用途について、保険給付の財源不足での活用だけでなく、事業運営に活用できるよう改正しようとするものであります。

次に、議案第60号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正につきましては、若宮団地3戸及び第2若宮団地6戸を老朽化により解体するため、管理戸数を改正しようとするものであります。

次に、議案第61号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）につきましては、まず、全目的別経費にわたる事項といたしましては、4月1日付発令の人事異動に係る人件費の調整を行い、1,826万2,000円を増額しております。

各目的別経費といたしましては、総務費では、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付き商品券等に係る経費、移住者定住取得事業補助金、財政調整基金及び公共施設整備基金への積立てなどを、民生費では、感染症対策としての子育て世帯生活支援特別給付金、すこやかふれあいセンターの屋根修繕に係る経費などを、衛生費では、コロナワクチン接種体制確保事業、簡易水道事業への繰出金、海洋の環境保全に係る経費などを、農林水産業費では、新規就農者総合支援、有害鳥獣捕獲対策に係る経費、農業施設や水路安全対策に要する経費などを、商工費では、観光施設の修繕や設備の状況調査に係る経費などを、土木費では、町道の安全対策に係る経費や都市計画調査業務に係る経費などを、消防費では、防災行政無線における自前の光回線を民間回線への切替えに要する経費などを、教育費では、特別支援学級の増加

に伴う備品の整備や学校の環境改善に要する経費、予備費は、頻発化、激甚化する災害等における迅速な応急対応への備えとして予算計上をいたしました。

財源としましては、国・県支出金や繰越金などを充て、歳入歳出それぞれ5億9,524万9,000円を追加し、予算の総額を111億1,083万9,000円とする予算措置に合わせ、治山林道積算システムリースに係る債務負担行為の追加と、永田川水系向江川緊急しゅんせつ推進事業に係る地方債の追加などの地方債補正を行うものであります。

次に、議案第62号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収支において、人件費の調整や水道検査機器更新に係る経費として、収入支出それぞれ550万円を追加し、収入の総額を4億6,888万4,000円に、支出の総額を4億1,264万円にするものであります。

資本的収支では、志戸子集落における施設の改良工事等の経費及び財源の調整により、収入支出それぞれ75万5,000円を減額し、収入の総額を2億5,000万円に、支出の総額を2億5,625万1,000円にするものであります。

次に、議案第63号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和2年度実施事業の辺地債及び簡易水道事業債の繰上償還に係る経費を計上いたしました。

財源としましては、一般会計からの繰入金を充て、歳入歳出をそれぞれ3,230万円を追加し、予算の総額を5,013万3,000円にするものであります。

次に、議案第64号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う保険税の減免のための予算調整及び4月1日付発令の人事異動に係る人件費を調整するものであります。

財源としましては、県支出金や一般会計からの繰入金などを充て、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、予算の総額を18億8,179万3,000円にするものであります。

次に、議案第65号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、第1号被保険者への還付加算金及び4月1日付発令の人事異動に係る人件費を調整するものであります。

財源としましては、一般会計からの繰入金を減額し、歳入歳出それぞれ272万円を減額し、予算の総額を14億7,848万1,000円にするものであります。

次に、議案第66号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収支において、人件費の調整及び中間整備等において修繕費の不足が見込まれることなどから、220万円を増額し、支出予算の総額を4億119万1,000円にするものであります。

次に、議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、4月1日付発令の人事異動に係る人件費を調整するものであり

ます。

財源としまして、一般会計の繰入金を充て、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、予算の総額を1億9,593万6,000円にするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより、議案第58号から議案第67号までの10件に対し、総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

○9番（榎 光徳君）

所管外について、二、三お尋ねをいたします。

議案第61号の一般会計補正予算でありますけれども、歳入で交付金が4億8,200万円ほど計上されておりますが、13ページの総務管理費で、新型コロナ対策として6,000万円計上されております。商品券の発行事業ということなのですが、これの内容を教えてください。

それと、19ページですけれども、同じくコロナ関係ですけれども、委託料として3,077万6,000円、ワクチン接種の業務委託とコールセンターの委託が計上されておりますが、ワクチン接種の業務委託、人数が何人かということと、それから、コールセンターの業務委託、委託先と人数が分かれば教えてください。

それと、3点目に、25ページですけれども、都市計画費の中で、都市計画の基礎調査業務委託が計上されております。都市計画区域が本町では2か所、宮之浦と安房地区だと思っておりますが、この調査の中身というのは、どういったことを委託をするのか、この3点を教えてください。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業振興課長（鶴田洋治君）

榎議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス対策事業の6,000万円、負担金及び補助金で計上をさせていただいております。これにつきましては、コロナで落ち込んでる消費を伸ばしていこうということで、プレミアム商品券を発行するための事業であります。

今回、これまでと違う内容としましては、飲食店用にプレミアム商品券を30%のプレミアムをつけると。それから、一般用の商品券として20%のプレミアムをつけまして、トータルで1セット飲食の場合が1万3,000円分を1万円で販売しますと。それから一般用が、1万2,000円分の商品券を1セットで1万円で販売する予定としております。一般用の場合は、一人10セット10万円分までということで、7月から8月にかけて周知

をしまして、販売方法につきましては、今までどおり商工会のほうで、各公民館等を回りまして販売する予定にしております。

以上です。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

2番目の質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制であります。

まず、委託料のワクチン接種業務委託につきましては、今回が、これが4回目の接種に関する補正予算と、3回目までまだ打っていない方に対する委託料になっております。まず、4回目の接種業務委託につきましては、平日が2,277円と、休日になれば4,620円ということで、平日に関しまして、4回目接種4,000人を見込んでおります。それと、休日につきましては2,000人と、あと、3回目までの未接種者につきまして2,400人を2,277円で見込んでおります。

それと、コールセンターの業務委託料なんですけど、これも4回目接種に対応して、3か月間期間を延長しようとするものでして、その分を業務委託料として1件750円の6,000件分と、次にまた、今までの分の含めた形での補正予算というふうになっておりますので、継続してまた実施していこうということで、予算が不足しないように増額するものであります。

○建設課長（日高 望君）

3番目の御質問に対してお答えしたいと思います。

都市計画の基礎調査業務委託でございますが、調査内容といたしましては、上屋久、屋久、両都市計画区域内の部分の構成調査関係ですね。人口であったりとか、商工関係部分のそこらふきんの中身的な部分の調査を実施をして、取りまとめを行っております。

○9番（榎 光徳君）

プレミアム商品券につきまして、当然以前もあって、非常に町民からもありがたがられておりますので、ぜひ御案内よろしくお願ひしたいと思います。

それと、ワクチン接種ですけれども、先程町長の行政報告でもありましたけれども、3回目の接種が終わった時点で76.7%でしたかね、接種率が。ということで、これが高いのか低いのかという評価もあるんですけども、今回は4回目を当然基本にしてるんでしょうけれども、6,000人ぐらいに今、接種を予定してるということでしたので、これも今、感染が終息に向かっていくのかどうかというの、なかなか見極めができないんでしょうけれども、引き続いてここら辺の町民向けの啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、都市計画なんですけど、今、課長から答弁がありましたように、本町では宮之浦地区と安房地区ですよ。それで、構成調査みたいなことも言われましたが、以前は

区域の見直しというのが、例えば、上屋久都市計画は、志戸子から宮之浦、楠川までが区域の範囲内に入ってると思うんですが、この区域を字、大字名でいくのかとか、何かそういう議論があったような気がするんですが、その区域の見直しとか、そういったことについての何か協議というのはされてないんですか。もしそこら辺が分かれば。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

この基礎調査を基に、今後、都市計画の見直しを実施をするということでございます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○5番（眞邊真紀君）

議案第61号の一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

12ページ、歳出のほう、12ページです。総務費の地域活性化対策費で、地域おこし協力隊の報酬が256万円出てますが、これは4月に2名雇用して、ずらして、あと1名雇用された分なのかなと思うんですけれども、この協力隊、恐らく1名だと思うんですが、1名の方の雇用の目的というのは何なのかお伺いします。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

ただいまの眞邊議員の御質問にお答えいたします。

5月の町報の中でもお知らせしましたとおり、今年度2名加えまして、現在4名の体制で協力をいただいているところであります。2月の募集をかけましたときに、たくさんの応募をいただきまして、ちょっと甲乙つけがたいというところが3名いらっしゃいました。そのうち2名が4月からの採用ということで、あともう一名を7月から採用したいということで、今回の補正の中の1名については、そういうことであります。

その方の目的としましては、島内の中で色んなインタビューをしまして、それを情報を発信をしたいというような提案でございました。4月から採用をしております2人につきましては、お一人は苔を研究をして、それを商品開発につなげたいということでございます。もう一人の方につきましては、同じような形になりますけれども、色んな島の中から情報発信をしたいということで、今現在取りかかっています。

今回の補正で、先程の7月からの1名に加えて、産業振興課のほうから農林水産物の島内における生産であるとか、新商品について情報発信に係る協力隊をお願いしたいということを要請がございまして、2月のときに募集はかけたんですけども、数名の方いらっしゃったんですけども、こちらのちょっと提案の中身と合致しなかったものから、そのときは採用できなくて、また再度今から準備をしまして、9月に採用できるような形で準備したいというふうに思っています。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

以前説明のあったとおりに今、御説明をいただいたんですけど、結局屋久島町の地域おこし協力隊の雇用について、ちょっと以前から疑問がありまして、何か明確な目的がないんですね。何人ももう御卒業というか、雇用してない方がもう卒業してますけど、実績を残されていないなというふうに非常に思ってるんですよ。今回も島内でインタビューをして、それで何を残すのか、屋久島町に何を残してくれるのかというのが非常に不明確で、苔玉を作るっていうのも、それは個人のビジネスなのか、それとも、屋久島町のどこか公共施設で誰かがやって収益になるような事業を展開するのか、そうじゃないと思うんですね。個人で、個人の趣味の範囲で作って、お土産物としてとか販売するのは、それは地域おこし協力隊の役目ではないと思うんです。なんで、全体的にこういう雇用されるときに、明確な目的を持って、屋久島町に何を残すのかということ念頭に置いて、無駄なく雇用していただきたいなと思います。これはちょっと自分の一般質問にも係ることなので、また質問中にも申し上げますけど、やっぱりやってみたいということを実現させてあげるわけではないんですよ、地域おこし協力隊の目的というのは。だから、ほかの自治体の事例も十分参考にさせていただいて雇用していただきたいなと強く思ってます。今回の予算に反対するものではないですが、そういうことを念頭に置いて、この7月から来られる方にもしっかり指導していただけたらなというふうに思っています。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

回答はよろしいですか。

○5番（眞邊真紀君）

はい。いいです。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○4番（中馬慎一郎君）

議案第62号の志戸子集落の水道工事の改良工事についてお聞きします。改良工事は、これはあくまでも施設の貯水池の水のあの施設のことだけだと思うんですけど、集落内を流れる配管、そちらの調査とか、そういったものはされてないのか、ちょっとお聞きしたいです。というのは、以前人口の割りに、志戸子集落の人の水の使ってる量が非常に多いんじゃないかという指摘を受けてまして、その辺もし調べたことがあるならお聞きしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○生活環境課長（計屋正人君）

志戸子の水道の改良工事の件ですが、浄水施設とともに配管路等の工事も実施をいたします。今年度、設計業務をしてございまして、今年度から3か年の事業となつてございますので、その中で今年度、配管のほうの設計も同時にいたします。そういうような工事の内容となつてございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○1番（岩川卓誉君）

所管外につき、2点お伺いします。

まず一つは、議案の第59号、屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正についてですけれども、こちら今までの御説明で保険料が上がる時が来るから、町民の負担が増えないように積み立てておく基金ですってということで、給付の財源に不足を生じたときの支払いに充てるというふうになってたと思うんですけど、これを事業の円滑な運営を図るというふうに変えたのは、具体的にどういったことを想定してるのかというところを一つお聞かせいただきたいということと、もう一つが、議案の第61号、一般会計補正予算の中で、18ページ。18ページになります。簡易水道特別会計繰出金のほうに3,230万円繰出金を出されていて、追加で資料も頂いたところなんですけれども、それぞれ辺地対策事業債と簡易水道事業債と補助裏に充てていた財源を返すということなんですけれども、この返す額については、通常どおり交付税措置されるということで理解してよろしいか、2点お伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

岩川議員の質問にお答えします。

まず、1点目の国民健康保険基金条例の一部改正につきましては、目的が今の条例であれば、健康保険の給付金に対する財源に不足が生じた場合に補填をするというふうになっていましたが、今、実際平成30年4月に国保の制度の改正がありまして、保険給付に対しましては、県が全額補填をするということになっております。なので、今現在の条例ではちょっと対応ができないということで、今度の改正をしようとするものであります。まず、その目的としましては、まず、激変緩和措置につきまして、令和5年度で一応もう打ち切られるということに、打ち切られるというか、廃止になるということになっておりますので、その分に対して赤字が生じないように補填をするものと、あと、

今、保険料率の統一化を県が図っております。まだ、実施時期がまだ、令和6年以降にはなるとは思いますが、そこに対応をするための保険料に対して、保険料が統一化された場合に、その分をじゃあ1年で保険料を上げてしまうと、ちょっと町民の方に対しましてかなり不利益になるということで、少しずつ上げていくための財源にしようと考えております。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はございませんか。

○生活環境課長（計屋正人君）

簡易水道の補正の辺地債と簡易水道債の償還の件です。金額につきましては、現在まだ見込みの金額というような形となります。今回でやや多めになろうかと思いますが、計上して、今後きちんとした計算の下、償還に充てたいと思っております。

普通交付税の件になりますが、当然償還する部分については減るといいますか、なくなるというような形にはなりません。当然一部の償還になりますので、大部分の額については、何ていいますか、そのまま基準財政需要額に算入がされるというふうになってございます。

以上でございます。

○1番（岩川卓誉君）

すいません。そしたら、例えば、辺地対策事業債で交付税充当率70でしたかね。ちょっとはっきり覚えてないんですけど、それが今回、例えば、この1,530万円ってあるうちの7割は、もう交付税措置されないかもしれないという理解でよろしいですか。

○生活環境課長（計屋正人君）

辺地債で8割で、簡水債で5割で計算、算入はされますけれども、その部分については見込まれないというふうになります。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに。

○14番（渡邊博之君）

簡単にお答えをいただきたいと思います。

60号ですけれども、この跡地の利用ですけれども、売払いの可能性、あるいは、どういう跡地の利用するのか、もしあればお答えをいただきたいと思います。

それから、一般会計で、歳出の21ページですけれども、農業施設整備費の12の委託料と14の工事請負費、これ一湊頭首工って読むんでしょうか。一湊頭首って読むんですか。読み方も含めて御説明をいただきたいと思います。まずは、その2点です。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○建設課長（日高 望君）

ただいまの質問に対して、お答えをいたします。

住宅管理条例の一部改正というところの部分なんですが、すいません。空き家云々の話がありますので、解体後の売払いであったりとか、そこらふきんの分については、今後検討という形になります。

もう一つが、農業施設整備費の委託料の400万円ですが、一湊の、これ頭首工って読みます。農業用水の水源に当たるところの部分、河川であったりとか、小川だったりとか、そこをせき止めて、そこから水を取るという形の施設になります。この分について、測量設計委託400万円という形です。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

少し関連で質問をさせていただきたいんですが、私もこういう質問は初めてですけども、生理の貧困に関する事で、鹿児島県が今年度の予算を使って、女性ですけども、生理の貧困問題に取り組むこととし、各市町村に対して、県からの助成希望の聞き取りを行ったと。そういう中で、県に対して予算要望を出した市町村が、43市町村中36市町村というふうになっておりますが、屋久島町は希望を出したのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、職員募集です。今度の町報を見まして、ある方からの指摘です。私も少し自責の念も含めてお伺いするんですけども、要項、募集を見ますと、土木建築技師、保健師、これは専門職ですね。専門職を、あるいは、資格を有する、これは当然だというふうに思うんですが、一般事務、あるいは、それから消防職が、高等学校、高校卒業という資格で位置づけられてる。ところが、現実には、高校行かずに中学校を出て、そのまま社会に出て頑張るといふ子供もいるわけですね。それがたとえ僅かでも、やはり高校生、この3年間でやっぱりその変化を尊重もして期待も可能性も含めて、高校の学歴でしばっちゃうと、その子供たちは資格がないということになるわけですね。高校卒業をしてないわけですから。でも、これは、やはり不平等、格差、今、問題になってますけれども、そういう点からは、年齢もです。年齢を入れると。年齢ということを重視して採用の基準にすべきじゃないかと思うんですけど、これ非常に大事なことだなと。これ住民からの指摘なんです。今も非常に、私もずっと長い間やってますけども、こういうことにも気が付かないでいるんですけども、町長もどうでしょうか。この辺の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

渡邊博之君、総括質疑です。提案された議案に対する総括質疑です。今のやつは総括質疑に該当しないというふうに思います。自分の所管で委員会付託されたときに、お尋

ねしてください。すいません。議案にありますか。議案に対する総括質疑です。お答えできますか。準備してないようなので、お答えできないようです。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの10件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

△ 日程第26 令和4年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について

△ 日程第27 令和4年陳情第6号 屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書

○議長（石田尾茂樹君）

日程第26、令和4年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についてから日程第27、令和4年陳情第6号、屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書までの2件を一括議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託します。

審査の会場は、議案審査と同じ場所といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月14日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 0時15分

令和4年第2回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和4年6月14日

令和4年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月14日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
4番 中馬慎一郎	<p>1. 町道荒川線・淀川線の安全管理について</p> <p>(1) 安全管理の為に通行止めの基準の見直しが必要ではないか。</p> <p>(2) 道路・駐車場拡幅の今後の計画はないか。</p> <p>2. 益救参道の整備について</p> <p>(1) 益救参道の登山道整備や登山施設についての今後の方向性についての見解を問う。</p> <p>(2) 龍神杉から高塚方面に向けた町管理区間の延長の考えはないか。</p> <p>3. コンプライアンス遵守の対策の取り組みについて</p> <p>(1) 法令遵守や社会的良識又はハラスメント対策を職場内全体に行き届かせるための取り組みはこれまでどのように行ってきたのか。</p> <p>(2) 今後取り組む新たな方策はあるか。</p> <p>4. 新型コロナウイルス対策の今後の取り組みについて</p> <p>これまでの発生データをもとに、発生者の多い世代などに集中した今後の対策が必要ではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
14番 渡邊博之	<p>1. 馬毛島の軍事基地化について</p> <p>馬毛島の軍事基地化で、ドクターヘリや空と海の定期便のコースが変更を余儀なくされるのではないかという懸念は払拭されていない。また近年、屋久島や馬毛島近海に出現するようになっているクジラへの影響評価も実施すべきではないか。</p> <p>これらについて、準備書に対する町長の意見</p>	<p>町 長</p>

	<p>に盛り込み、要求すべきと思うがどうか。</p> <p>2. 危機管理の充実について</p> <p>町が管理する一湊、春田浜の海水浴場、また町も関わっているカメの観察・研究が行われている永田浜における津波対策で、その指揮系統は万全なものになっているか、ご説明願いたい。</p> <p>3. 町営住宅の環境整備について</p> <p>(1) 増加している町営住宅の空き家対策は、税収面からも大事だと思う。解決の方策についてお聞きしたい。</p> <p>(2) 高齢者が住む町営住宅や空き家の周辺整備は、町の責任で行うべきではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>9 番 榎 光徳</p>	<p>1. 本町における防災及び避難対策等の現状と課題について</p> <p>(1) 梅雨シーズンとなり、さまざまな災害が想定される中、平成19年に策定された地域防災計画の見直しと、防災会議の開催は適切に行われているか。</p> <p>(2) 口永良部島をはじめ、各集落の避難訓練の現状はどのようになっているか。又、各家庭に配布された防災マップ等の活用は図られているか。</p> <p>(3) 防災点検、危険箇所点検等は年次ごとに行われているのか。又、その内容はどのようなものか示して頂きたい。</p> <p>(4) 宮之浦「平和町海岸津波対策協議会」が県に提出した要望書の内容を把握できているか。又、各避難所における食糧備蓄等備蓄品の備えは万全か。</p> <p>(5) 気象庁を含む関係機関、団体等の連携・強化は図られているか。</p>	<p>町 長</p>

15番 大角利成	<p>1. 恵まれた自然資源と屋久島の価値を生かした町づくりについて</p> <p>(1) 世界自然遺産登録30周年を節目として、効果検証をどのような手法で実施しようと考えているか。</p> <p>(2) 荒木町長が取り組んできた10周年の政策を自身どう評価しているか。</p> <p>(3) 30周年を迎えるに当たり、どのような取り組み（イベント等含）を考えているか。</p> <p>(4) 百パーセント、クリーンな水力発電で賄う島を目指して、今後の水力発電所整備についてどう考えているか。</p> <p>(5) 電気自動車の普及についてどう考えているか。10年間で公用車を何台更新し、うち電気自動車は何台か。</p> <p>2. 屋久島町の更なるPRについて</p> <p>NHKのど自慢の公開放送を誘致する考えはないか。</p> <p>3. 尾之間中央公民館の改修について</p> <p>どのような改修内容で、いつ頃を考えているか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p>
----------	---	------------------------------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

建設課長より、発言を求められていますので許可いたします。

○建設課長（日高 望君）

すみません、訂正をお願いしたいことがございます。

昨日、議決していただきました議案第55号なのですが、栗生漁港保全工事（三工区）（繰）の請負契約の締結なのですが、中ほどのですね、契約の相手方のところで、有限会社藤田建設興業株式会社というかたちになっております。有限会社のほうの削除をお願いいたします。藤田建設興業株式会社です。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、4番、中馬慎一郎君に発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

おはようございます。4番、中馬慎一郎です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

その前に、本日6月14日は旧暦の5月16日ということで、山ん神の日に当たります。私もここ来る前に、宮之浦の牛床詣所にお参りをしてきました。このような山岳信仰伝統文化を大切にしてきた先人たちに厚い感謝の気持ち、そしてこれからもこういう文化を伝えていきたいなと思っております。

それでは、質問のほう、入らさせていただきます。

本日は、4つ質問させていただきますが、まず1つ目、町道荒川線、淀川線の安全管理についてお伺いします。

安全管理のためにも大雨が降ったときなどに通行止めの基準があるんですが、6月に入りまして線状降水帯の見直しや様々な基準も変わってきています。今後の基準の見直しについて町の検討を伺いたいと思います。そして荒川線、淀川線の道路拡張、拡幅の今後の計画についてお伺いします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。中馬慎一郎議員の質問にお答えをします。

町道荒川線及び淀川線につきましては、特に町独自の通行止め基準を定めているものではなく、県道屋久島公園安房線の通行止めに準じた交通規制を実施をしております。

荒川登山バスの運行につきましては、令和元年5月18日に発生いたしました山岳部豪雨災害によって登山者が孤立した反省を踏まえ、気象庁が発表する早期注意情報警報の可能性を参考に、前日の17時頃までに運行責任者であるバス会社が決定をしています。

このことから、登山者の安全のために、荒川登山バスが運休となっても県道や町道が通行止めとならないため、タクシーなどの営業車を利用すれば入山できる例が見られます。

しかし、タクシーや借上げバスの運営会社は、この登山バスの運行責任者の関係者でもあることであり、登山バスが運休の際は、登山時の乗入れを自粛することが申合せとなっています。

なお、厳密に通行止めを行わないのは、危険回避のために早めに下山される登山者の迎えなどに支障がないようするものであります。しかし、この申合せが風化したり、予報が当たらないことが不満となり、営業車の乗り入れが常態化しているのであれば、改めて登山者の安全のためであることの理解を求めるとともに、早期予報に変わる天候判断データを模索をしたいと思います。それでも、規制を伴うルール化を求めるのであれば、本件の場合、営業や登山者の移動の自由を規制することとなることから、道路管理上、道路交通法、災害対策基本法など、根拠法や目的を再整理する必要がありますので、影響を受ける運行会社や山岳部保全利用協議会で話題にしていってほしいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

今現在、荒川バスの運行基準というのが、通行止め基準というのが大雨警報及び早期警報が出る可能性があるというときにみだりに出されたり、後、連続雨量200mm以上というので通行止めになっております。その中で、町長もおっしゃられたとおり、なかなか、この警報注意報というのが当たっていないというか、そういったところがやはり、足並みがそろわないところの1つにも原因にもなっているのかなと思います。

バス会社、荒川バス運行者は、なるべく早めに安全基準を守って止めるんでしょうけど、実際降っていないというのが分かれば、タクシーなどを利用して荒川登山口、もしくは淀川登山口に上がっているということで、数字をちょっと拾ってみましたけど、今年の5月、4月の29日ですね、通行止めになっていた日でも荒川登山口にタクシーを利

用して4名の方が入られています。昨年もちょうど同じ4月29日に、通行止めのところをバスが運休しているところをタクシーを利用して入っている方々もいました。今年に限ってはですね、こういった方々の1名が、大雨が原因でけがをしたかどうかはちょっと定かではないんですけど、けがをして、分遣所のレスキューの方が上がるという事態にもなっています。やっぱり安全基準というのを足並みをそろえるというのは、今年4月に発生した知床の遊覧船事故、26名の方が亡くなって、非常に残念な事故でした。まだいまだ12名見つかっておりません。そういう事故を振り返ると、やはり観光施設の安全基準というのを関係者一同足並みをそろえるというのが非常に大事なかと痛感しております。

1番早いのは、町道を止めることなのかなと私も思っていたんですが、今おっしゃられたように、下山者の対応というのもありますので、それはまたそれで協議をしていかなければいけないんですけど、やはり明確な安全基準というのをつくっていただくためにも、やはり、山での実際降っている雨の雨量をしっかりと捉える雨量計なり、後、そういう確かな確証を持てるデータを基に止めるというのも必要じゃないかなと思うんですけど、そういった山間部への雨量の測り方、そういったものはちょっと検討されていないかどうかお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

今のところ、全然検討しておりませんが、今、議員が言われるように、今、県ではなくて林野あるいは環境省辺りがですね、山間部に独自で付けている雨量計を今は、後からですけれども、こんだけ降りましたよというデータとか見て、ああ、そんだけ降っていたんだという思いも逆にあります。ですから、やっぱり平地で何mmというよりも山間部で何mm、あるいは1,000m、1,500ぐらいで何mmとかいうものをこれからは必要になるのかなあという思いではあります。

○4番（中馬慎一郎君）

山間部でのそういう雨量のデータが1日でも早く正確なデータが取れて、それが安全基準につながるような取組になるように、この場で決まらなくても協議会とか、そういった所で、私は言い続けて行きたいと思っております。引き続き、検討していただければと思います。

2つ目に入ります。

荒川線、淀川線の道路の拡幅についてです。これは具体的に荒川線については、バス会社のほうから要望書も出ていると思います。今現在、バスの全長が10.8mということなんですけど、本来、大型観光バスというのが12mの標準規格があるということで、この12mのバスを走らせるためには今の道路管理ではちょっと難しいということから、拡幅の要望が出ていると思います。この要望に対しての進捗状況をお聞きします。

○町長（荒木耕治君）

道路の今後の計画としましては、議員にも出席をいただきました本年3月に開催をされました屋久島山岳部保全利用協議会総会において、種子島・屋久島交通株式会社より、町道荒川線改良について要望を受けたところであります。

要望としましては、現在使用している車両が老朽化をし、修理部品の手配も困難となっていることから、12m大型バスが通行できるよう、町道荒川線の改良を要望をするものであります。この件に関しましては、道路形状の変更を伴うものでありますので、土地所有者、国立公園の担当者も含め現場検証を行い、検討してまいりたいというふうに考えております。

○4番（中馬慎一郎君）

現場検証は、まだ、じゃあ、されていないということによろしいですか。

○観光まちづくり課長（泊 光秀君）

現場検証につきましては、まだこれまでのところしておりませんので、今後、早急に対応してまいりたいと思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

この10.8mのバスというのがちょっと特殊なバスでして、車体は路線バスの規格、そして車内が観光バスということで、このバスを維持していくにも非常に、部品がもうないということで、交換ができないということからバス会社も非常に急いで拡幅のほうをお願いしていると思っております。

当然、バスが大きくなると乗せれる人数も少し増えて、登山者へのゆとりある運行にもつながるのかなと思っておりますので、まずは早急に現場検証をしていただき、対応していただければと思っております。前向きな考えでよろしいですかね、それは。

○町長（荒木耕治君）

両方から聞いていることは、ガードレールが一部、回れないところがあったり、要するにのり面と言うか、何て言うんですか、山肌、のり面、のり面がちょっとあったり、カーブがありますんで、そこの部分的なものは何か所か、バス会社の方からも聞いておりますんで、いずれにしましても、これ早急にやらないといけないというふうに思っておりますので、急いでそういう作業に取りかかりたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

私も度々、登山バス乗るんですけど、最近はあまりないんですけど、以前はミラーに当たって壊すとか、後、ちょっと擦ったりするということもありましたので、この10.8mでも今、非常にぎりぎりだということです。早急にまずは検証していただきたいと思っております。

続いて、もう1つの淀川線、これは駐車場のことをお聞きしたいんですが、毎年、も

う慢性的に駐車場の満車状態からバスなどがUターンできないということが起っております。今年も4月の9日に、登山口付近の駐車が問題となって、バスがUターンできなかつたりしております。以前、繁忙期や例えば、しゃくなげ登山って今はないんですけど、そういうイベントのときには、林野が鍵をしているゲートから奥をちょっと臨時的に使わせていただいた、確か実績もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りも含めて交渉というのは、町長、できないものか見解をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

結論から言うことができますと思います。

駐車場の件につきましては、今回のゴールデンウィーク期間においても、路上駐車が散見をされており、路線バス等の今、議員がおっしゃられた通行に妨げとなって、町のホームページにおいて啓発するとともに山岳部保全利用協議会スタッフを配置をするなど対応したところであります。

また、抜本的な対応として、今、申し上げましたように、以前から要望のある森林管理署が管理をしておりますゲートより先の土地使用願いについて繁忙期だけでも活用できないか、協議をしてみたいというふうに思います。

今、環境省ですか、あそこの小屋みたいなのをつくって、あれをつくってまた少し狭くなったような気も私もしておりますので、ぜひ、今、議員がおっしゃられるように、さっきの部分をですね、利用させていただけないか協議をしたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

そちらもぜひ協議をお願いしたいと思います。

繁忙期に当たるこの5月、今年はちょっと数字が出ていないんですけど、昨年が淀川登山口利用者が1,242人、11月が1,335人と、この二月、後、10月も1,000人を超えています。大体3か月が非常に多いんですけど、通年じゃなくてもポイント絞って、期間絞って使えたらなと思っております。ただちょっと、ゲートから先、非常にこう道が以前と比べて悪化していて、砂利が雨で流れたり、少し車が通るには状態が悪いので、その辺どちらかが、どこが管理して整備するのかというのも含めて検討してもらえればと思います。

すみません、じゃあ、2つ目の益救参道の整備について話をしたいと思います。

益救参道の整備、これまでも議会で以前、何名かの議員の方々が質問をしてきたと思うんですが、登山道整備や登山道施設についての今後の方向性、今、少しなかなか益救参道についての話がここ最近出てこないの、ちょっと見解をまずは聞きたいと思いません。

○町長（荒木耕治君）

益救参道、龍神杉登山は平成10年度から平成16年度にかけて歩道の石積み整備をして

おり、歩道から龍神杉までは国立公園第3種特別地域の龍神杉線道路として指定をされ、平成19年7月から益救参道龍神杉登山道として供用を開始したところであります。御承知のとおり、益救参道は他の登山道と比較しますと、急な昇りが多いことを始め、石組の歩道や沢越えをする危険などがあり、上級者向けの厳しい登山道となっております。今後の方向性としましては、町が管理する登山道でありますので、道迷いの発生や転倒などを防止するための必要最低限の整備や維持管理を行いながら、登山経験が少ない利用者には、資格を持った公認ガイドの同行を推奨するなど、利用者の安全確保が図られるよう、関係機関と協議を行い、山岳部の適正利用ビジョンに即した利用体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

併せまして、龍神杉登山口に至る神之川林道につきましても、これまで同様、屋久島森林管理署との併用協定に基づき、建設課において陥没箇所を砂利補修をするなど、通行に影響がない管理を行ってまいりたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

町長も以前、ここは歩かれたことがあると思うんですけど、ここ最近、この現場というか、見に行かれたことはありますか。

○町長（荒木耕治君）

最近はありません。

○4番（中馬慎一郎君）

ちょっと資料、お渡ししていいですか。

今、手元にお渡しした写真、先週私が撮ってきた写真なんですが、神之川林道から登山口まで約1.1kmの区間、非常に荒廃が進んで、もう、ちょっと人がとても通るような雰囲気ではないと、登山口にこういう状態であると登山者もですね、ここは通っていいんだろうかと迷うぐらいの荒れ方だと思っています。やはり、受入れをするという気持ちがあれば、ここをしっかりとまずは整備して、で、上の登山道入ってからの整備は、結構やっぱり進んでいます。進んでいるというか、維持管理がされているなど思っておりますが、まずはこの入り口付近、特に、看板も登山届があるんですけど、ちょっともう草で隠れているような状態になっておりまして、非常に、こう荒れていると、その辺り、町長もですね、平成25年の議会の中で未整備区間に着手することが最優先課題だと述べられております。やはり、町長自身これを、何とか益救参道を活性化して屋久島の観光振興につなげるという思いはあるかと一応思ってよろしいんですかね。以上、その思いを聞かせてください。

○町長（荒木耕治君）

これは旧町時代に整備をした道でございます。楠川歩道を議員に言ってもあれですけど、楠川歩道を参考にして石積みにしたと。そこら辺にある、持ってくるんじゃないかと

そこら辺にあるもので石積みをして、要するに、先の話をする、この龍神杉から縄文杉に抜けられないかというのが旧の上屋久町時代には、そういう思いがあったように思っております。負荷を軽減するという意味では、今の荒川から登って下りるより、あるいは選択肢がもう一方あっていいんじゃないかという、そういう多分、議論をしていた時代だというふうに思っております。ですからまずそこを整備します。私も議員が言われるように、この放置をするというような気持ちはありません。ですが、今、縄文杉につながるといふよりか、ここは龍神・雷神・風神という3本の杉もありますし、それなりに歴史もある所でございます。宮之浦上流域に官行という集落があったのもありますから、そういうところでは1つのそこだけでも十分時間を過ごせる場所になり得るといふふうに思っております、実はその25年以降に、九州森林管理署の熊本に局長に会いに、まずは神之川林道、併用林道ですから、これ舗装して、要するにその神之川林道から登山口までのこの間がすごく荒れている、砂利で、私が行ったときにはこんなじゃなかったですから、もう六、七年経つと本当にもう藪になっているんだろなあというふうに今、この写真を見てそう思います。ですから、ここをもう一遍つないでいこうと。もうちょっと旧町時代の林活の中から要するに、今、総合自然公園も途中で縮小しましたが、あれにつないでこのエリアまでやっていこうという、壮大な計画がそのときの旧上屋久町時代にあって、それが環境文化村構想へとつながって行って、世界自然遺産につながっていったというふうに私は思っておりますので、そういう面では大事なそういう地域だと思いますので、これからもそういう方法を探っていきたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

今、ちょっと龍神杉から縄文杉の共用、林道使用についてという話もありましたけど、まずは、いわゆるその龍神杉から登山口下までの整備、それに対して、今、そのルート、1か所もトイレがありません。携帯トイレを推奨するなら、携帯トイレを使うブースとか、あと回収ボックス、これもありません。携帯トイレをどこで使ったら捨てればいいのかという問題も非常にありまして、今、言われたとおり、自然公園もありますので、そこも含めてそういうインフラ整備、後、登山のほうの本当にこういう荒廃を早く直して、せっかくこの屋久島でこの町が管理している登山道の大事な1つです。来年、世界遺産30周年に向けて、これからの屋久島の観光の在り方をひとつ、町が示せる場所の1つじゃないかなと思っておりますので、やはり受入れ体制を、おもてなしの気持ちがあればそういう整備につながってくると思いますから、非常に前向きに取り組んでほしいなと思っております。

その次の小さい2番目に、先ほど出た龍神杉から縄文杉の共用についての話なんですけど、平成21年の議会の中で、2回ほどこのルートについて質問が出されて、その当時の

町長の見解、話では1つ目がですね、この登山道については環境省林野庁の拒否反応を示されたことはないという答弁、そしてその後、12月の議会では保全の観点からルート延長は厳しいだろうと、意見調整が必要ではないかという回答もされています。

で、町長も流れ、経緯は御存じだと思うんですけど、このルートを今後どうするかというのは、非常に私、今すぐの課題ではなくて、やはりこれから屋久島の20年、30年、50年の山の観光、登山の在り方を考えたときに、荒川からのトロッコ軌道の管理がどうなるか、やっぱり、ちょっと不透明なところもあります。で、縄文杉や奥岳に行く道が、できればやっぱり複線化というか、複数あったほうが安全管理上も非常にいいのではないかと考えております。その中で、この道、いつからこういう道ができていたか分かりませんが、以前は、岳参りなど、一部の奥岳に行く道としても使われていたり、今、実際ゲートはして通行止めにはしていますけども、やはり道としてもしっかりまだ残っています。ちょっと不明瞭な部分も多少あると思うんですけど、少なくとも道として、しっかりありますので、今ここ、林野の環境省さんの都合で通行止めとしていますけど、ここやはり何とか通れるように働きかけてほしいなあと思っています。

ただ、この道、非常にハードな道で誰でも簡単に行けるという道ではないと私も思っています。ですから、先ほど言葉の中に公認ガイドという名前も出しましたが、公認ガイド、もしくは町が許可をしたガイドさん、案内人の許可制にして、細々とでもいいから道を使い続けていき、将来に向けてどんどん話を広げていければなあと思っています。荒川線の代用には、なかなかないと思うんですけども、これは道を通しておくという気持ち、これは今からつくっていかないと、そのときになって道をつくるって言うてもなかなか大変なので、準備段階としては今からやっつけていけばいいのかなと思っています。その辺、町長はどうお考えですかね。

○町長（荒木耕治君）

町管理区間の延長につきましては、御承知のとおり、本区間につきましては、国立公園の歩道としては認められていない区間になります。

延長することで縄文杉ルートの選択肢が増え、荒川ルートの往復により、利用負荷が軽減をされ、宮之浦縄文杉、荒川を互いに往復することが可能となる一方で、世界自然遺産地域、または隣接に新たに歩道やトイレが必要となり、現状よりも環境への負荷を与える可能性もあります。

また、利用が常態化されると、過去、道迷いが生じた220号支線への利用が主要となり、龍神杉ルートへの利用誘導が困難となり、目的がそれてしまう恐れもあります。いずれにせよ、方針決定には土地所有者、国立公園管理者の理解が必要であることから関係機関と影響と効果について慎重な検討を重ねて、今後参りたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

217支線に下りる山岳事故、これが2017年の6月11日、ちょうどこれも山ん神の日でした。大雨の中、無理に渡ろうとした方々が流されたということで、217線を、その益救参道へ続く道と勘違いして下りたと一応、公式にはなっていますが、やはり道を、何て言うんですかね、変にこう隠そうとすると、ちょっと経験ない方、初めて通る方は余計、勘に頼ってそこ行こうとするのかなあと思っています。やはり、もう明確に道として、登山の地図にも一応載っているんですよ、この道。だから行こうと思えば行けるんですけども、ちょっと下手に、変に隠そうとしているところが逆に遭難事故につながっている、そういう可能性もあるのかなと思っています。止めるなら止めるでしっかりしたほうがいいんでしょうけど、なかなか、これ登山者の行動を強制的に止めるということは、なかなか一方的に厳しいと思いますので、道の管理の在り方をもう少し、環境省、林野、国と検討して、今後使っていけるように取り組みしてくれたらなと思っております。

最後に、この問題の最後に、この写真に、一応最後に、1番下に木の写真を載せているんですけど、これ、神之川林道自然公園から林道に入って5分ぐらいですかね、行った、ちょっと龍の姿をした写真です。これインスタグラムなんかで結構人気でして、わざわざそこを見に行く観光客の方もいます。そういう案内をするガイドさんたちも中にはいてですね、で、先程出た宮之浦上流域の観光の在り方、全体を考えると、こういった林道の利用も今増えていまして、非常に観光の目玉というか、1つのポイントになるんじゃないかなと思っております。そこも含めて、また検討していただければなと思っております。

次に、3番目のコンプライアンスの対策の取組についてお伺いします。

法令遵守や社会的良識またハラスメント対策を職場内全体に行き届かせるための取組はこれまでどのように行ってきたのかをお尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

コンプライアンスとは、一般的に法令遵守と訳されておりますが、単に法令違反をしないということではなく、組織内の各種ルールを遵守すること、さらには社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることをいうとされており、地方公務員法第30条では、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

本町におきましては、最も重要な法令遵守に関しまして、例年、第一法規担当者による法制執務研修の実施、法務事務専門員による法律相談を実施するとともに、令和3年度には私債管理についての研修会を開催するなど、法律の専門的な立場から指導、助言をいただきながら適正な事務処理に努めているところであります。

情報漏えい対策といたしまして、行政事務のデジタル化に対応するため、情報セキュリティポリシーを定めており、必要に応じ改正しながら、職員に周知及び注意喚起を行っており、公文書の管理につきましても文書事務取扱規定に沿った処理を行いながら、情報の適切な管理を努めているところであります。

また、近年、問題視されているハラスメントにつきましては、これまで本町での事案報告などはございませんが、ハラスメント防止対策として、2019年9月に職員組合と共催で社会保険労務士を講師に招き、ハラスメント研修を実施をするなど、啓発活動に取り組んでまいりました。

以上のように、基本的なものにつきましては、随時、取組を行っているところでございますが、引き続き、法令遵守のみならず、一般的な社会規範やマナーを守ることも含んだ全体の奉仕者としての行動規範である公務員倫理に対し、職員が共通の認識をもって行動することにより、町民から信頼される行政を目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

今の答弁の最初のほうで、法令さえ守ればよいという考えじゃないと、まさしくそのとおりだと思います。その中で、幾つか研修のことも出ていましたけど、この研修というのは全職員の方が受ける研修と違っていいんですかね、課長さんたちだけとかですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

職員については、全職員を対象にしていますが、職務の都合等もありますので参加できる職員については全員ということで考えています。

○4番（中馬慎一郎君）

ちなみに、最近、近々の研修で言うと、どれぐらいの方がそういうものに参加されるんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

先程、町長から答弁のありました法令執務研修につきましては、コロナの影響もありまして、ここ2年ぐらいは開催されておられません。私債管理につきましては、町民課の税担当を中心として研修を受けております。また、ハラスメント研修につきましては、業務終了後に職員組合と共催で開催しておりますが、ちょっと人数は今、把握しておられません。

○4番（中馬慎一郎君）

昨日の議会の中でも町長が、一連の口永良部の水道やそういった関連の不祥事についてルール化という言葉が出たんですけど、このルール化というのは、具体的に新たな条例をつくるのか、これに対しての制度化をしっかりと形につくると私は認識したんですけど、あれはどのような言葉でしたかね。

○副町長（日高 豊君）

今回、昨年の不祥事と言うか、水道の件も含めまして、やはり組織として内部統制が取れていたのかというところが問われている部分もあると思います。先般の事案でいくと、どうしても人に業務が付いてしまっている現状があったんじゃないかということも想定をされます。そういった意味で、できるだけ職員がそれぞれに自分の担当のことだけということじゃなくて、どう自分の周りにある業務に関心を持てるか、あるいは、何ちゅうんですかね、注意を払えるか、管理職務は特にそういうふうになるとは思うんですが、そういったものを少し見える化する形ができないのかというのが多分ルール化という意味かと思います。そういった意味も含めて、先般、機構改革の提案もさせていただいたところなんですが、なかなか御理解いただけなかったというのが現状かと思います。ただ、与えられた中で、どういうふうにやっていくのかというのは、私たちに与えられた課題かというふうに思いますので、現状、総務課のほうには業務の見える化ということで、マニュアルという表現が、確かかどうか分かりませんが、新しく業務についても、また先輩から、どちらかと言うと口伝で伝わるような状況がひょっとしたらあるんじゃないのか、そうすると、どうしても異動した時点で、前の職員と同じスキルを持った職員が配置されるわけでありませんし、これまでの経験とか、そういうのも違いますので、そういった所が客観的に本人も含めて確認できるような状況をつくっていくことが必要じゃないかというふうに思っておりますので、そういった内部統制の取組とかいうのを進めていくように総務課のほうには指示をしております。ただ、なかなか、一長一短と言うか、一朝一夕に結果が出るとは思いませんので、やりながら、色々なことを試しながら、町民に信頼をされるような行政組織体になっていくことが必要じゃないかなあというふうに思っております。

以上です。

○4番（中馬慎一郎君）

内部統制の中で、非常に大事なところになってくるんですけど、確かに担当職員の個人的な経験とか能力、やっぱりこれに依存するというのが、なかなか判断が難しいところかなあと思っております。ただ、業務をやはりルール化し、標準化して誰でもというか、ある程度整理をしながら、配置換えになったときには速やかに業務ができるように、合理化を進めていくのも必要かと思っております。

これから、ますます人口が減ってくると、今、もう集落内でも、色々な会社、企業でも人手がどんどんいなくなってきました。役場でも恐らく、もう近い将来、働き手不足という問題も出てくると思っております。そういったときに、今の業務を今の職員で1.5倍、2倍こなしていくにはどうすればいいのかというのをしっかりルール化して、標準化して、一長一短にはいかないと思います。色々世間でPDCAサイクルですかね、あ

あいうのもありますので、それを繰り返しながらやっていくことが必要かと思っています。全国の市町村でやはりこういう法令遵守を違反した事件や不祥事っていうのが多々あるんですが、そういったときにやはり、しっかりコンプライアンス条例を作成して、条例をうたってやっているところもあります。で、やはりそれを見える化ですよ、町民にこういうことが起こったときに、まず町民の信頼回復をどうやってやるかというのは非常に大事ななと思っていますが、この前、先月じゃなくてこの前出された6月の町報に、水道工事の報告がありました。ああいうふうにやはり、しっかり書面で出していくことは、これからもずっと続けてほしいんですけど、こういう不祥事がなくても、1年に1回はこういうチェック項目をつくって、しっかり町報なりで、こういうコンプライアンス遵守に則った対策、政策をしていますと町民の方にもぜひ訴えていってほしいと思うんですよ、信頼というのは、なかなかすぐに回復するものではないかもしれませんが、それをじっくり、粛々と進めながら信頼回復をしていただいてほしいなと思っています。

今後、そういう取組をしていってほしいんですけど、これについて、町長、何か思いがあればお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が申されたこと、重々承知をしてはおります。ですから、今、そのような方向でですね、内部統制なりコンプライアンスについてもですね、やっていきたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

その中で、町長もよく職員の皆さんを一人一人声をかけながら歩いていると思うんですけど、私のことになるのですが、昨年、観光協会のガイド部会で、どれぐらいのクレームがあって、どういう苦情をいただいているかというのを集めました。お客様からのクレームというのはなかなか数少ないので、ガイドに直接、ガイドのクレームというか、苦情を教えてくださいと、匿名でもいいのでということ、これは内部通告になるので、ちょっとそれを嫌がる人も確かにいたのですが、この10年ぐらいで約85件の色々出てきました、クレームや問題点が。それを整理していくと、やはり一番多かったのが接遇マナー、それが一番根本的にあるのではないかなというところが見えてきました。何が言いたいかというと、やっぱり職員一人一人にそういった声かけをすることで、一人一人が思っていることがやはり答えにつながるのではないかなと思います。先般、町長が同僚議員の防災対策に対して、マニュアル化は難しいという言葉をしたかと思うのですが、私もそういう現場にいた際に、確かにマニュアルって難しいなと思うのですが、やはり現場に落ちている、現場にあるものが一番正しいと思っています。その現場というのは、やっぱり個人、職員一人一人の考えとか、働き方だと思っていますので、

ぜひ職員一人一人の方に本当にそういう言葉が出やすいような雰囲気をつくっていただいて、風通しのよい職場をつくっていただければと思います。

続きまして、4つ目の新型コロナウイルスの対策の今後の取組についてをお聞きします。

6月2日に最後発生者が出て、今出ていないとは思いますが、今屋久島町、400名の方が感染者出たとなっております。こういう発生データを基に、発生者の多い世代というのも分かってきたのではないかと思うのですが、そういったデータを基にした何か今後の対策が必要ではないかという質問です。

○町長（荒木耕治君）

本町では、令和2年8月19日に1名が確認されて以来、6月7日時点で400名の感染者が発生をしており、年代別で見ますと、10歳未満が89人、22%、30代、66人、17%、10代、63人、16%、40代、63人、16%の順となっております。子供感染が多く、それに伴って親世代の30代、40代が続く、いわゆる家庭内感染の傾向が推測をされ、この状況は感染の経路の予測がさらに難しく、感染予防が十分に行われる必要があると思われま

す。このことから、本町でも新型コロナウイルス感染症の緊急のまん延防止のためにワクチン接種を実施するという趣旨に鑑み、5歳以上11歳までの対象者については、ワクチン接種希望者のアンケートを実施した上で5月6日から屋久島徳洲会病院小児科でのワクチン接種を行っており、12歳以上18歳未満のワクチン接種につきましても、一般の方同様、町内の各医療関係で接種を実施しているところです。

また、感染防止対策につきましては、感染リスクはどの世代にも起こり得るため、引き続き、全世帯を対象として町広報紙、防災無線、町ホームページ等を通じて周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○4番（中馬慎一郎君）

今のそういうデータが私も調べて取ってあるのですが、この10代の割合が一番多いと、その次に、やっぱりその子育て世代である親の感染者、特に女性、30代、40代の女性だけでも結構な割合がかかっています。ワクチン接種を子供に受けさせるというのはまだまだリスクのあることで、それを推奨ということももちろん言えないのですが、やはり希望者、大人の希望者、今ワクチン接種の優先順位というのは、やっぱりご高齢の方々から始まって、それはそれで分かるのですが、やはり余裕があれば30代、40代の希望者の方、御家庭を持つ子供子育て世代の方々にも優先的に接種できる仕組みもあっていいのではないかなと思っております。

子供がかかると学校を休む、低学年になると、やはり子供の面倒を見なければいけない親も仕事を休むという、休業状態になります。今、学校でもオンライン授業とかできるようになっているようなのですが、オンラインも低学年の場合、やっぱり親がついて

いないとなかなかできないと思うのです。本人が健康でも、そういった子供の状況で仕事を休まざるを得ないという御家庭も非常に多いです。私のところにも、同僚議員にもたくさんこういう子育て世代からの不満やお声がたくさんかかっているのです、この議会でも何度も取り上げられていると思うんですけど、その世代の対策というのはやっぱりこれからも、今コロナがちょっと落ち着いてはいますけど、検討していくべきではないかなと思っております。国や県の指導によるやり方もあるので、一概に町でどこまでできるかというのはなかなか難しいとは思うのですが、町でできることがあれば取り組んでほしいと思います。

それで、その家庭内感染を防ぐために、宿泊療養施設というのがあると思うのですが、その今、状況というのはどういう状況になっているかお分かりですか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

今、宿泊療養施設につきましては、2月から開設をしており、1か所に開設をしております、町内に今もまだ感染者が出て、無症状とかそういう方に対しては宿泊療養施設に入らせていただくというふうになっていると思います。

ただ、これは町の実施する対策ではありませんで、県が対策をしておりますので、誰が入って、何人そこに療養しているのかということにつきましては、町としては把握しておりません。

○4番（中馬慎一郎君）

宿泊療養施設に入る方々、私もどういふ方々が入っているか分からないのですが、こういう施設があるだけでも医療機関も非常に助かっているのではないかなと思うのですが、これは契約というのも県と直接やっているのでしょうか、契約期間とか、そういったのも話は上ってきていないのですか。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

期間については、把握はしておりません。

○4番（中馬慎一郎君）

分かりました。コロナ対策、漠然とはちょっと、私もこういうことをしたらいいのではないとか、あれしたらいいのではないとか、なかなか答えが出ないのですが、やはりコロナで困窮する生活者が数字で見てもこんだけ、こういう割合で子育て世代に集中しているなというのはこの数字を出して分かったことなので、町長、何かそういう、何か思いがあれば最後、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

一日も早い終息を願わずにはられませんけれども、依然として鹿児島県も出ておりますし、本町につきましてもここ何日かゼロが続いていますけれども、またいつどうなるか分からない。だからそういうものには備えていかなければいけない。色んなコロナに

対する事業がありますけれども、今きめ細かに、そういうところまで届くような、そういうものをこれから各課で研究をさせ、勉強をさせて、少しでもそういうことが軽減をされるようにやりたいというふうに思います。

○4番（中馬慎一郎君）

一日でも早くコロナの終息を願いたいと思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

11時10分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邊博之君に発言を許します。

○14番（渡邊博之君）

皆さん、お疲れさまです。日本共産党の渡邊博之でございます。

通告に沿い、始めに馬毛島の軍事基地化について、危機管理では津波対策について、最後、町営住宅の環境整備についてと質問をまいります。

5月23日、岸田総理とバイデンアメリカ大統領の首脳会談が開かれ、核保有の可能性を含む拡大抑止と、そのための相当の防衛費及びさらなる日米同盟の強化が盛り込まれた共同声明が発表されました。馬毛島の軍事基地化もその一つに位置づけられていることは言うまでもありません。馬毛島の悲劇は、日本政府が物言えぬアメリカにいらまれたというところにあると思っています。

しかし、私たちは諦めるわけにはいきません。これに先立つ5月17日、防衛省が馬毛島の軍事基地化の前提となる環境影響調査の第2段階となる準備書の説明会が開かれたことは町長も御承知のとおりであります。準備書の意見に対する回答を見ても、今回の説明会を経ても、日米同盟の関係強化、周辺国の脅威から日本を守る島嶼防衛に不可欠などの常套句が並べられ、住民の懸念とは全くかみ合わず、「懸念が現実になったときには誰がどう責任を取るのか」の質問には、「そのとき考え、対応する」という無責任な回答に終始、郡民の思いは聞くだけとする、先に基地建設ありきの姿が一層鮮明になりました。時間を理由にした事実上の発言規制や、今回はなかったものの、マスコミの取材を拒否する姿は、これが民主主義国家を標榜する日本かと心底怒りを感じたのは、私だけではなかったと思います。

説明会では、準備書に対する質問や意見が百出しましたが、その中でも極めて重大な2つの問題点が指摘されました。

1つは、ドクターヘリと飛行訓練との関係です。人命がかかったドクターヘリの飛行は、直線的コースが求められていることは言うまでもありません。このドクターヘリのコースが軍事訓練優先で変更を余儀なくされるのではないかという懸念です。防衛省の回答は「影響しない」というものでしたが、特に日本におけるアメリカ軍の勝手放題の現実と、米軍にノーと言えない日本政府の現実を前に、その回答をよしとする者は誰もいないのではないのでしょうか。町長も、これまでドクターヘリや、海と空の定期便に対する影響への懸念を表明してきています。また、3月議会では、島の上空は飛ばないことを要求するとし、1市3町にも働きかけることを表明されましたが、これらはこの問題についての郡民の思いを代表するものとなっていることを確認できると思います。

2つ目は、鯨への影響調査が含まれていないことの問題です。鯨の調査研究を進めている市民グループによれば、近年、屋久島近海では、鯨が毎年見られ、その数は年間600から700頭にも上り、親子の鯨が目立つことから生態系の中でも貴重な子育ての場になっている可能性もあると話しています。鯨は、800km離れた仲間と音でコミュニケーションが取れると言われていています。音が生命線の鯨が、年間2万回を超える訓練の影響でどのように影響を受けるのかの調査は、絶対に避けて通ることができないことは明らかです。この質問についての防衛省の回答は「聞いていない」というものであり、「今後については検討したい」というものでしたが、検討したいではなく、調査をすることを確約させることが大事になっています。

そこで、町長にお尋ねいたします。大きくはこの2点、人命がかかったドクターヘリと、生活航路である海と空の定期便の飛行コースの変更は認めない、そして鯨への影響調査は避けて通れないことを、防衛省が求める準備書に対する町長の意見の中に確実に反映させていただくことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

渡邊博之議員の質問にお答えをします。

私は、令和4年第1回定例会施政方針において、町としては、施政の範囲外ではありますが、影響を受けるであろう周辺地域として県とも情報の共有や意見交換を行い、世界自然遺産の島として、自然生態系や、水産業、観光業への影響もまた、町民生活への影響など危惧される点があることから、世界自然遺産地域にはそぐわないとの姿勢で臨んでまいりました。

騒音による各種の影響については、防衛省の説明どおりに訓練が実施されることが前提であっても、懸念が払拭されたわけではないと理解をしております。特に米軍による訓練は、日米地位協定の影響もあり、さらに懸念を払拭するには至っておりません。

そのような中、本町では5月17日に安房の総合センターで、議員も御承知のとおり、馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価準備書に関する説明が開催をされ、議員の御意見にあります航空路等のコースについて参加者の2名から同様の質問があり、防衛省の回答は「影響、変更はない」と回答したと報告を受けております。町としても航路、航空路等につきましては、住民生活に大きく影響する問題であると認識しており、これまで町に対して環境影響方法書並びに準備書の防衛省からの事前説明時において、資料に示されている訓練構想を基に、民間航空機のルートの変更や影響について防衛省へ確認を行ってきておりますが、「影響はない」との回答であります。しかしながら、この件は島民の生命と生活航路に直結する問題であることから、事あるごとに関係各所とも情報共有をしながら懸念払拭に努めていきたいと考えております。

また、鯨の件であります。昨年3月に開催されました方法書の住民説明会に出されたトビウオ漁への影響、ウミガメへの影響など、海洋生物に対しての心配する意見が多く出されたことから、昨年7月の馬毛島に関する知事との意見交換において、しっかりとした対応をお願いした経緯もあります。今後、環境影響評価準備書に示されている手続は、先般実施された準備書の公告、縦覧、説明会、そして国民等の意見集約後に意見概要が国から示され、それに基づく県知事、各市町の意見を求められるスケジュールとなっておりますので、町民の意見を反映できるのであれば、そのように対応をしてみたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

許認可権を持つのは知事ですから、その知事と地元住民の意見、それを代表する町長の意見、これは常にやっぱり連携を取っていくということは、今後も必要だというふうに思います。

知事が新聞で発表されましたけれども、準備書に対する知事の意見として、種子島基地の周辺道路のことは、たしか納得いかないという筋でしたと思うのですが、意見書はまだこれからということで理解してよろしいのでしょうか。

○政策推進課長（三角謙二君）

この前の説明会でもありましたように、説明会のあらましという部分で、8ページのほうにスケジュールが示されておりましたが、今後、国は意見集約を6月2日まで行っております。この6月2日までの意見書を基に、意見の概要というのが国から示されてくるという流れになっております。その示された内容を基に、県を通じて町のほうに意見が求められてくるという流れになっておりますので、そのタイミングで町としては

内容を基に県のほうに意見を述べて、それが国に上がっていくという流れになっております。

○14番（渡邊博之君）

私が今、2つ提起したものの中で、定期航路とかドクターヘリは、これはもう町長も懸念されている、それは今も思っていると、懸念しているというふうに理解できるのですが、この鯨の問題というのは、防衛省が聞いていないというのは、これは事実だと思うのです。私も初めてこの前の説明会の会場で聞きましたので、それから専門家のグループの方の意見を聞くなどして、これはさっき言いましたように、近年の生態系の変化といいますか、しかしこれは現実に自然の大きな一部として、鯨の存在というのは、私は看過できないだろうというふうに思うのです。それで、この県知事が表明した中身、私、詳しく見ていませんけれども、恐らく鯨のことはないのかなというふうに、知事の認識の中には。ですから、ぜひ知事ともこのことは共有をしていただいて、最低でも影響調査はやっぱりやるべきですし、これを見過ごして、無視して前に進んではいけないということだけは、ぜひ意見として強く申し上げていただきたいというふうに思います。

町長の答弁をよしとして、この問題ではこれで終わりたいと思いますが、ただ、この馬毛島の軍事基地化、今出ている様々な意見だとか、あるいは防衛省の説明とか、方針とか、やっぱりもっとこれが拡大されるという心配は、私たちもしっかり今のうちに警戒をしていく必要があると。例えば、アメリカ軍、さっき言いましたけれども、空はもうアメリカ軍のものと言わんばかりの、今都市部でも低空飛行が当たり前になってきている。それから、今まで出て、見たこともないようなところでも見られる、こういうふうな状況が広がってきているわけです。それを考えると、基地ができればあとはそれこそ自由に飛べる鳥のように、例えば屋久島でいえば、この山岳飛行の訓練はないのかとか、あるいは山岳での訓練はないのかとか、それからミサイルが配備されないのか、要するに拠点ですから、そういう可能性があって、それを守るという可能性も私たちは警戒をする必要があるし、この基地の、できれば基地の情報を守るというのは、これは軍事上大切なので、馬毛島の周り、漁業区域が禁止、制限される可能性が、これも屋久島の漁業にとっても無視できない、そういう可能性があるということもぜひ共有をしていただきたいというふうに思います。このことでは、11月には当該市長の西之表市長が賛否というのもおかしいなと思うのですけれども、この基地のことについては結論を出すと言っていますので、この間は本当に大事ななと私も思っていますので、ぜひ意見の中でしっかりと住民の声を反映させていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

危機管理の問題、日頃やはり努力をされていますし、特に地震による津波、このことについては一生懸命そのことを考えてやっていらっしゃるというふうに思うのですが、

まず、南海トラフ沖地震での津波の可能性というのは、専門家が指摘しているもので、最近見直しがされまして、13mというちょっと恐怖を感じるような、そういう数字がありましたけれども、見直しによって3から5mというふうに改正がされました。到達時間は40分ということですが、ただ、何か違いましたか、違ったら後で訂正してください。それから、場所によっては3m以上、5m以上というのを当然考えておかなければいけないことです。

もう一つ、地震頻発の今、奄美のことも、これはトカラ列島太平洋沖地震というふうには呼ばれるらしいのですけれども、これもやっぱり忘れてはならないという警告の一つになっているようです。この場合は、最大波の高さが5.9m、到達時間もやっぱり同じく40分、ただ、地震、津波は、季節も時間も選ばないというのがまさに特徴です。そういう意味で、それを前提にお聞きしたいのは、永田浜、それから一湊、春田浜、これはいずれも海水浴場であり、ウミガメの観察会、あるいは保全のための、これは深く町も関わっているところですが、ここの危機管理を心配する声があります。防災無線が届かないということが共通しているわけですが、これらの指揮系統、危機管理の指揮系統は今どうなっているかお聞かせいただけたらと思います。

○町長（荒木耕治君）

津波に対する対策としましては、海水浴場、永田浜に限定されるものではありませんが、屋久島町地域防災計画において、津波災害対策の中で、津波に関する避難指示が出されたとき、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線、Jアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話等の広報手段により行うこととなっております。

海水浴場、永田浜における津波対策に係る指揮系統は、今のところ避難誘導計画を個別に策定するなどといった措置は講じておりません。議員おっしゃるとおり、海水浴場利用者は津波の影響を最も受けることから、いち早く避難することが重要なこととなります。現状としましては、海水浴場では遊泳者へ注意を促す際は、ハンドマイクを用いて声がけにとどまっているため、サイレンを鳴らすなどに加え、旗を掲げるといった視覚による伝達手段も必要であると考えます。このことから、他地域の取組も参考にしながら、まずは監視員などに対する避難経路等の周知徹底や、津波避難誘導等マニュアルを作成するなど、今シーズンに間に合うよう早急に取りかかることとし、このほか海水浴場客等に対する避難場所、避難経路を確認できる看板の設置などを有事の際に備え、従事者及び利用者の安心・安全を確保できるよう取り組んでまいります。

先程、議員が言われた見直しがあったというのは、いつの時点で、どんなあれで、その13mが3から5mになったというのは、もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

（発言する者あり）

○14番（渡邊博之君）

同僚の言葉にそのまま。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

○議長（石田尾茂樹君）

再開いたします。

○14番（渡邊博之君）

町長の質問がありましたけれども、少し根拠がなかったとか、確認がなかったということには変わらないということですか。分かりました。すみません、この点は訂正をしたいと思います。

ただ、今町長がお答えになったように、この3か所については、いずれも個別にはやっていないということで、今期、間に合うようにそういうことをしたいと。旗とか、ハンドマイクで知らせるとするのは、防災無線をつけるというのは、私は否定はしませんけれども、なかなか大変だろうというふうに思うのです。いずれにせよ、こういう形で、この盲点と私は言いましたけれど、ぜひこの盲点を補ってもらおうというふうにしていただくと約束をいただきましたので、この点についてもよろしく願いをいたします。

最後に、あまりにもスムーズに回答と質問がかみ合いまして、最後になりました。町営住宅の環境整備についてです。

この写真の現状は、町長にも届けてありますので、御覧になっていると思いますが、ここはもう、要するに人、新しい入居はさせない、入居者は迎えないという、いずれも2か所の場所ですけれども、住んでいらっしゃる方が高齢化になって、自分の力では環境整備はもうできないという、これが特徴になっています。全てではありませんけれども、この現状を町長、私はやっぱり。逆で出した。まずは、こっちのほうから。すみません。この夏場とか、湿気が大変なんです。それで、これを除去してもらおう、これはもう住んでいる人たちの力ではできないということでは、行政がやはり管理の責任という点で手を打つべきではないかということなんですけれども、いかがでしょう。（「2番から」と発言する者あり）2番からです、ごめんなさい。

○町長（荒木耕治君）

現在、町営住宅に高齢者の単身や、夫婦だけで入居している割合は、全体の約4割近くになります。高齢者や、介護ヘルパーなどから連絡があれば、担当職員が現地周辺の状況確認、室内においても修繕箇所の確認は、取付けができない機器等の取付けなどを行っております。

空き家の周辺整備につきましても、屋久島公営住宅等長寿命化計画を基本として、周辺の整備や室内灯の状況を確認をし、改善や修繕を行っていききたいというふうに考えております。

○14番（渡邊博之君）

これ、ぜひやってもらえますと本当に喜ぶと思います。声をかけると、本当にできないのだという声が共通していますので、ぜひ町の美化のためにもやっていただきたいというふうに思います。

町営住宅の環境、順番が逆になりましたけれども、住宅の空き室が非常に目立つようになっている、これは委員会などでも、教員住宅も含めてそういう報告を受けてはいるのですけれども、ただ、出ることを余儀なくされているという状況もあるのです。出たくなくても出ざるを得ないというような判断をする状況というのは、これがあるわけです。空き家は税収面でも大事ですし、空き家をなくすことは。そのことで努力をしていますが、出ざるを得ないというのは、収入に応じた家賃になっているということなんです、建設課長、例えば、深川住宅があります。今、恐らく6つぐらい、今後あれがありますけれども、ここで収入によって家賃を払うわけですが、最高額はどのぐらいですか。

○建設課長（日高 望君）

申し訳ございません。深川団地についての最高賃金の関係、ちょっと手元に資料を持ってきていませんので、後でまた回答したいと思います。

以上です。

○14番（渡邊博之君）

後でまた資料を頂きたいと思いますが、やっぱり6万とか、そういうふうになっていると。そうすると、子育てをしている間は安いという計算になって、これはこれでいいと思うのですけれども、最高額は高い、そうすると、もう出ざるを得ないということですね。そういう状況というのは、私はその最高額を抑えるということで、それができると、出なくても済むということになるのではないかと思うのですけれども、そういうことはできますか、例えば条例を変えることでできるのかどうか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

上限、要するに収入が高くなるから出るのです。私も相談を受けたことはありますけれども、要するに、一定の収入が、今入っているところの条件よりかは多く収入があると、そこを出ていかなければいけないというのは、今もそういう条例でそうになっていますから、それを扱うということがどうなのか。それを扱ってということなのでしょう、今言っていることは、抑える。今ここですぐ回答は私もしかねますけれども、今、非常に屋久島の住宅状況というのも変わってきてまして、非常に今、町営住宅の部分は多いので

す。111棟の517戸、町内にあるわけですし、その中の402戸が入居をしていて、空き家が115戸となっております。ですから、先日も議案に出しましたけれども、住宅の撤去廃止というのをやっていかないと、それを進めていかなければ、今、宮之浦でいう、議員がおっしゃる登上とか、平和とか、小原とか、そういうところももう耐用年数が来ていて、言えば取壊しをしたいというところもあるのですけれども、逆に、今度はなかなか移動が難しいと。要は、登上なんかは3棟ありますけど、もうあそこに2世帯しか実際入っていないで、その人が出ないために、それはそのまま放置になっていると。だから、議員が言うこの写真も登上、私もすぐ近くですから、しょっちゅうここを見ているんですけども、今そういう状況で、草がかなり生えてきている。そういう環境整備は建設課の職員が出ていって、そういうのは草刈りを、高齢者の場合はやるように、そういう指示はしますけれども、今、家賃のその問題というのは、一方では、民間がかなりアパートを造ってきていまして、だから町でそういうことで、民業圧迫との兼ね合いもあるのかなという思いもしたりはしております。いずれにしても、内部でちょっと検討させてください。

○14番（渡邊博之君）

民間との関係は、私は圧迫とかいうことではなくて、これは一つの、それは考えなくていいと思うのです。それを考えて空き家を放置するということには、理由にならないと思います。やっぱり、住みたくても住めない、こういう事情が間違いなく今の料金制度の中にあるわけですから、ここを何らかの形で本人たちが納得する、どういう金額になるか分かりませんが、そこで治めてやれば、そのまま使い続けるという可能性は出てくるわけです。ですから、これは今から検討されるということでしたけども、住宅は年を経れば古い住宅になるわけですから、古い住宅の中で高い家賃という、こういう見方もぜひしていただいて、ここは手を打って、本当は空き家をなくす、これは町民の財産を守るという意味でも、先程言いましたけど、税収面でも大事な観点だと思えます。ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度。

○町長（荒木耕治君）

検討することは、何もやぶさかではないというふうに思っています。今、一方で住宅事情を整理していかなければいけない部分というのは、議員もお分かりだと思いますけれども、入りたい、要するに、入居者は、希望する人はいるのですけど、では、例えば抽選をして、抽選に当たると結局入居しないケースがもう3分の1ぐらいあるらしいのです、今報告を見て。それは間取りが悪いとか、場所が遠いとか、今住んでいるところから離れたくないとか、そういう事情、あとは築年数の問題もあつたりして。ですから、できれば古いものはなくして、そこに新しいものを建て替えていく、昔みたいに雨露しのげば入るといふ、もうそんな時代ではないと思います。やっぱり不足と言いますけれ

ども、入る側もなかなかハードルが高くなってきている。そしたら家賃の問題だけでもないような気も私はしております。

○14番（渡邊博之君）

恐らく、諸事情あると思いますけども、今日、私が質問したのは、高い家賃、これを抑えることができないのかと。そうすれば住み続けられるというか、空き家をつくらずということの、その一策を申し上げて、そして検討していただくということでしたので、質問を終えたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時30分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、榎光徳君に発言を許します。

○9番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。9番、榎光徳でございます。

貴重な一般質問の時間を頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。今回の私の質問は、本町における防災及び避難対策の現状と課題についての1項目であります。

気象庁は、先週の土曜日、6月11日でありましたけれども、九州南部が梅雨入りをしたと発表いたしました。例年より12日遅く、昨年より1か月遅い梅雨入りとなりましたけれども、宣言どおり、二、三日前から大変な雨が降り続けております。昨日、一昨日、本日もそうですが、大雨警報等も出ております。

日本各地で次々に発生する積乱雲が大雨を降らせ、毎年大きな被害をもたらせてきました。気象庁は、これまでのこの次々に発生する積乱雲、いわゆる線状降水帯の発生を予測困難として、あるいは、想定外とかの表現をしておりましたけれども、最近では、50年に一度の記録的な大雨が発生をし、こういう報道を聞く私たちは何がしかのもどかしさというか不安を感じているところでありましたけれども、このほど、先程同僚議員からもありましたけれども、線状降水帯の予報を半日前に行うことができるようになったと発表をいたしました。これについての精度というか正確性は、今後評価されていくということをおっしゃってございましたけれども、いずれにしても、事前の情報としては、一歩

前進してきたのかなという思いがあります。

屋久島町においても、平成19年、地域防災計画が策定をされ、防災会議等で見直しを行っていくことになっております。最近では、平成24年、平成29年に見直しがされ、その後、修正を行ってきていると聞いておりますが、屋久島町防災会議を含め、この見直し等についての現状をお示しいただきたいと思っております。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

榎光徳議員の質問にお答えをします。

屋久島町地域防災計画は、平成19年の合併当初は旧町で作成された計画を引き継いでおり、平成21年に計画素案を作成し、平成24年3月に町防災会議の承認を受け、正式に策定をしたところですが。

この計画は、災害対策基本法において、毎年検討を行い、必要に応じて修正することが定められており、本町では、平成28年から令和4年3月までに6回の見直しを行っております。

内容といたしましては、平成27年の口永良部島の噴火災害対応を踏まえた修正や国・県の防災計画の修正に伴うものが主でありましたが、令和4年3月の見直しでは、指定避難所とは別に、津波等の際に一時的に避難する指定緊急避難場所を新たに51か所指定し、災害発生時における避難場所の充実を図ったところですが。

防災会議の開催につきましては、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催としたところですが、例年3月に会議を開催しております。会議の内容としましては、主に地域防災計画の修正内容についての協議となりますが、平成30年度、令和2年度には、委員の皆様への情報提供として、気象台の職員から口永良部島の火山状況について御説明いただき、現状について情報共有を図ってきたところでありまして。

地域防災計画や防災会議は、災害時の行動について、皆様と共通認識を図る大切なものであると認識をしており、引き続き、委員の皆様の御意見も取り入れながら、本町に適した実効性のある防災対策の推進に努めてまいります。

○9番（榎 光徳君）

地域防災計画は、今、町長からありましたように、平成19年合併当時から、正式には平成26年に策定はされたということですが、6回の見直しということをしてきたという答弁がありましたけれども、実は、私もこの通告をしてから、ホームページ等を見て、なかなか見るんですが、ここにちょっと紙媒体で借りてきて、総務課から、この防災計画、物すごく分厚いんですね。各それぞれの何々編、何々編、総編で三百十何ページ、そして、もろもろの資料編も後ろについています。これが九十何、100ページ近く、合

わせて400ページあるんです。これに、色々、確かに網羅しているんですけども、これを全部理解するというのは、これも大変なことなんです。

基本的に、やっぱり一番必要なことを、見る側もそうですし、発信する側も、これを、今はホームページ等で知らしめているんですけども、やっぱり我々みたいな人とか、あまりそういうのに精通していない人、高齢者の人たちはなかなか、それを見ることができないんですが、これを、このダイジェスト版みたいなものとか、要約版というか、そういったのにするような、そういうことは今まで協議をされたことないもんですかね。

○町長（荒木耕治君）

ちょっと記憶定かではないですけども、ダイジェスト版をつくって配布をしたように記憶はしておりますけど、ダイジェスト版。

○9番（榎 光徳君）

それは各家庭に配布されているんですかね。であれば、私もちょっと、そこは記憶がちょっとよみがえってないもんですから、この防災マップというの、これは見ているんですが、それと、この中に大きな防災マップもありますけれども、これと別に、各家庭に、もうちょっとリアルに表現をした小さいやつがありますけど、そういったものは配られたというはあるんですけども、分かりました。それ、ちょっと確認をしたいと思うんですが。

とにかく、今、町長からありましたように、この防災計画は必要に応じて見直しをしていくと。確かに、ここ最近では、口永良部の噴火があったりとか、あるいは、山岳部の集中豪雨、相当な被害が出たわけですけども、ただ、314名の登山者を全員無事に下山させたというようなこと等もあったわけですけども。

そういったことが起きたときに、やっぱり色々なそのことについての見直しというのは、確かに必要になってくるわけですが、この見直しの時点で、これは防災会議を行って、防災会議で見直しをしたことを反映させていくということになると思うんですが、この防災会議そのものは定期的に行うというか、何回ぐらい行われてきたかというのは、そこは分かりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

防災会議につきましては、地域防災計画の見直しを行うために、例年、3月に開催しているということで、町長からも答弁をしたところであります。年に1回しているということです。

○9番（榎 光徳君）

分かりました。防災会議もそうですし、それから、いざ有事の際は、今度は対策本部を設置するわけですけども、対策本部等もこの地域防災計画の中に全て網羅されているんですが、この中で、住民に周知徹底をさせるということと、それから、平素から

訓練、研修、広報をしていくというようなことで、この防災組織の中で色々、町職員、住民、それから防災関係機関あるんですけども、こういう周知徹底をさせるための研修とかそういったものは、特段、町の職員等を行っているのかどうか、そこら辺はいかがですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

職員に対しての研修ということですが、研修は行っておりません。

ただ、災害があった場合には、職員に依頼をして避難所待機等、あと報告等の指示をしておりますので、一応、研修自体はやっておりません。

○9番（榎 光徳君）

先程の午前中の同僚議員の質問でもコンプライアンスのことなんかも出たんですけども、やはり周知させるためには、何がしかのそういう職員に対する研修ということも幾らかは必要なのかなというような気もしますので、今後はぜひ、そこら辺も検討していただきたいと思います。

それから、この防災マップが各家庭に配られているんですけども、これには、防災基本計画を基本にして色々書かれております。そして、このマップもついております。町長のところ、お手元にあると思うんですが、このマップ、開いてみますと、屋久島町全体のやつと、それから、校区ごとに分けたやつがあります。屋久島町全体のやつは、小さくてほとんど分かりづらいんですよ。高齢者等は、これ見ても、どうなのかなと、分からないんじゃないかなと思うんですが、この校区ごとのやつは大きくしていますので、これは幾らか分かると思うんですけども、ここら辺は、これも見直しをしていくということから捉えると、このマップ自体は、町民に、住民これでいいと、周知されていると理解しているのか、これも、もうちょっと見直しをしていくということを何か考えているのか、そこら辺はどうなんですか。

○副町長（日高 豊君）

このマップを作成するに当たっては、色々意見交換をしました。できれば、この詳細のほうは集落ごとにして、例えば、あそこの路地がどうやこうやとか、そこまで書いたらどうかということもあったんですが、そうすると、一面でその集落のことしか分からないですね。そうすると、その日常のどこにどういう道路があって、うちがあるというのは、当然そこに住んでいる方のほうが分かる話もありますので、そういった意味で、先程議員言われるように、じゃ、この全体をどこまで大きくするのかとか、あと、これ、じゃ2枚も3枚もマップの中に入れるのかとか、そういうことを勘案して、一応それであれば、詳細は校区ごとで、あと全体として、この島の全体の地図を入れようということで、現在、皆さん方のお手元に配布をしているような状況になっております。

○9番（榎 光徳君）

さっきも言いましたけれども、全体のことを知ることも確かに必要な場合もありますし、校区ごと、あるいは、自分の地域ごとというのは当然そうなるんですが、これが策定をして配布されたのは令和4年の2月なんですね。その前に、実は、私は、これは家に貼っていたものを外してきたんですが、これは、平成24年に配布されたやつなんです。これを見てもみますと、非常にリアルに描かれていまして、それで見やすいなど、副町長が言ったような、そういう地域の状況を捉えたイラストですけれども、非常にいいなというようなことも思ったもんですから。

だから、これも参考にして、また、この校区毎のこれを、もし見直す、そういう機会があれば、ぜひ参考にしてもらえなと思いました。そこら辺についてはいかがですか。

○副町長（日高 豊君）

どちらがリアルかというところ、あると思います。結局、今回のこのマップをつくる中でも、非常に不信というか、どうあるべきかというところ、こちら、これ、神山校区なんですけど、危険箇所ばかりで住むところないんですよ。

だけでも、そこに、やっぱり新しい家は建っていくし、人の生活があるという中で、じゃ、どこまでこの危険性をアピールするべきなのかというところも非常に悩むところもあります。

尾之間が、たしかもう住むところないよねという、避難所も危険区域の中にあるよねというような状況です。だけでも、それを集団で移転するのかというと、そういうのもまた当然考えられない話だというふうに思いますので、そういった意味では、そこに住む人たちがどういう意識づけというか、そういう中に自分たちが生活しているということを、やっぱり、意識しながら日常生活を送ってもらうためには、より、これは地図をベースにしてありますけど、地図上で示していく方がいいんじゃないのかということで、これは国土地理院か何かの地図をベースにしてありますけど、そういった形で、この作成に当たっていただいた会社等々も話をしながらつくったところでもありますので、実際には、視覚的に、今、議員おっしゃられるように、イラスト的なものもいいということであれば、それは、それでまた考えるところはあるというふうには思います。

○9番（榎 光徳君）

危険箇所等については、また、後のほうで質問しようかと思っていたところなんですけど、確かにもう、町内相当な数があります。ですから、そこら辺を全て網羅するというのは大変なことだろうと思いますので、今の事案、また、もうちょっと研究してみたいと思います。

それと、この防災マップ、これは、マップが一番最後についているんですが、この資料はずっとついていきます。一番最初のこの基本計画にもありますように、自助・共助・公助、これが基本方針で、もう一番、最も重要なところだろうと思うんですが、ここか

らずっと資料がついているんですが、この15ページのところに、避難所の指定一覧表と
いうのがついているんですね。これが、津波と地震では違うと思うんですよ。

それで、津波に関しては、例えば、北部のほうでいきますと、永田小学校、一湊公民
館とか小学校、宮浦小学校とかあるんですが、これはもう津波のときはアウトですよ。
ですから、これの表示の仕方というか、ここのもうちょっと工夫をしたほうがいいんじ
ゃないかなと思いますので、これもちょっと、ここら辺の見直しもしていただければと
思うんで、そこら辺どうですか。

○副町長（日高 豊君）

この防災の中で注意をしなければならないのは、多分避難所と避難場所、一時避難場
所と避難所というのは全然違う扱いになってくるというふうに思います。

この避難所の情報については、災害に遭って、自宅等におられない方々が避難をする
場所という意味での避難所の情報になっていると思いますので、例えば、津波に遭って
避難所が潰れているときに、その避難所に行かれる方、いらっしゃらないと思うん
ですが、先程あった、51か所指定をした避難場所というのが一時的に逃げる場所とい
うことになるかと思いますが、後もって出てきますかね、備蓄のこともありますけど、基
本的には、避難場所じゃなくて避難所に備蓄されるというふうになっていくというふう
に思いますので、そこら辺のところの、これは住民側がそういう情報なり意識というの
をしっかりと持っていたかかないといけないと思いますし、また、そういうことを行政と
しても住民に分かるようには説明をしていく必要があるのかなというふうには思います。

○9番（榎 光徳君）

表示の仕方もあろうかと思いますが、どちらがいいのか、そこら辺の伝達の仕
方ももうちょっと研究してみてもらいたいと思います。

それと、自主防災組織ですが、自主防災組織は自治公民館ごとに制定をされていると
思うんですけれども、26集落、島内全集落だと思うんですが、この計画書の中で、ちょ
っと気がついたんですが、資料編の中に、自主防災の組織率のところ、これ、資料編
の5ページなんです、本来なら、屋久島全島26集落で100%組織率になると思うん
ですが、永田が0%になっているんです。これは、令和4年3月1日現在ということに
なっているんですが、この永田が0%というの、これ、どういった意味でこういう表示
がされているのか、これ、分かりますか。

○副町長（日高 豊君）

どういふことでいふふうにならぬのかはよくわかりませんが、永
田区としていふ組織があるのかないのか、今、手元に資料はないんですが、例
えば、永田区の場合は、各方限があつたりして、いふ中で、ひょつとしたら防災組
織があるのかもしれませんが、ちょっと今、手元に情報がないので、お答えは明

確にお答えできないところなんです、0%ということはないと思います。認識としては。

○9番（榎 光徳君）

そこは、後もって確認をしておいていただきと思います。

それから、次に入りたいと思うんですが、防災基本計画のこれについては色々関連がありますので、また後で話をしたいと思うんですが、この防災点検、危険箇所点検ですけども、さっきもありましたように、相当の数の危険箇所があります。これも、この基本計画の中に網羅されておりますけれども、急傾斜地、島内で100か所以上ありますね。こういったのを優先順位じゃないんですが、これについても、どこが一番、やっぱり危険性があるというのか、そこら辺のこの表示の仕方というか、そういったのは検討しなくていいんですか。どうなんでしょう。

○副町長（日高 豊君）

通告とちょっとあれなので、準備はできていないんですが、例えば、こういう情報上に危険度とか、そういうものを順番として載せるのはそぐわないと思うんです。結局、何で、住んでいる方にとっては、自分のところが一番の課題であるわけですので、そこら辺はなかなか情報として、こういう順番になっていますというのが公にすることが正しいことなのか、少し疑問がありますけども。

各集落、区長さん等々から色々危険箇所等については情報提供いただいておりますし、そういったところを現地を確認しながら、全体の中での優先順位といいますか、事業化が、当然、私有財産に係るところもありますので、事業化しやすい、しやすいという表現が適当かどうか分かりませんが、事業に、採択になるならないということもありますので、そういったことを含めて、できる限りの防災対策は進めていっているというふうに思いますし、今後もそういうふうに進めていかなければならないというふうには思います。

○9番（榎 光徳君）

ちょっと質問が前後しましたけれども、この危険箇所点検、防災点検を年次ごとに行うということになっているんですが、これの現状はどういったふうに行われているか示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

防災点検、危険箇所点検は、毎年、梅雨時期を前に県下一斉に行われております。点検は、県、分遣所、屋久島警察署、区長、区役員等の方が参加をし、過去の災害情報や今後心配されること、身近に潜む危険等について、現場を巡回しながら情報共有を行い、対策を協議をしております。

今年度は、5月23日に平内地区で行われ、集落内避難経路の確認や土石流危険溪流に

指定されている下川の状況を確認のほか、土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設の確認等を行いました。

なお、今回、現場確認を行った下川については、現在、県による砂防工事が行われており、完了は保全対象とされている要配慮者施設及び人家82戸の奥域では、土砂災害発生リスクの軽減が期待をされます。

町では、今後も引き続き、各関係機関、集落と連携をし、危険箇所の把握並びに対策の協議を行ってまいります。

○9番（榎 光徳君）

危険箇所点検は毎年行っているというふうなことですけれども、先程自主防災組織のことも申し上げましたけれども、自主防災組織では、それを強化していくためには、地元のリーダーとかそういったのを要請をする。やっぱり、そういったのに理解を示す、熟知している人たちを教育していくというようなこともうたわれているんですが、この防災点検についても、その地域を点検するときは、そういった自治防災組織のリーダーとか、そういったことも一緒に参加をさせて点検をするというようなこと、これも基本計画の中にうたっているんですが、そこら辺は、実際、そういうことはされているんですね。

○町長（荒木耕治君）

先程申しましたけれども、区長さんとか区の役員さん等が、今、議員が言われる、そういう方たちに当たるんじゃないかというふうに思います。

○9番（榎 光徳君）

やっぱり、その地域はその人たちが当然一番知っているわけですから、そうしたのは大事だなと思いますんで。

そして、点検をしたら、それを、やっぱり住民に周知をさせると、そのことが、いざというときの、やっぱり一番対策の大事なところになっていくかと思いますので、そこも含めて周知あるいは公表をしっかりしていくというようなことをしていただきたいと思います。

これについては、危険箇所点検等の公表というのは、特に、今のところされていないんですかね。ホームページで出したとか、何かそういうのをやっているんですかね。それはしていません。

先程、平内の下川地区ですか、そこを点検をしたということなんですが、地区の人たちには当然、それは、地区の人たちは分かっているし、公表されるんでしょうけれども、町全体的にそういうのを危険箇所点検した後、公表したということはないですか。

○町長（荒木耕治君）

今、橋梁関係はありますけれども、今、この下川に関してはやっていないということ

でございます。

○9番（榎 光徳君）

また、公表の必要性があれば、今後はそういったのも、ぜひ検討していただきたいと思えます。

それでは、次に行きたいと思えます。

4番目の宮之浦の平和町海岸津波対策協議会の件ですけれども、これについては、以前も同僚議員が質問したこともあったと思うんですが、御存じのように、この平和町の津波対策協議会は定期的に色々避難訓練をしたりとか、あるいは、研修会をしたりとかしているようですが、平成30年ですか、町に幾つかの要望書を提出したと。ところが、それは町に該当するもの、県に該当するもの、色々あって、県に該当するものについては、県に進達をしたということも聞いているんですが、ここら辺の経緯、経過が分かれば教えていただきたいと思えます。

○町長（荒木耕治君）

平和町海岸津波対策協議会から県に提出された要望書と同様の内容のものは町にも提出をされており、内容については、街路樹及び電柱の地下埋設化による撤去、歩道橋の新設、横断歩道の設置についてでありました。

電柱の撤去や歩道橋の新設、横断歩道の設置については、県が所管となる部分もありますが、工事に係る住民及び行政の影響、費用の問題等により、要望に添えない旨の回答をしたところです。

街路樹の撤去につきましては、県が必要性を認識し、撤去する旨の回答を頂いており、既に一部の撤去が完了しているようです。

以上です。

○9番（榎 光徳君）

町ができるもの、できないもの、県もそうですけれど、当然それはあると思えます。

私もちょっと内容を聞いてみましたら、街路樹は、これは県ですから、今、旧平和床屋の前辺りを四、五十m撤去していますね。もう全体的にすれば、ほんのちょっとなんですけど、それが撤去されてから、もう2年、3年全然動きがないということみたいなんです。

私も直接県に聞いてみましたら、計画はあるんだけど実施に至ってないというようなこともありましたんで、それは、地元もそういう要望がありますんで、計画的に、ぜひ、してくださいということで話したんですが。

今、これ、街路樹を捉えていくと、今まで町長も色々屋久島の道路に街路樹は必要なのかという議論もしていましたが、例えば、小瀬田付近のビロウはもう全部撤去されました。宮之浦の旭町周辺の街路樹も、あれは歩道整備に伴う撤去ですけれども、相当撤

去をしております。

ですから、将来的にはそういう方向性にあるのかなということも考えられますが、それであれば、なおのこと、もう早急にその撤去については、町からもぜひ、そういう具申をしていただきたいと思いますので。

それと、あと電柱移転とか、横断歩道橋とか、こういったのは非常に厳しいところもあると思います。横断歩道は、いざ有事のときの、下から上がってきたときに、どこを横断するのが一番安全性があるのか、そして、そのときに、車が来たときに、車が県道をそのまま直進する、あるいは、右折して総合グラウンドの高台のほうに上がっていく、そういったのを捉えたときに、今の横断歩道の位置がどうなのかということで、一つ先のほうに移動できないかという、そういうことだったみたいなんです、聞いてみると。

だから、そこら辺ももうちょっと、通常の横断歩道は今のところいいと思うんですけども、どっちがいいのか、そういうのも今後のもうちょっと検討課題なのかなということも思いましたので、そこら辺はぜひ、そういうまた話があったときは検討していただきたいと思います。

それと、このとき、この前後に食料備蓄の話もあったんですが、この食料備蓄について、私も前回一般質問でもしたことがあるんですが、今、この平和町に限らず、町内の食料備蓄の状況というか、そこら辺が分かれば示していただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

食料備蓄品につきましては、各避難所における食料備蓄等備蓄品につきましては、平成26年度から、口永良部島、尾之間、安房、宮之浦、一湊区の公共施設を中心に、食料や飲料水等の備蓄を行ってきております。災害時の対策強化を図るため、栗生、小瀬田、吉田地区にも備蓄拠点を追加をしております。

保存している食料は7年保存が可能な1日3食分の食料セットで、現在、町内8か所に774セット、飲料水1,650本を備蓄をしており、年次的に食料200セットの追加を計画しておりますが、全て対応することは不可能であると考えますことから、各家庭の防災グッズ、備蓄食料の確保等について、広報紙などを通じてお知らせするとともに、必要に応じ、備蓄品目の追加、増量につきましても検討をしております。

○9番（榎 光徳君）

備蓄品については、当然、全島民賄えるような、それはもう大変だと思うんですが、ちょっと私も資料を頂きました。それで、今、町長あったように、町内8か所、主要なところに配置をしているわけですが、当然、その周辺のない集落です、その集落からそういう備蓄しているところに、横流しじゃないんですが、流れていくということになると思うんですが、そこら辺の配置をされていないところへの住民の周知というか、いざというときは、そこにあるんですよ、そこに行って、それは配給を受けることがで

きますよとか、そういうようなのはどんな伝達の仕方をしているんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

備蓄品については、直接、住民に幾ら備蓄をしているということは書いてございません。避難をされた際に、そういう必要があれば、そこに職員が待機をしておりますので、そこで供給をするということでございます。

また、町全体で不足する分については、避難所ごとの量を調整しながら対応していきたいと思っております。

○9番（榎 光徳君）

町民によっては、どこに備蓄品があるかも分からない町民もいると思います。そういう、何か所かあって、そこに行けばそういうのが受けられるよというのを、やっぱり幾らか情報も出して、事前にそういうことを周知しておくことも必要だと思いますので、何らかの形でそういうのが情報伝達できるような、ちょっと工夫をしていただきたいと思います。

それと自家発電、備蓄品の一つで、以前も自家発電のこともありましたけれども、避難所に対する、これは、26集落全て、今はもう配置されているんですよ。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

昨年までに、小型の発電機につきましては各避難所に配備を終えております。

○9番（榎 光徳君）

それと、先程防災対策会議、それから、対策本部、いざ有事のときは対策本部が設置をされるわけですが、関係機関、特に職員の皆さん、すぐ集まって対策に臨むわけですが、時として、それが2日、3日に及ぶことや、夜を徹してとか、色々なパターンが出てくると思うんですが、そういったときに、その職員の人たちの食料備蓄、そういったことも、これ、大事じゃないかなと思うんですが、そこら辺も、ちょっと私が基本計画見てみたら、職員のそういうのの備蓄も、何日分でしたか、うたつてあります。

それで、色々な毛布ですとか機材、そういったものについては、最低1週間ぐらいは必要だと。それから、食料については、3日分は必要ですよというようなことをうたつてあるんですが、そこら辺はストックというか備蓄はされているんですか、庁舎内において。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

この庁舎の中には備蓄はございません。

ただ、旧本庁のほうに7年保存食料セットを40セット、今後30セット追加する予定でおります。

○9番（榎 光徳君）

旧本庁は近いからすぐ取りに行こうと思えばできるんでしょうけれども、できれば、水とか、そういう二、三日分の食料とかそういったのは、やっぱり本庁にも置いておいていいのかなという気がしますので、そこら辺はぜひ検討していただきたいと思います。

それと、口永良部、もう時間がありませんので、詳しくは話はいませんが、火山対策の番屋峰の備蓄品の中で、もろもろあるんですけども、ヘルメットが大人用が50個、子供用が20個ということになっているんですね。これが、口永良部、住民、今100名ぐらいいると思うんですが、これで足りるのか。やっぱり、これは人数分以上に確保しておかないと、例えば、旅行者であるとか、民宿等に宿泊している人とか、そういった者も考えると、それぐらいでは足りないような気がするんですが、そこら辺どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（岩川茂隆君）

児童生徒につきましては、既に配布はされていると思いますが、大人用につきましては、ちょっと今、確認できておりませんので、また、後もってお知らせをしたいと思います。

基本的には、全家庭のほうで持ち合わせているんじゃないかということでございます。

○9番（榎 光徳君）

分かりました。多分、これは数値的に上げていますんで、今言ったように、児童生徒の分とか、そういったことを省くと、この50、20というのは十分足りるのかなというような気もしましたので、ここも確認をしておいていただきたいと思います。

それと、この備蓄品と若干外れますが、この口永良部の火山対策について、例えば、番屋峰に避難所があるんですが、ここへの誘導標識というか、私も、ちょっとこれ、確認していなかったんですが、例えば夕方、夜とか、あるいは、旅行者、そういったので口永良部に精通していない人たちは、やっぱりそういう避難所、避難道路がありますよということの標識みたいなものがあれば分かりやすいと思うんですが、そこら辺どうしていたんですか、分かりますか。

○副町長（日高 豊君）

避難所への道路については、地元からの要請もございまして、これまで側溝に蓋がなかったりしたところも、蓋をかぶせて車が交差できるような形とか、あと、道路に反射鏡の設置とかいうことで、順次対応をしているところでございます。

○9番（榎 光徳君）

先だって、口永良部の現地調査に行ったときに、確かにそういった箇所も確認できました。今の誘導標の件は、夜であれば夜光塗料を配したそういったものとか、色々有効なやつがあると思いますので、そこもぜひ、そういった検討をしていただきたいと思います。

それと、あと最後になりましたけれども、もう5番目のこの関係機関との連携強化、これはもう、色々、先程から出ていますように、防災会議ですとか、対策本部ですとか、そういった中で、色々な関係団体が網羅されていると思います。これまでの有事のときも、特に自衛隊の派遣要請でありますとか、国・県の機関、それから、地元で言えば県の出先、屋久島事務所、色々なところがあると思いますので、そこでの連携強化というのをしっかりと常々、やっぱり、これはもう釈迦に説法で私が言わなくても分かっているがよと言われるかもしれませんが、そういったのをぜひ図っていただきたいと思います。

いずれにしても、この防災対策というのは、日頃からの準備が非常に大事です。

消防に関してもそうですが、町民の生命と財産を守るというこの崇高な理念、そういったことがありますて、そういったことに使命を果たしていくために、職員も頑張らなくてはいけない、私たち議員も一緒になってやっていかなければいけないというようなことも思いますので、今ちょうど梅雨時期になって、今からまた1か月ぐらいですか、雨も降り続くと思いますので、ぜひ、いざ有事のときに、一人の犠牲者も出さないように、そのためには、さっきから言っているような、日頃からのそういった色々な体制づくりというのが大事だろうと思いますので、ぜひ、そこら辺を肝に銘じて頑張っていたきたいと思います。

自助・共助・公助ということを基本に、お互いがそこを理解しながら、この施策に頑張っていければなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

14時35分から再開します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

お疲れさまでございます。15番、大角利成でございます。順番が回ってまいりましたので、しばらくの間、お付合いをいただきたいと思います。

私は、1951年6月14日に生を受け、生まれたことになっています。本日、私にとって記念すべき日に議会一般質問の機会を得ることができたこと、大変うれしく思っていま

すし、また感謝を申し上げたいと思います。

したがいまして、私自身、今日この1日をできるだけ穏やかに終わりたいなと思って、朝、目覚めたところでございます。血圧が上がらないように、町長の明快かつ前向きで誠意ある答弁を期待しております。

それでは、時間も限られておりますので、早速通告に従って、町長の思い、考えについてお伺いをいたします。

1項目めの恵まれた自然資源と屋久島の価値を生かしたまちづくりについてお尋ねいたしますが、令和4年第1回議会定例会での施政方針の中で、町長は次のように述べられました。

来年は、環境文化村構想の発表、また世界自然遺産登録から30年の節目を迎えますので、この機会を捉えて本町の内なる価値の再発見に努めます。そして、30周年を迎えての各種取組は、単なる記念イベントの開催ということではなく、これまでの30年の振り返りと、これからの30年への地域づくり指針を指し示すことができるような取組をしたい。あわせて、30周年を節目とした効果検証を行うと発言されました。

まずは、1点目の質問ですが、屋久島文化村構想発表、屋久島憲章制定、そして世界自然遺産登録30周年を節目として、これまでの効果検証をどのような手法で実施しようと考えているのか伺います。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

大角利成議員の質問にお答えします。

まず、お誕生日おめでとうございます。お互いに血圧が上がらないように議論をしたいというふうに思います。

来年は、環境文化村構想の発表また世界自然遺産登録から30年の節目を迎えますので、この機会を捉えて本町の内なる価値の再発見に努めてまいりたいと、3月議会の施政方針で述べさせていただきました。

効果検証を実施するに当たり、遺産登録25周年時に示された数字として、登録後の町内GDPは1.5倍になりましたが、そのうち8割近くが観光業によるものとの分析がなされました。

そのときは、観光業の持つ力に大いに期待をいたしましたが、コロナ禍における現下の状況にあっては、その多くが蒸発していると考えますと、町内における産業振興の在り方はより全方位から取り組み、各種産業のボトムアップを行い、複層的な産業構造をつくっていかねばならないと改めて感じているところであります。

検証を進めるに当たり、屋久島が世界遺産登録に至った経緯として、議員も御承知の

とおり、平成4年に策定されました屋久島環境文化村構想が大きく関係をしております。文化村構想では、屋久島の自然環境の保全を図るとともに、自然と人が共生する個性的な地域づくりの試みと位置づけられ、取組が進められてきました。

しかしながら、検証を行うに当たり、30年の時が経過し、当時を知らない職員がほとんどとなっております。このことから、まずは環境文化村構想と世界自然遺産登録に携わった当時の3名のOB職員から、30年前の2つの町の地域づくりの取組と環境文化村、自然遺産登録への関りと思いについて、当時の話を聞き、意見交換を行ったところであります。

これから、具体的にどのような手法で検証し、評価するかは手探り状態ではありますが、30周年を迎えての各種取組は単なる記念イベントの開催ということではなく、これまでの30年の振り返りと、これからの30年への地域づくりの指針を指し示すことができるようなものにして、屋久島憲章の理念に基づき、屋久島町の認知度をしっかりと裏打ちできる信頼度、並びに町民の幸福実現の信頼度を上げる取組、再出発の機会と捉えて進めてまいりたいと考えております。

具体的な手法についても、議員各位からの助言やアドバイスをいただければというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

今、町長の思い、考えを聞かせていただきました。

30年、私にとってはあつという間の30年であったかに思います。特に、この屋久島憲章をつくる時、旧町で職員同士あるいは議員間同士で色んな議論をしたこともつい最近のように思い出すところがございます。そして、色々ある中で、大変すばらしい屋久島憲章はできております。

振り返ってみますと、非常に内容の濃い、そしてまた今、議員というこの立場にありながら検証するというと、目標であるからそうだとせばそれまでなんですが、非常に御立派でハードルの高い内容だなというふうに思っていますし、町長の答弁で庁内でも動き出したと、私も先程町長が言った大先輩と一緒に机を並べながら仕事をした経緯もありますから、色んなことは想像できますが、非常に難しい。ただ、書いていることはすばらしいと思います。

そこでなんですが、町長も3期目、残すところ少なくなってきました。歴代の町長さん、そして議員の皆さんと一緒に、屋久島憲章に示されているこの4つの指標に向かってまちづくりを取り組んできたと思うんですが、町長はこの10年間、自身が取り組んできたこのことを、取り組んできた政策を、自身、どういうふうに評価しているか、併せて一緒にお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島町が誕生して15年、あつという間という感じがしている反面、市町村合併に至る5条の協定項目を厚く議論をした時期を思い出しているところではありますが、合併による最大の懸案事項は、新庁舎建設でありました。

私が就任した当時は、住民サービスを低下させてはならない考えから、分庁方式と総合支所方式の折衷案方式で行政事務が進められていましたが、職員間の情報の共有や行政効率という面では課題が大きいと感じていました。

このことから、合併時の懸案事項でありました庁舎建設を決断し、屋久島の資源と力量を集結し、地杉材を活用した現代建築に屋久島の建築様式も取り入れた木造の庁舎建設に取り組み、木造にすることに当たっては、里地における森林資源の活用は言うに及ばず、地域産業構造改革の第1歩として、また地元力の向上を目指しました。

屋久島の地域産材による木造建築にこだわった理由としましては、屋久島憲章の条文にもあります歴史と伝統を大切に、自然資源と環境の恵みを生かし、その価値を損なうことのない永続できる島づくりの理念を基に、屋久島の景観価値を損なうことなく、合併のシンボルとして存在感がある庁舎ができたことと自負をしております。

御質問にあります評価としましては、私が取り組んできた10年の中で懸案事項であった庁舎問題について、為政者として決断、着手、完成ができたことは大きな成果であったと思っておりますし、職員に対しては常日頃からスピード感を持って業務を遂行してほしいということをお願いしてまいりました。

私を始め、職員が同じ屋根の下で一体となったことから、情報の共有化が図られ、スピード感を持った行政運営ができつつあると思っているところでもあります。

町長就任から3期目半ばではありますが、これからの屋久島の価値を生かしたまちづくりの推進に欠かせないのは、もう1つの懸案でありましたデジタルデバイドの解消であり、離島がゆえに地域インフラ整備が遅れを取っていた光ファイバー網の整備も、口永良部島も含めて完成を迎えます。多大な財源の確保と事業化ができましたことも1つの評価であると思っており、屋久島の多様な地域資源とアナログな分野に、デジタルの新しい要素を生かした政策展開を進めていかなければならないというふうに思っているところでもあります。

○15番（大角利成君）

町長は、精いっぱい頑張っているなというのは、私も評価をするところです。

ただ、私がお尋ねしたかったのは、当然屋久島憲章なるものが柱で、我が町はこれまで両町そして合併屋久島町としてまちづくり政策をやってきたと思うんですが、それについての考えを聞いたかったところですがけれども、評価というのはなかなか難しい話で、個人によってそれぞれ違いますので、これ以上私は申し上げません。ただ、行政を担う立場として、今、先輩たちが私たちに残してくれたこの屋久島憲章というのを、町長自

身、もう簡単明瞭でいいです、どのように感じているか、そのことだけ少しお聞かせいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島憲章に書かれている、この島に生まれて育ったことを誇りに思って、このことを胸に刻んで政治をやっていききたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

大変、私、先程申し上げましたように、私から見ると当時はそうも思わなかったんですが、今、見ますと非常にハードルの高い、素晴らしい内容の提案だと思っております。ただ、実行ということになるとなかなか難しい。このことを全てやっていくと、ややもすると住民サービスができないぐらいの大変実のある内容になっておりますので、またこれはこれからの30年に向けてお互いに議論をしていきたいなと思っております。

そこでなんですが、先程来申し上げておりますように、節目の30周年、来年迎えるということですが、これからという町長の先程の答弁もありましたけども、自身どのような取組、イベントを町長自身が今、お考えなのか。今から職員を交えて色々検討をするということですが、どのようなことを今、お考えなのかをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

世界自然遺産登録30周年を迎えるに当たっての取組につきましては、本年度の予算措置としまして、白神山地屋久島世界自然遺産登録30周年記念連携事業負担金として165万円を計上しております。

この件につきましては、昨年早い時期から登録30周年機運醸成事業としまして、青森県の西目屋村から、これは白神山地の登録地、屋久島と最初に登録をされた白神の青森県西目屋村から提案があったものであります。記念冊子やノベルティグッズ、これ記念品らしいです。などに係る費用について双方で折半することとしております。

また、本年4月には、前回20周年実行委員会事務局でありました環境文化財団の音頭により、県自然保護課を交え、20周年記念事業の振り返りなど実務担当者間での打合せ会を実施したところであり、今後、必要に応じて開催することとしております。

各種取組につきましては、施政方針で述べておりますとおり、単なる記念イベントの開催ということではなく、これまでの30年の振り返りとこれからの30年への地域づくりの指針を示すことができるようなものとして、屋久島町の認知度をしっかりと裏打ちできる信頼度、並びに町民の幸福実現の信頼度を上げる取組を行うとしたところです。

多くの可能性を持ちながら、なかなか発揮できないもどかしさの中、これを機会に本町の地域づくりが人口に膾炙するような取組の出発点として評価されるような取組にしたいと思っております。

イベントを含め、具体的な取組といたしましては、今後検討していくこととなります

が、本議会を含め、関係機関の協力をいただき、施政方針で示したとおり、取組実現に向け進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

分かりました。先程申し上げました検証についても、やはり町役場職員だけじゃなくて、大変重要なことですから町内幅広く、区長さん方あるいは各種団体長の方々の御意見も聞きながら検証をしてほしいと思いますし、あわせて来年度の色々な取組等についても同様かなというふうに思っております。

そしてまた、町長が触れられましたように、国あるいは県との調整も色々出てくるだろうと思いますし、西目屋村のことが出ましたが、私たちも旧屋久町時代に西目屋との交流がありまして、産業祭にも来ていただいたりしまして色々やってきた経緯があります。

そういう方々との調整をぜひやってほしいと思うんですが、もう来年のことです。時間がありません。ゆっくりとはできませんので、できるだけ早く、このことについて対応していただきまして、私ども議会を始め、町民の皆さんに考えを早い時期に示されるように、このことをお願い申し上げたいと思います。

時間の調整がありますから、次に移ります。

次の質問でございますけれども、町長は先程来申し上げました、30周年の節目を迎える。この機会を捉えて、本町の価値の再発見に努めるということですと発言をされております。

そこでなんですが、さきの県議会でも屋久島におけるクリーンな発電についても質問もあったかに聞いております。100%まで行っていないという、数字的に言うと、私どもも聞いているのは98%程度というふうに聞いているんですが、それを島内の水力発電で今、賄っているというようなことでよく耳にするんですけれども、やはり屋久島、以前から言ってきたように100%クリーンなこの水力発電で賄う島づくりを目指すべきじゃないかなというふうに思っております。

この屋久島における水力発電の現状、そして100%で補うために、これからの水力発電について、町長自身はどのような考えを今、お持ちなのか、考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

私は、町長に就任をしたときに、世界自然遺産の島よりもCO₂フリーの島を目指したいという考えが一方ではありました。それは、その当時、世界自然遺産は4つの地域ですから、まだカーボンニュートラルという言葉はなかったですけれども、オンリーワンの島を目指すにはこの豊富な水を使った水力発電、99コンマ何%という、そういうのもそのときから思っておりました。

ちょうどそのとき、鹿児島県が地球温暖化対策で電気自動車の推奨をしました。そう

いう面では、10年、20年あるいは30年、50年、100年後にはこれ、世界自然遺産の島というよりかはカーボンニュートラルの島、CO₂フリーゼロの島というのが日本でオンリーワンにこの屋久島がなれるんじゃないか。

それは、私が思ったのは、大海離島というハンデをプラスにする。電気もそうですが車もそう。将来的には船もそういうものでやりたい。そうすれば、それは屋久島だからできることじゃないのかということその当時から思っていました。

あるところでそんな話をすると、「お前、そんな横着なことを言うな」とみんな世界自然遺産の冠がほしくてやっているのに、いや、そんな屋久島というのはそういう島なんで、そういう力といますか、そういうものを持っている島なんですと。

だから、初日に褒章されました先輩の柴鐵生さんが、私が議員に最初になったときに議場ですごくそういうことを熱弁されていたのを今でも思い出します。世界の屋久島なんだということを言われている。

ですから、そういう面では水力発電というものを私は当時、屋久電に行って予備にたく、渇水期にたくディーゼルをほかの自然エネルギーのほうに変えてくださいと言いました。そうしたら、つくったばかりで、15億ぐらいかけてつくったのに、今すぐは無理だと言われたことも思い出します。

ですから、自分の中ではそういうものはすごくありました。

それで、今言うように、それは今、私の思いですからこれ、今から答弁はしますけれども、RE100の可能性を探るため、電力の供給源である屋久島電工と連携をし、令和2年度に地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業を活用し、調査検討を行ってきております。

取組の趣旨としましては、現在、渇水期やメンテナンス時においてディーゼルによる発電を行っており、100%クリーン電力の供給が達成できていないことから、代替となる再生可能エネルギーの導入検討を行いました。

内容としましては、鯛ノ川の水利を活用した発電やバイオマス発電、太陽光発電、火力発電所の燃料転換の調査検討を行いました。どの代替案も一長一短あり、コスト面も含め、現時点での可能性は低い評価がされております。

また、これと並行して災害時に対応できる蓄電システムや100%再生エネ電力による地域インフラに活用した地元産業活性化策についても検討を行ってまいりました。

内容としましては、停電の多い集落への対応としてのマイクロブリッド化や燃料転換の1つとも考えられる水素を活用した地域公共交通の導入等も検討したところでありますが、導入コスト等に大きな課題があったことから、モデル形成事業としては断念しつつも、引き続きRE100を目指すべく、グリーン電力を活用した水素やアンモニアの生産と地域づくりについて、屋久島電工と鹿児島県屋久島事務所を交えて意見交換や勉強

会を定期的に今年度も行っているところであります。

今後の水力発電の整備であります。2019年5月の豪雨災害により千尋発電所が罹災し、その影響で第二発電所の発電能力まで影響が出ており、施設の全体的な老朽化も含め、更新も前向きに検討しているようではありますが、資金面の負担が大きく、将来の電力用途と併せて精査を行っている段階だとお聞きしております。

町としましても、町民生活の安定に欠かせない電力であり、屋久島電工の持続的・安定的な新たな供給体制の構築と、屋久島としての再生エネルギー100%達成に向けた取組を、両者協力して進めていきたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

屋久島における水力発電等について、町長の考えを今、お聞きしました。

鯛ノ川の発電につきましては、ずっと以前に土地改良区が発電できないかということで、当時、私も福岡の大牟田のほうに視察に同行した経緯もありました。視察したところを見まして言うと、はるかに屋久島のほうが条件がいいなというふうにも思ったんですが、当時の屋久島の特殊な電気供給事業ということもあって、それが実現されなかった経緯もあります。

今、町長がおっしゃいましたが、100%じゃなくて一部、屋久島電工さんも火力を使っている。これを100%にすることは、私も非常に願っている1人です。

ですから、屋久島電工さん、町がするわけじゃございませんから、なかなか屋久島電工さんの動向、意向もあるわけですが、ぜひこの水力発電について、もう一度また関係者と協議をしていただいて電気をつくり、そして今ありました水素社会に向けて、県議会でも、もう県議会でも言うておりますけれども、余力電力で水素をつくってというお話もあります。そういうことをすることによって、また新しい産業といいますか、企業も出てくるのかなど。

これはやっぱり、屋久島という価値を生かした事業だと思いますので、町長が先程申し上げましたように、日本のトップに行く、そういう気持ちで取り組んでほしいと思います。

特に、この水力発電については色々あると思いますが、ぜひまた屋久島電工さんとも話をさせていただきまして、そしてまた私どもに来月の下旬、屋久島電工さんから発電所の視察の御案内も来ているようであります。そのときにまた、色々意見交換もしてみたいと思いますが、ぜひこのことについては町長、また頑張ってくださいと、このように思います。

1項目めの最後になりますが、関連ですけれども、電気自動車の普及についてお尋ねをいたします。

これまで、全国の、これも同様、モデル地域となるようにということで電気自動車の

普及に町一体となって、県・国と一緒にあって取り組んできたと思います。

そこでなんですが、少しこのことが薄れてきているんじゃないだろうか。私ども議会を始め、執行部当局も少し薄れてきているんじゃないかなという感じを私は今、持っております。

そこで、通告しておりましたが、この10年間、公用車の更新を何台して、そして新規の購入台数のうちの電気自動車導入はどの程度であったのかをまずはお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

本町では、現在鹿児島県の屋久島CO₂フリーの島づくりにおいて、電気自動車の普及を始めカーボンニュートラルの実現に向け、様々な取組がされているところであり、さきの答弁と重複する部分もありますが、屋久島はほぼ全て電力を水力で賄っていることから、電気自動車の導入によりCO₂排出を限りなくゼロにすることが可能となる土台が整っている地域であります。

最近の取組といたしまして、鹿児島県が作成しました電気自動車の普及に向けたパンフレットを町報6月号とともに全戸配布するなど、鹿児島県とともに普及啓発に取り組んでおります。

また、今議会の会期中にも、後援事業ではありますが、本庁舎で電気自動車の体験試乗会を開催する予定であり、町民の皆様に電気自動車を体感していただき、導入に関心を持っていただくよい機会であると捉えています。

公用車につきましては、過去10年間で消防車両等の特殊車両を除き、51台の公用車を購入しております。この中で、電気自動車は2台購入しており、町長部局で1台、教育委員会で1台運用をしています。

このほか、ガソリンと蓄電池とを併用するハイブリッド車も3台所有しております。

電気自動車は、現在も開発途上の段階であり、価格も高価であることや車種が限定をされていたこと、また、走行距離の問題や修繕等にも予算と時間を要することもあり、公用車としての導入が遅れている要因にもなっていると考えられるところです。

鹿児島県では、今年度をめどに離島における電気自動車等購入支援事業として、県内の離島に住所を有する個人や事業所または営業所を有する法人へ向けた補助事業を実施予定としています。

また、国においても経済産業省のクリーンエネルギー自動車、インフラ導入促進補助金による支援が行われるなど、電気自動車を購入しやすい環境が整いつつあると認識をしています。

このような状況も踏まえ、今後導入に向け、補助制度やリース制度の活用も視野に検討してまいりたいと思います。

ちなみに、県の屋久島事務所は、公用車24台のうち電気自動車が7台ということでご

ざいます。

○15番（大角利成君）

電気自動車の普及については、従前、以前このことでスタートしたときに、当時、将来に向けて屋久島両町の公用車を電気自動車にしていこうという大きな目標がございました。何遍も申し上げますように、国内でモデルとなるようなところにしようということでやってまいりました。

確かに、経費面等、高くつきます。しかし、30年前につくった屋久島憲章のことを思えば、私たちは少々の財源、投資は覚悟の上で色んなことを取り組まなければならない。屋久島町というのは、そういう町になってきている。そしてまた、それに応えるため、その町としての責任もあろうかと思えます。

電気自動車については、私もまだ買っておりませんが、もう少し住民にこのことを周知し、確かにパンフレットの配布を今回いただきました。残念ながら、国・県は補助をしていますけれども町からの補助がありません。私は、そういう財政的な負担を取らなければならない立場にあることからして、できれば県並み、あるいはそれが不可能であれば県の2分の1でも町として支援して、この電気自動車等の普及をすべきじゃないかと、このように思っているところなのですが、町長の考えはどうですか。

○町長（荒木耕治君）

議会の皆さん、全員、電気自動車を買われるというならちょっと考えてもいいかなというふうに思います。

それはさておき、今、公用車2台です。10年たちます。私も、多分この中で電気自動車を個人で持ったのは私だけでしょう。5年間乗りました。日産のリーフです。これ、補助金があって、高かったですけど、それは先程もちよっと言いましたけど、そういう世界を目指したいという思いから自分で率先して乗った。それで、公用車もそうしました。

ただ、私になってから、今、県知事が3人目です。最初の知事は、すごく熱い人で、地球温暖化を屋久島をそういうモデルにやるんだと言って補助金も出してやってくれる。しかし、次の人がほとんど手つかずでした。それで、地球温暖化しつつもあるんですけども、もうそういうことがだんだんなくなった。

だから、そういう思いでは残念な思いをしています。

しかし、一概に今、簡単に電気自動車と言いますが、乗ってみると不都合がたくさんあります。電気自動車って、今、リーフも400km走りますけど、私が買ったときは200kmです。200kmは計算上、屋久島を2周できるんです。これ、半分行ったらもう、電気なくなります。それはアップダウンがあって、平坦を上手に走ってそれだけの距離を走る。アップダウンがあったらどんどん減る。

ちょっと余談になりますけど、リーフを買って、膝かけの布、あれがサイド席に、新車を買ってきたのに置いてある。「これ、何です」と言ったら「暖房を入れると電池がなくなるので膝かけをかけて乗れ」と、そんな車、あるのか。これ、冗談みたいな話ですが本当です。

だから、暖房を入れてもクーラーを入れても電気を食うわけですから、当然それだけ走行距離が落ちていくんです。

ですから、今はそれが400になって、違うんですけど、急速充電じゃないですけど、私は自分の家の100Vで充電しますと、夕方帰って朝まで充電をして乗ってくる。そういう状況です。

雨が多くて、今の時期なんかはもう屋根がないと大変です。外でつけたり外したりする。そういうのもあったりして、これなかなかやっぱり時間がもうちょっと伸びないといけないと思う。今、そういうふうになってきましたから、そういう面では大分改善をされてきたと思います。

もう御案内だと思いますけど、今、その当時に無償で急速充電、屋久島に4か所あります。それを普及するために、やはりヤクスギランドとか白谷雲水峡に上っていくともう、圧倒的に食うんです。だから、そこに充電器をつけてくださいと県と再三やり合いましたけれども、なかなかつけてもらえなかったという経緯もあります。

そして、県が言う、公用車でなくて一般に普及しなさいと。その当時、タクシーが1台リーフを買ってくれました。タクシー会社。その運転士さんと話をすると、「いや町長、これ聞こえはいいけどなかなか使い勝手が悪い」と。遠距離のお客さんが来たときに充電が少なくて、なかなかもうそれに乗って走れない。ちょっと充電するから待ってくださいというわけにもいかないの、これなかなか利便性も悪いみたいな話を実際に聞いた。もう、今はそのタクシー会社も廃車にして乗っていません。今、屋久島を走っていません。

そういうことで、今、県がまたもう一遍、カーボンニュートラルから含めてそういう制度を打ち出してきた。これを機に、ちょっと車の推移も見ながら、先々はそういう方向で、まずは私もまた率先してそういう電気自動車に乗りたいと思いますので、そういう方向を目指すのであれば、議員の皆さんも一緒に率先して電気自動車に乗っていただいて、屋久島をそういう島でやっていくんだという心意気をひとつ見せていただければいいなというふうに思います。

○15番（大角利成君）

屋久島憲章にそのようなことが提示されていますから、当然、私どもというよりはトップである町長はそういうふうな方向に導いていくように、ぜひ一緒にやっていただきたいと思うし、屋久島がモデルということでしたが、先般の新聞で離島から脱炭素社

会の全国モデルということで沖永良部両町の記事が載っておりました。

やはり、ここも一緒に再生エネルギー、そして両町の公用車は随時電気自動車に更新をしていく。そのようなことが記載されております。

いずれにせよ、財政的なこともありますけれども、私はこの電気自動車については県も負担していることから町も負担することについての検討をするべき。これが、1項目めのまとめになりますけれども、この屋久島憲章30年を振り返ってこれからどうするのか、全部することは不可能でありますから、この30年を振り返って、じゃあどれとどれを次の30年間やっていこうとするのか。そういうことを踏まえたところの検討をしていただきたいということで、今回この質問をしたところであります。

時間がありませんので、大きな2項目めの質問に入りたいと思います。

屋久島町のさらなるPRという表現をしておりますが、先程来、申し上げてきたように、世界遺産登録から30周年を迎えようとしています。町長は、単なるイベントにならないようにと、そのようなことを考えているということを再三申し上げてきました。

来る人から見れば、単なるイベントになるかもしれませんが、私は国民的テレビ番組でありますNHKのど自慢、この公開放送の誘致をやるべきじゃないかなと、そのように思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

NHKの看板番組でありますのど自慢公開放送を誘致し、開催して、そして全国に放映されれば、議員の御提案にあります屋久島町のPRとして大きな効果を果たすことは言うまでもないことと思っております。

NHKでは現在、2023年度NHK全国放送公開番組について、8月5日を締切りに募集を行っているところです。

募集要件としましては、番組を実施する会場の確保、実施を可能とする基本条件を満たすステージ、楽屋、音響、照明設備等の会場整備、周知、広報と問合せの対応、観覧応募はがきの受付、当選、落選はがきの印刷、郵送と、当日観覧者対応等の運営業務となっています。

過去にも可能性がないか検討しましたが、収容人員がクリアできず、コロナ禍における収容人員について確認したところ、実施可能を判断する会場としては、入場者可能人員が800人以上の施設規模との回答でありました。

このことから、500人程度の本町の施設では、議員から提案のありましたのど自慢の誘致は難しく、それに代わるPR策を模索してみたいというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

今、おっしゃられるとおり、私どもも旧町時代に動いてみたことがありました。当時、旧屋久町は安房の総合センターしかありません。そこで、町立体育館のお話もしました。

当時は、私の記憶では1,000名以上の収容できるホールが必要ということもありまして、実現をしなかった経緯があります。

今、町長は800人以上の施設というようなことのお話がありましたが、ここに来て、私はそういう、以前から1,000名以上のホールというのが頭にありましたから、テレビを見るごとに会場のことが気になります。

時々、体育館での公開もやっております。近くには、鹿児島県内で体育館での公開放送がありました。NHKさんの言うことは、私もよく分かります。決まりなんでしょう。そこを何とか、町長、町長自身が誘致をする気持ちが本当にあれば、町長のその行動力とこれまで培ってきた人脈と支援をいただきながら、私は不可能じゃないと、町長にその気持ちがあればと思っているんですが、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

ありがとうございます。実は、20周年記念事業のときにNHK、やろうと思って、NHKと交渉した。私自身がいきました。ぎりぎりのところまで行きましたけど、断念をせざるを得ませんでした。安房の体育館を使って、800の椅子を入れてやろうということまでやりました。

離島に出るのは、NHKは年に1回なんです。そして、私が言ったのは、離島に800名なんかのそんなのがあって、そんなのざらにないじゃないですかと。うちは、合併10周年とか20周年とかというそんな、町政施行とか、そんなじゃないです。世界自然遺産の20周年なんですということでNHKと、鹿児島のNHKと最初、やり合いました。話があるって、東京ともやりました。どうしても譲らない。NHKは堅いです。N党の支持者になろうと思うぐらい。これ、冗談ですけれども、とにかく譲らないんです。

それで、何とかなりませんかということ、20年、10年前ですから、そういうことで食い下がってみました。じゃあ、年に1回出るんで屋久島でということ、じゃあ体育館で800の椅子を並べて、そうしたら今度は色々工事。さっき言いましたけど、この条件を屋久島町で金を持ってばやるというんです。あれ、ただでできるわけじゃないんです。多分、そのときゲストが2人来るから、ゲストの控室もコンテナか何かを2つつくって、そういうのも全て準備をする。金も、幾らかかるか分からないんで、「いや、もうそんななんならいいです」と言って、それからNHKと大げんかをして、そうしたらNHKが、じゃあそれに代わるもので宮之浦の総合センターでやったらと、「もうどうでもいい」と私は言ったんです。真打何とかという落語みたいなのを覚えていると思いますけど、総合センターで、あれ、こののど自慢の代わりにNHKが、代わりにこういうのをということやらせていただきました。

ですから、まだ今日、この通告を受けて、NHKにもう一遍10年振りにやるかと思っていて、先月ですか、東串良でNHKがやりました。東串良の町長に電話をして、「お

前のところ、ただでできたの」って言ったら、「いや、町長、冗談じゃない。一千何百万経費がかかった」と言うんです。

要するに、さっき言ったこと、全部自前でやっているわけです。天下のNHKが何で金を取るんだと、またやかましく言ったんですけれども、そういうことがあって、予算もかなり、もう1,000万を軽く超えるみたいな話をしていますので、とてもそれは、実際に呼ぶことはもうちょっと、私もいろんな人脈を使って20年前にやったけど、それもだめでしたから、今、どうしたもんかなというふうには思っているところです。

議員がおっしゃることはよく分かりますので、また機会、そういうものは諦めたわけではありませんので、まだ金がかからない方法でできるのであれば、また努力はしてみたいというふうに思います。

○15番（大角利成君）

NHKさんには、平内栗生のラジオの中継局もつくっていただきました。ぜひ町長、そういうお礼も兼ねて、1回足を運んでいただいて、やる気があればぜひ交渉してほしいと、私はそう思います。お金がかかることは、私も重々承知をしております。ただ、30周年、日本で初めての自然遺産登録、そして何かいい意味での屋久島からの情報発信というのを町長、挽回する意味で頑張ってみましょう。ぜひ、頑張ってください。

それでは、最後の質問に入ります。時間配分が大変悪くて申し訳ないですが、最後です。

尾之間中央公民館の改修についてお伺いいたします。

いよいよ役場、尾之間支所庁舎の解体工事が始まりました。令和3年第1回議会定例会の私の一般質問において、尾之間中央公民館の考えを問うたところ、教育委員会からは、当分の間、公民館として活用するという町長の方針が示されたので、2階の空調施設及びトイレ等の改修が必要と考えているとの答弁がありました。

その後、どのような検討がなされたのでしょうか。検討はなされ、そして改修に向けたことが協議されているのであれば、改修の内容と時期等についてはどのように考えているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（塩川文博君）

大角利成議員の御質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、令和3年の第1回定例会におきまして、そのような形で答弁をいたしました。

そのことを受けまして、本年度、庁舎跡地をどのように活用するのかを議論するために政策推進課におきまして、地域住民の主体的な参画の下、持続可能な公共施設の在り方について議論し、課題解決に向けた提言を行うための屋久島町公共施設再配置ワークショップを8月に開催を予定しておりますのでございます。

それに並行しまして、旧支所の跡地活用協議会を今月中に立ち上げます。その中に、尾之間支所部会と宮之浦支所部会を組織し、今後の在り方を協議し、先程申し上げましたワークショップと連携を図りながら来年3月をめどに報告書をまとめ、公表することとしております。

そのことを受けまして、尾之間の中央公民館の改修につきましても具体的な方向性を出すことを考えております。

以上です。

○15番（大角利成君）

ぜひ、十分な協議をしていただいて、地域住民が納得するような方向で進めていただきたいと、このように思います。

時間配分が大変まずくて、うまくいかなかったんですが、最後に1点だけ、先程電気自動車の補助のことを私、申し上げました。財源としましては、私は屋久島が大好きで、屋久島の環境を保全してほしいという人からの寄附金、ふるさと納税屋久島基金を活用していただきたい。そのことも念頭に置いて検討していただければ大変ありがたいかと思っております。

来年、令和5年は屋久島町にとって記念すべき年であります。何遍も申し上げましたが、これから年末に向けて令和5年度の事業計画等検討をされるだろうと思っております。早め早めの検討、協議をしていただきまして、来年度、令和5年度は屋久島にとって、屋久島町にとって飛躍すべき年になりますように、このことを祈念いたしまして一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月15日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時33分

令和4年第2回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和4年6月15日

令和4年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年6月15日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
8番 渡邊千護	<p>1. ロ永良部島簡易水道工事に係る虚偽申請について</p> <p>(1) 水道工事管理検討委員会が第3回まで開かれているが、委員が関係者だけで構成されており、第三者性が全くない。第三者委員会が必要な事案だと考えるが、いかがか。</p> <p>(2) 業者や職員に聞き取り調査をしているか。</p> <p>(3) 責任の所在をどのように考えているか。</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症が流行した際の対応について</p> <p>濃厚接触者のPCR検査指示に伴う医療費負担について、3月定例会の一般質問では公費負担を検討すると答弁があったが、その結果は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
5番 眞邊真紀	<p>1. 旅費精算不正調査について</p> <p>(1) 旅費精算不正の監査結果報告について</p> <p>(2) 監査結果報告には、虚偽領収書についての具体的な報告がないが何故か。</p> <p>2. 児童デイサービスの運営について</p> <p>(1) 町に一か所しかない児童デイサービスが4月から休業しており再開の目途が立っていないが、町としての対策は。</p> <p>(2) 休業の理由は職員(有資格者)不足である。働く人材不足は、他の施設も同様の問題を抱えている。町として地域おこし協力隊の活用や、有資格者の移住促進計画を具体的に持つ必要があると考えるがいかがか。</p>	<p>監査委員</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君
総務課統括係長	木原幸治君	代表監査委員	朝倉富美雄君

△ 開 議 午前10時02分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、8番、渡邊千護君に発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

皆さん、おはようございます。8番、渡邊千護です。3月議会でもこの場で話をしましたが、いまだにウクライナ、ロシア間での戦争が続いています。そして、多くの人々の命が失われています。早く終戦になり、平和な日々に戻りますことを願うばかりです。

それでは、通告に従いまして、1、口永良部島簡易水道工事に係る虚偽の申請について。2、新型コロナウイルス感染症が流行した際の対応についての2点でございます。お願いします。

○議長（石田尾茂樹君）

千護君、（1）は言わなくてよかったですか。回答ができないよ。

○8番（渡邊千護君）

失礼いたしました。（1）水道工事管理検討委員会が第3回まで開かれているが、委員が関係者だけで構成されており、第三者性が全くない。第三者委員会が必要な事案だと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。渡邊千護議員の質問にお答えをします。

屋久島町水道工事管理検討委員会は、令和2年度口永良部島地区簡易水道設備整備事業において、当該年度内に一部工事が完了しなかったこと、工事が未竣工であったことにも関わらず、代金を支出したことについて再発防止策を講じるため、令和4年2月7日に設置規定を整備し、副町長を委員長とし、建設課長や総務課長等に一般社団法人建設業協会屋久島支部長を加えた委員7名により組織し、本件の工事遅延理由や事務手続の把握により、問題点を分析し、再発防止策について検討を進めた委員会であります。

第1回委員会を2月22日に実施、5月23日まで4回の会議を開催し、5月31日に検討委員会での再発防止策案を取りまとめたところであり、その内容は先日質疑いただいた「報告案件第6号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に係る措置について」においても、関係部分について記載をしております。

○8番（渡邊千護君）

町長、この水道工事管理検討委員会のメンバーが、第三者が入っていないと私は思っているんです。町長、このメンバーで構成されて、当事者が当事者同士で調査を行うというのが適正であるか、適切かどうかまず町長の考えをお願いします。

○町長（荒木耕治君）

第三者性が全くないとの御指摘でございますが、本委員会については組織内での検討、協議に付し、内部処理によりその是正を図ることを目的としてつくった委員会でありませぬ。

○8番（渡邊千護君）

それでは、これは組織内での検討をするという形でつくったということによろしいですか。

○副町長（日高 豊君）

基本的にはそういうことです。ただ、今回利害関係者というか、契約上の相手方があったことでしたので、その組織の代表として建設業協会の屋久島支部長に、委員として加わっていただいたということでございます。

○8番（渡邊千護君）

今回、見た中で協議内容は、これまでの内容を確認するというのは、これまでの法令遵守、それを当たり前のことをみんなで話し合い確認し合っているしか、この内容には書いてなかったです。ただ、私がやっぱり話し合っほしい内容は、これまでの時系列、そういう問題が全く示されていない内容であれば、ただの話し合い、身内だけの話し合いになってしまうと思っています。そこら辺の話し合いは詰めていかなかったですか。どういう経緯でこうなったという話し合いですね。

○副町長（日高 豊君）

経緯がどういう時系列でというところについては、この委員会においては再発防止、また不認定になった事実を当然、議会で不認定になったことは重く受け止めた上で、その同じような事案が再発しないようにするには、組織としてどうあるべきかということで、基本的には議論をしているところであります。

○8番（渡邊千護君）

それでは、中のほうに入っていきますが、この報告第6号の中で2の（2）本事案発生の原因は、請負業者による請負契約の遅延による債務不履行が最も大きな要因と書か

れていました。町長、この本事案の発生原因は報告第6号に書かれてあるように、工事請負業者の遅延によるものが原因だと、町長もお思いですか。この報告第6号に書かれています。

○町長（荒木耕治君）

議員おっしゃったそのとおりでございます。

○8番（渡邊千護君）

私は、やっぱり事業者が遅延は通常でも起こり得ると思っています。どういう災害があったりとか、コロナウイルスの関係もあると思います。これは、起こり得ることなんです。一番、私はこの中で問題意識しているのは、工事が終わっていないにもかかわらず、国に対し虚偽の報告をしたことなんです。

それが、これに検査調書があります。3月19日の段階で完成されていると。検査所見の中では契約書等に基づき良好に施工されていると。実際終わっていません。終わったのは9月です。こういうことを虚偽の報告をしていることが、私は大変問題だと思っています。業者が、工事が遅れることは多々あります。それは自然環境にもありますから、屋久島も災害多いですから、そういうのは当たり前なんです。それをカバーしてあげるのは、私は書類の事務上、町だと思っているんですね。原因は、ここの虚偽の申請をしたことがまず一つ。

もう一つは、嘘の報告をしてしまったと分かったにもかかわらず、事実を調査せずに職員からの報告をうのみにして、7か月近くも放置したことです。この7か月間、町長、何か指示はされましたか。

○町長（荒木耕治君）

報告を受けた時点で早く終了するように指示をしたところです。

○8番（渡邊千護君）

その7か月間の動きを少し教えてください。担当課長でも結構です。

○生活環境課長（計屋正人君）

4月の12日に工事が終わっていないという旨が分かりました。町長からは、もう少しで終わるのでどうあれ即刻終了させろと、させるように指示をいただきました。それを受けて、請負業者さんと連絡を取ろうといたしましたが、結局連絡は取れなかったというような状況でございます。

5月になって状況を、最終的な状況を確認に口永良部のほうに参りましたが、残念ながら工事が完了をしておりませんでした。しかし、引き続き業者さんと連絡を取る努力をいたしましたが、結果的には完成まで取れていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○8番（渡邊千護君）

じゃあ、完成まで連絡が取れなかったということは、一度も現場にも行こうとしなかったということですか。

○生活環境課長（計屋正人君）

現場には行ってございます。確認をしております。

以上です。

○8番（渡邊千護君）

じゃあ、完成まで連絡が取れなかったということですが、工事が終わったことを確認せずに、5月28日に2,300万円の大金を業者に支払いしています。完成していないにもかかわらず、なぜ業者にこの金額を支払ったのか。

○生活環境課長（計屋正人君）

不適切な支出であったと思っております。非常に反省をしております。

○8番（渡邊千護君）

工事目的物引渡書というのが3月26日にこれあります。これ、業者から上がってきたことじゃないんですか。じゃなかったら支払いできませんよね。あと、支払命令書ですね。これもあります。これも2,300万円振り込んでありますが、これ業者からこないことには、これ書類つくれませんよね。向こうから完成したという報告がなければ。こちら辺はどうなんでしょうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

基本的には、請負業者さんからの報告を受けて動いております。

○8番（渡邊千護君）

報告って連絡が取れなかったのにどうやって報告を受けたんでしょうか。先程まで連絡が取れなかったと。完成まで取れなかったといっていますが、いつ報告を受けたんですか。

○生活環境課長（計屋正人君）

3月の完成検査の折に、結局できてなかったというのが発覚をしております。その後、請負業者さんと協議をして、請負業者さんがもう少しだから完全に終わらすという旨を受けて、完成検査のほうを調整したというように聞いてございます。

○8番（渡邊千護君）

おおむね完成ができるのを聞いて支払いをしたということですが、絶対にあってはならないことですよ。3月26日、完成をもちろん見に行っていますよね。完成したと聞いていると思うんですが、そのときは一部終わっていないところがあったと。数日中に終わらせるといったというのが今のことですよね。

返還請求を求められた後、国への最終報告書では実際に工事が完了していた箇所は1か所だけで、ほかは終わっていなかった。一部終わっていなかった工区、5工区に及

んではこの時点、最終報告の時点でわずか15%ほどしか終わっていなかったと。なぜ、数日で終わるといったのに、口約束だけで、これ信じると、そういうことでは済まされないんですね。実際、15%しか終わってなかったわけです。終わると信じていた、約束をしていたなどの行政の事務上、あり得ないことをやりながら、この3つのタイミングを見逃していたものが、最も大きな要因であると思います。

一つ目は、完成を、調査調書を出してしまったこと。二つ目は、工事が終わったことを確認せずお金を払ったこと。もう一つには話を信じて動いたことですね。結局最終的には遅延金を含む1,670万円ほどの補助金が、補助金の返還命令がでたということになります。

4月12日の段階で、もちろん町長、副町長は報告を受けています。きちんと調査をして本当のことを報告していれば、補助金返還は必要なかったかもしれない。

○議長（石田尾茂樹君）

すみません。傍聴者携帯を。

○8番（渡邊千護君）

補助金返還というのは、よっぽどやっぱり悪質性なときに限って命令をするのであって、事務上、ミスであったりした場合は補助金返還にはならない可能性もある。やっぱり最初で遅れているというのを国に、県に報告すべきではなかったんでしょうか。町長、どうお考えでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

ただいま4月12日時点でのお話が出ております。その中で報告を受けておりますが、職員からの報告はその時点においては補助事業分については終了をしていると。あと、残りの一般分、補助対象外の分について幾ばくか残っているので、それは早急に処理をさせますということで報告を受けております。

ですので、その時点から支払いが終わるまでの間については、私どもとしては当然もう仕事は終わっているという認識を持っておりましたので、そういった意味ではその認識が甘かったのではないかと言われれば、それはその指摘は甘んじて受けなければならないとは思いますが、認識としては今申し上げたようなところがございますので、あともう一つ、報告をしておけば補助金の不採択部分が出てこなかったのではないかという御指摘もされておりますが、今回の議員がおっしゃられる虚偽報告において、補助金の国をだます意図があつてやったというようなことであれば、当然全額の補助金の支給が止まるのが普通ではないかというふうに思っております。

ですので、国としては3月31日という期限を切って、その後、結局事実として終わっている分については、補助金を支出をいたしますということでございますので、今回のこの補助金の返還については、私どもとしてはペナルティーという認識は持っておりま

せん。

以上です。

○ 8 番（渡邊千護君）

認識的にはペナルティーと思っていない。これ、一般財源から出すことになるんですよ。そんな簡単なものじゃないじゃないですか。一部終わってなかったじゃなくて、補助金はこれ補助事業全ての工事が終わってはじめてですよ。一部というのは間違いじゃないですか。一部全ての工事が完了したことによって、補助金の対象になる。ただ、今回はその工期によって補助金返還は来てますけども、工事の全体としては補助金としては全体じゃないんですか。

○副町長（日高 豊君）

事業の報告としては補助分、補助対象外分別々に実績報告をするというふうに聞いております。

○ 8 番（渡邊千護君）

完成報告全てですよ。完成報告ですけども、全ての一括の水道事業のことは補助事業対象です。一部だけじゃないでしょう、それ。

○副町長（日高 豊君）

多分、議員がおっしゃられるのは契約としては当然一体の契約ですので、国は補助対象外分について国の権限を使うことはないというふうに理解しています。

○ 8 番（渡邊千護君）

それでは、報告第 6 号の 3 の①のことなんですが、法令遵守と書いてあることについて、法令遵守、それは当たり前です。それが、なぜできなかったのかを解き明かす必要があります。実際に、職員や業者に聞き取りをしているのかどうか。どういう動きをしていたのか、時系列で明確にし、解き明かすことが必要であるが、そこら辺の調査等は職員に聞き取り等はしていませんか。

○副町長（日高 豊君）

業者あるいは職員に対しては、聞き取りの調査を行っております。まず最初に、令和 3 年 11 月に工期の大幅な遅延した受注業者と当時の担当職員からお話を聞いておりますし、また本年 4 月から 5 月にかけては当該の口永良部島簡易水道事業に関わった全 9 業者と担当職員から再度の聞き取りをしております。

昨年の 11 月の聞き取りについては、補助金の実績報告の修正のための事実確認を行うために行っております。本年 4 月からの分につきましては、行政処分あるいは法的措置を検討することを含めて、事実関係を確認するための聞き取りをしているところであります。

○ 8 番（渡邊千護君）

じゃあ、その事実関係の聞き取りを今している段階で、その報告というのはいつあるんでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

その報告、誰に対して報告をするんでしょう。

○8番（渡邊千護君）

議会に対してもそうですし、町民に対してもやっぱり議会でそれは発言して、これまでの経緯を、時系列を聞き取り調査したものをここで言うだけならば、これ補助金返還になっているわけですから、みんなに説明する義務があると思いますが。

○副町長（日高 豊君）

今回、既に監査請求も行われております。住民から。そういうことも含めてそういった中で事実として、私たちの調査報告というのは議員の立場からすれば第三者性のない調査ですので、そういった意味では第三者として一番身近にある監査委員、またそれが多分、監査請求者からすれば当然受け入れなければ法的な措置もあるでしょうから、そういうことも含めて明らかになっていくものというふうに思いますので、そこら辺が整理ができるまでは私たちの立場から調査の内容について皆さん方に御報告という形にはなかなか、報告という形にはなかなかないのかなというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。住民監査請求が出ていて、その回答は多分来たときにははっきり明確に分かると思うんですけども、やっぱり議員としてもその報告は受けたいなとは思っています。議員からも何かの形で説明を求めていきたいと思っています。

あと町長、5月28日に支払いをしているわけですけども、出納閉鎖が5月31日までなんです。そこで、やっぱり完了していないにもかかわらず、出納閉鎖までの以前の28日に支払いをしたというのは、これはもしかしたらと私は、私の考えなんですけど、出納閉鎖までに仕事は終わればいいなという考えが、常態化しているのではないかなという私の考えになってしまうんですが、そこら辺はどうなんでしょう。

○町長（荒木耕治君）

そういうつもりはございません。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。どうしても、あまりにも期限が近かったものですから、そういうふうに思ってしまった。

やっぱ今話を聞いて、工事が終わっていないのに代金を支払ってしまった。やっぱり現場を確認しなかった。やっぱりここで、終わっていない。支払った業者確認をした、31日に現場の確認に行っていますよね。その確認をしたときに終わっていなかったことが事実判明しました。そのとき業者に対して終わっていないじゃないかと、払った金を返

してくれというのは言わなかったですか。払うまでまた預かりますと。それはできないんですかね。終わっていないのにお金を支払ってしまったことに対して、完成するまで払えないって、普通そうですよね。そこら辺は業者に対して話はしなかったのかどうか。

○生活環境課長（計屋正人君）

そのような話はしてございません。

○8番（渡邊千護君）

例えば、業者が連絡がつかない。お金を支払った。完成しないまま業者がいなくなったらどうされますか。

○副町長（日高 豊君）

当然、業者に対しては、早急に、業者さんが雲隠れしたということになれば、またそれはそれでこちらとしては法的に措置を取るなりしなければならないと思いますが、現実的にそういうふうになったときに具体的に今この場でどういうふうにしてっていうようなところまで認識としては持っておりませんので、なかなかお答えできないところではあります。

○8番（渡邊千護君）

これ実はあり得る話で、連絡が取れなかったってずっと言い続けているわけですよ。その業者に対してお金を払うというのは、これ事務的手続としてそれを、大金を払うというのはいいのかどうか、払ってしまったことに対して今度は、信頼関係はあるかもしれません。口約束で、大丈夫、完成するからといったかもしれないけども、この町の手続の管理手続ですよ。それで本当に払って、みんなの税金ですよ。国からもらったお金ですよ。それを、今の答弁でいいのかなと。とても大事な重要なことであって、やっぱり一言声をかけるべきだと。完成するまではお金を返してくれと。なぜ、それが言えなかったんですかね。どうでしょう。

○副町長（日高 豊君）

私は当事者でございませんので、具体的に業者さんとやり取りをする当事者ではなかったもので、思いをいたすことしかできないんですが、担当の職員としてはそれを求めることよりは、一日も早く工事を終わらせて、口永良部住民の水道の安心安全っていうところにつなげていきたいというふうに認識したんじゃないのかなというふうに思います。

○8番（渡邊千護君）

副町長、当事者じゃないっていいですけど、副町長は管理者ですよ。当事者じゃないですか、どう考えても。

○副町長（日高 豊君）

当事者という言い方が不適切という御指摘かと思いますが、現実的に業者さんと私は直接的にやり取りをしておりませんので、そういった意味で当事者ではないという言い

方をしたと。

○8番（渡邊千護君）

支払命令書を見ても、どうしてもやっぱり副町長、印鑑も押しているわけですよ。やっぱり当事者ですよ。関係なければ印鑑を押す必要はありませんよ。やっぱり管理者として印鑑を押し、支払いをしているわけですから、それどう考えても当事者です。当事者じゃないというのは言い訳ですよ。私から聞いてみればですね。

町長、例えばですね、例えば、町長はたくさんお金も持っていらっしゃると思いますから、新築の家を5,000万円で建てるとします。5,000万円で。もちろん大工さんのほうに準備費として2,500万円払いますと。大工さんから、町長、もう完成しますと、だから残りの2,500万円くださいと。おお、そうかそうかって、分かりましたって、見に行ったら完成していなかったらお金払いますか。

○町長（荒木耕治君）

当然払いません。

○8番（渡邊千護君）

そうなんです。だから、結局完成してなかったらお金を返してくれと思うんです。それが、自分の金じゃないからやっぱり、自分が痛みを伴ってないのでというがあるかもしれないので、こうやって払ってしまった。返してくれって言わなかったかもしれないんです。やっぱり自分の金だったら、自分の家が建たなくて、15%ですよ。どこまでしかできてなかったら、金返してくださいよって必ず言います。その気持ちをやっぱりお金ですから、大事なお金ですから、大金ですから、そういう気持ちをやっぱり返還を求めると、払ったものは返してもらおうと、完成までというような気持ちは持っていたきたいと思います。

次に行きます。令和4年度の第1回定例会における当局の説明では、返還金を全額事業者に求償する考えが示された。これは今でも変わっていませんか、どうでしょうか。

○副町長（日高 豊君）

基本的には、先程来、今回の報告でもありますように基本的な責任は業者にあるというスタンスは変わりません。ただ、様々な状況を踏まえて、法的にどういう位置づけになるのかも含めて、現在弁護士さんに相談をしているところでありますので、その結果、これまで私たちが考えていたことが、成就するかどうかというのはまた違う次元の話になるかと思えます。

○8番（渡邊千護君）

そうですね。やっぱり今の発言だと業者についていう変わりはないということ言っていますが、私そうじゃないと思うんです。結局、こういう原因が起きたのは虚偽の報告をしたことについてこうなっている。返還金がやっぱり来たと思っているんですね。

やっぱりうそをついたら駄目なんですよ。その前に、コロナがあったりとか、離島ですから工事が遅れるとかあってしかるべきだと、私は先程も言ったように思っています。

だったら、業者が遅れているんじゃないかと確認をしに行くのが行政の管理の仕事だと思うんですね。管理している行政の立場として。業者に優しくないから全然、なんか遅れたらって、ここで問題が起きたら業者に払わせるんですか。業者は一生懸命仕事していますよ。コロナで資材が届かないって、船が出ないって、コロナで人数制限されている。それが分かっているときは、行政が助けましょうよ。こうなったら何で業者に支払いを命じるようなことをいうんですか。私は、納得できません。

この責任はどこにあるか分からない状況です。だからこそ、第三者委員会を立ち上げて調査してもらおうと。当事者同士がもう入らなくていいです。第三者が見て、しっかり精査してもらって、調査してもらって、専門家も入れて結構です。再発防止をそこでしっかりさせていく、それが私は筋だと思っていますが、町長どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が言われるように今住民監査請求も出ています。それに附随して第三者委員会の設置というのも出ています。今の監査報告はどのように出るか、ちょっと推移を見守りたいというふうに今思っております。

○8番（渡邊千護君）

分かりました。住民監査請求が出ていますけども、町長やっぱり第三者委員会ではできれば立ち上げてほしいなと思います。やっぱりしっかり調査してもらってしていただきたいと思います。

あと、もう一点ですけども、担当課長、今回補助金返還に伴って交付税措置がなくなることがあるんですか。交付税措置は入ってくるんでしょうかね。もう虚偽の申請をしてこういうことになったので、交付税措置は入ってこないんですかね。そこら辺をちょっと。

○生活環境課長（計屋正人君）

本議会において、簡易水道の補正予算を計上してございます。その中で、地方債の返還の部分の予算の要求をしているところです。昨日の総括質疑の中で、地方債を返す部分についての交付税措置はどうなるのかという質問がございました。当然、償還をする部分については交付税措置の対象からは、対象にはならないといったところです。ただ、残りの地方債の部分については交付税措置の対象にはもちろんなってくるということになります。

○8番（渡邊千護君）

今言う地方債の分が大体8割ぐらいですよ。この簡易水道事業債の5割の部分も返ってこないということですね。この1,670万円のみならず、この交付税が措置がなく、

ざっと1,999万円ですよ。歳入として入ってこないんですけど、次年度に対して。

実質的にやっぱり損失がかなり増えていくということで、住民に対してもかなり痛手になってくると思います。やっぱり一般財源から、この後、業者と話をしてどうなるか分かりませんが、返ってくるかどうか分かりませんが、今回のことで屋久島町としての信頼もかなり失われてしまうと。町民に対する損害は計り知れないものが私はあると思います。やっぱりこういう問題が二度と起きないように、町長しっかり早急な対応を講じるということをしてもらいたいと思います。

それでは、この質問に対しては以上です。次に入ります。

新型コロナウイルス感染症が流行した際の対応についてです。町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

医療負担の件でよろしいのでしょうか。3月議会の。3月定例会で議員から質問がありました新型コロナウイルス感染症の行政検査に関する公費負担以外の自己負担額についての助成につきまして、今後検討すると答弁をしたところです。

ここで、3月の答弁の補足としまして、本町保険適用の医療費に対する助成制度は子ども医療費以外の身体障害者に対する重度心身障害者医療費助成制度や、ひとり親に対するひとり親医療助成制度によって医療費は助成を行っております。これまでの検討状況につきましては、財源として地方創生臨時特例交付金を活用することとし、交付要綱を定め、3,000円を上限に助成することとして進めておりますが、財源となる交付金の対象が年度ごとであることから、助成対象を本年4月以降となること、交付にあたり個人情報に配慮した申請手続の検討などについて、県・医療機関との調整が必要であることから、決定には至っておりません。

また、6月9日の鹿児島県議会一般質問において、同様の質問がなされ、知事は九州各県の動向を踏まえ検討をする旨の答弁を行っております。町といたしまして、今後の県の動向を注視しながら、県の助成が行なわれない場合は、町での助成を進めてまいりたいというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

昨日、中馬議員も言っていました。6月2日現在で、400名の感染者が確認されているということも昨日、聞いております。最も多い感染の年代ですね、10代から40代ということでお聞きしています。これは、子供や子育て世代に集中しています。なおかつ、ほとんどの人が家庭内感染であることということで分かっています。

PCR検査の費用がかなり、各家庭大きな負担になっているのは事実であります。前回も質問させていただいたんですが、2月から3月にかけて非常に多かったです。子供たち、お母さん、お父さんたちもかかっています。仕事がなかなか行けないと。2週間休みなって金銭的に非常に厳しいということで、声がたくさんありました。町長、遡っ

て町費大変かもしれませんが、本当に町で助成してもらって、その人たちを救っていただきたいと。やっぱりかなり苦しかったみたいです。そこら辺の町長の気持ちを、すみません、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

今、議員がおっしゃられた世代、それに限らず、感染した全ての皆さん方が非常にそういう思いは強いというふうに私は思っている。できるだけ、そういう心配りができるようなふうに内部で調整をしていきたいというふうに思っております。

○8番（渡邊千護君）

町長、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

11時から再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（石田尾茂樹君）

傍聴者の皆さんにお願いいたします。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードにお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、眞邊真紀君に発言を許します。

なお、眞邊真紀君の質問にかかる答弁のため、相良健一郎君には議会選出監査委員として出席答弁を求めましたので、執行部席にお移りください。

○5番（眞邊真紀君）

こんにちは。5番、眞邊真紀です。もうこの旅費の不正精算の調査について、何回目通告出したかなというのが、ちょっと数え切れなくなってきました。もう、今日で終わりになったらいいなというふうに思っておりますけれども、質問に移りたいと思います。

旅費の精算不正調査について。

1番、旅費精算不正の監査結果報告について。こちらは、先日監査報告が出ていますので、先日というか、4月に出ましたかね。監査報告書が出ていますので、こちらで特質することがあればおっしゃっていただきたいと思っています。

2番、こちらが重要で、監査結果報告書には虚偽領収書についての具体的な報告がないのはなぜか。こちらは重点的に聞いていきたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

眞邊真紀議員の質問にお答えします。

町長からの要求による監査結果について報告します。

本監査につきましては、平成26年度から令和元年度までの間、退職者を含む町職員、特別職、議会議員の出張のうち航空機を利用したものを対象としています。

監査にあたっては、旅費精算伝票及びその添付書類について審査を行いました。監査対象件数441件のうち、領収書に印紙が貼られていない。通し番号がないなど疑義のあるものについて、購入した業者に対し金額等を照会した件数が150件、うち回答件数が117件でした。この中で、精算金額と差異のあった38件について、本人に対し聞き取り及び書類の提出を求め、当時の資料や同日程で出張したものの金額などを参考に、精算金額の妥当性を判断し、返納すべきものとしたものが9件の6万9,610円、追加で支給すべきものとしたものが1件の8,300円となっています。

原因としましては、その当時の取り扱いとして、航空賃の領収書を必要としていたこと、現在のように乗船証明やeチケット添付など、柔軟な対応がとられていなかったことから、宿泊と航空賃を同時に依頼した際に、改めて航空賃のみの領収書を求めていたり、領収書をもらい忘れた場合に、再度の発行を求めたりしたことなどが上げられます。

現在は、旅費、費用弁償に係る予算執行の適正化について、依命通達が規定されたことで、旅費精算の方法について適正になされるよう整理されたと考えますが、私ども監査委員も一連の旅費問題について、重く受け止め毎月の出納検査の際に、1か月分の伝票全てに目を通し、疑義があるものについては職員に聞き取りを行うなど、再発防止の一助となるよう努めているところでございます。

監査委員の判断結果ですが、個々の判断については差し控えますが、監査の対象となって業者照会をかけ、返答のあった117件の中で、出張命令伺いに記載されている公務を行っていないもの、いわゆるカラ出張といわれるものはありませんでしたので、報告いたします。

あと、監査の根拠等は町の条例、旅費に関する条例、議員さんについてはやはり費用弁償に係る条例、それから屋久島町の会計規則、こういうものを根拠にして判断しております。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

監査対象件数が441件、業者照会件数が150件、うち回答件数は117件ですけれども、精算書と差異がある件数が38件、こちらの調査をされるのは非常に時間も労力もかけられたんじゃないかなと思います。お疲れさまでした。

報告書の中に、詳細、平成27年、28年、29年と分けてどこにどういう差異があって、

返納があったのか、返納の必要がなかったのかって表にされていて、よく分かりませんが、この中でちょっとやっぱり気になることが領収書、虚偽の領収書についての説明がないんですね。

なんで、この具体的に報告書の3ページの表の平成28年のところが、これが現職の議員になるんですけど、5月29日の出張で精算額が4万8,180円、この出張の分は監査委員の方は十分御承知かと思うんですが、帰り、復路のほうは私事旅行で、私ごとの旅行で帰られていますよね。

実際に、金額内訳が不明で御本人に聞き取りの結果、照会先での購入はなし、ただし領収書は照会先である。これ普通で考えるとチンプンカンプンだと思うんですけど、はっきり言って買ってもない航空券の領収書をもって、精算がされているという結果なんです。こういうことに関して細かい調査がされていないのはどうしてなのでしょう。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

お答えします。

この件については、私たちもどうして照会先の業者に金額が出てこないのかということで、非常に疑問に思いまして本人を呼びまして、ほかにどうしてこうなったのか、何かこれに証明するものはないのか、載っていないじゃないですかと、業者の照会にしても。

そうすると、本人は正直言って何回もお会いしてお話したんですが、書類的なものも、それを証明する書類的なものもなかったし、結果的に、本人の記憶が非常に古くてどうしても曖昧、答えられなかった。ちょっと記憶にないという形で、最終的に終わってしまいました。

そうすると、当然、ただし本人が出張命令を受けて行って、帰ってきたことは事実なんです。参加していることも分かりましたし。とすると、じゃあ領収書がないから支払いを監査員としてはしないという判断ができるかできないか、ここなんです。色々町の条例やそれから会計規則そういうものを先程説明しましたが、その中とを照らして判断したときに、どうしても確認できれば行って、出張命令が出ているわけですから、行って帰ってきたことが確認できれば、そこに遠回りをしようがどうしようがその部分については条例の中で払わなければいけないというふうになっているわけですよ。

ただし、実際に幾らかというのは分かりませんよね。金額が。分からないんです。我々が先程説明しましたが、領収書が、載っていない領収書があるわけですから、それは監査委員としては認めません。それは駄目です。載っていないんですよ。載っていないわけですから、これは領収書はおかしいということで、旅費の支給をするときにその部分の領収書は外しました。駄目ですから。

じゃあどうするのか。旅費条例では、払わなければいけない。どうしても。支給しなさいとなっているわけです。どうしてもその金額をどうにかして算定しなければいけません。ですよね。そうすると、本人が一人で行ったのであればこれなかなか非常に難しいです。でも、同じ目的で行って帰ってきているもう一人の方がいました。そうすると、監査委員の判断としては、じゃあ行って帰ってきた旅費はそれ相当の、この人が行って帰ってきたと、もう一人の人がですよ。行って帰ってきたと、それを根拠にしてその人の金額を参考にして、少なくとも実費に相当するような判断しかできなかったわけです。そういう形で金額を算定してやりました。そういうことでございます。

○5番（眞邊真紀君）

遠回りしようが何しようがもう一人一緒に行った方がいれば、その人に準じて旅費の精算をしていいという認識であるということ、よろしいですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

そのような判断しかできなかったということです。町の条例に基づいて判断したときに。遠回りをした部分というのは払えませんよ。それは。私的な部分ですからね。でも、行って帰ってきた部分というのは、町としては支払いをしてやらないといけないわけです。でも、その実態が、実際の金額は確かに分かりませんでした。でも、それ相当の判断をしなければいけないときに、そういう判断をしたということでございます。

○5番（眞邊真紀君）

以前、パックで宿泊料金の二重取りとかされた方、シルバー割引で差額を頂いていた方は、弁護士さんをお願いをしてどういう航空機に乗って、幾ら支払ったのかという根拠をもって、その差額を返還した経緯がありますよね、町に。

そういう手段をとれば、何が起きていたのかというのは明確になると思うんですけども、その手段はとらなくていいんでしょうか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

お答えします。

そういう判断は監査委員の判断に任されていますので、監査委員がどういうやり方でどういう調査をするかというのは、監査委員の判断です。そこで、弁護士まで頼んで、監査委員が弁護士を頼んで調べてもらって判断するのもしないのか、それとも監査委員二人の判断の中で、それなりの判断ができるのであれば、そういう判断を監査委員自身としてしたということでございます。

○5番（眞邊真紀君）

判断は非常に間違えていると思いますよ。復路で私事旅行に行って、もう一人きちんと帰ってきた人と同じような理由で支払うということがおかしいと思います。精算書を見ると、帰りに一旦鹿児島で一泊をされて帰ってきたようになっていると思いますけど、

実際には東京から直接石川県のほうに私事旅行で行かれているのを監査委員も聞き取りで知っているわけですね。

その余分に宿泊費で、日当、交通費払って大丈夫なんですか。

○代表監査委員（朝倉富美雄君）

先程も話しましたように、旅費命令は今度同じ目的で行った人は二人でした。二人、2名ですね。今御指摘される方ともう一人の方と。

そうすると、それは旅費命令の中で、3泊4日という旅費の命令の行程というか、そういうものが出ておりました。そして、もう一人の方は同じく3泊4日で、ただし帰りは鹿児島からは船で帰ってきていました。この方は、もう一人の方は飛行機で帰ってきました。同じ3泊4日です。ということですね。

だから、旅費命令を逸脱した、例えば3泊4日で命令が出ていたのに、4泊5日で帰ってきたとかいうのであれば、宿泊費とか日当とかそういうものは出しません。でも、3泊4日の命令で行って、3泊4日で帰ってきた。ひょっとしたら最終便に間に合ったかどうか、それは分かりません。そこまでは調査しませんでしたから、もし間に合えば、でも、間に合ったとして、間に合えば本人が多分2泊3日で精算していたかもしれせん。

でも、3泊4日の命令で、3泊4日で帰ってきて、通常考えればそうだったんだなど。飛行機の便まで何便までは我々監査しませんでしたので、当然もう一人の方も3泊4日で帰ってきていますし、そういうところの判断で決定したわけでございます。

○5番（眞邊真紀君）

今のやり取りを聞いていて、町長どう思いますか。出張で私事旅行をして帰ってこられる。その分が複数で行った場合に、ほかの方に準じて旅費精算をするというやり方、合っていますか、間違えていますか。

○町長（荒木耕治君）

それは、監査委員の先程から言っているように、監査委員の判断で私はどうこういうことじゃないというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

いや、町長は旅費の精算の規則を町が、町長が、地方公共団体の長が定めているわけですね。それにのっとったことをしているか、していないかということを監査委員に調査を委ねたわけですよ。だから、監査委員が調査をしたからその限りとか、そういう話ではなくて、その精算が合っているのか、間違えているのか、ほかの執行部の方でも構いませんけれども、どなたか私事旅行を入れて帰ってくるのが間違いではないという根拠を示せる方がいたら、ぜひ教えていただきたいなと思っています。説明できます。私事旅行を入れて、帰り、復路を出張旅費を普通に払うというやり方が適正であるかど

うか。お願いします。どなたか。これ、答えられないとしたら間違っているんだと思います。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

○議長（石田尾茂樹君）

再開いたします。

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○総務課統括係長（木原幸治君）

眞邊議員の御指摘の分についてですけれども、先程、代表監査委員がおっしゃったとおり、公務に係る分については、当然、旅費は支払うべきだと思います。私事旅行の分については、当然私事ですので、公務に当たりませんので、支払うべきではないと、それは当然だと思います。今回の場合は、監査委員が帰ってきた部分の日当、宿泊等については公務に係る分だというふうに判断をされたというふうに解釈をしておりますし、当時の支払いをした段階でも、会計管理者の支出命令の審査の中でも、公務に当たる分だというふうに判断をして支出をしたのではないかというふうに思います。

以上です。

○5番（眞邊真紀君）

じゃあ、旅費の精算の事務に関して、出張に行って、帰りは私事旅行してきても、きちんと出張をこなして、島にきちんと帰ってきていけば、それで問題がないという屋久島町の解釈だということによろしいですか。

○議長（石田尾茂樹君）

答弁求めます。

○副町長（日高 豊君）

基本的には、そういう理解でよろしいかと思います。

○5番（眞邊真紀君）

では、例えば、私が東京出張に行きます。北海道に1泊で旅行に行って、また屋久島に帰ってくると。それ、私事旅行だというふうに明記すれば、全然構わない話だと思うんです。出張の部分と切り分けて。ただし、精算書にその私事旅行について一切書いていないと。帰り鹿児島に泊まったかのように、鹿児島宿泊8,000円ですか、宿泊料が加算されていると。それは妥当ですかね。1泊ほかのところへ泊まってきているんですよ。その精算は合っていますか。

○副町長（日高 豊君）

現在の出張の命令伺いについては、私事の方は私事の方で表示をするように変更しております。ただ、当該の出張が行われた時点で、そういう指示をしていなかったというふうに思われます。様式上ございませんでしたので、ですので、そこら辺は、事務手続上、どういうふうにあるべきかというのは、それぞれの判断になるんじゃないかなと思いますが、ただ、今、極端な御発言があったように思うんですが、基本的には最小の経費で行うというのが基本的なところでございますので、大きく逸脱して、私事旅行の中で大きく逸脱をして、旅費が多額に支払われるということはあってはならないというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

多額か少額かにはかかわらず1円狂わずですよ、精算は。会計規則とか、旅費条例は何のためにあるんですか。先程から言っているように、帰りに鹿児島に宿泊をされて帰ってくるというようなことで、実は私事旅行に行っていたというのも、これはいいんですか。別にどこに泊まろうが、鹿児島に行ったように精算をするというやり方が合っていますか。

○副町長（日高 豊君）

現在宿泊の領収書をつけるようにはなっておりませんので、事実として、その方がどこに泊まったのか。例えば、鹿児島の話ありますけど、じゃあ、鹿屋に泊まったのか、鹿児島に泊まったのかというのは判断ができないというのが現状のシステム上そうなっておりますので、もし、そういうことが必要であれば、金額は当然定額で支払いをしておりますので、宿泊の場所について、精算上、提出をさせるというようなことでしか対応ができないんじゃないのかなというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

いや、どこに泊まったか特定する必要はないんですけど、出張で、そのためにワンクッション鹿児島において帰ってきたのか。それとも遊びに出張が終わってから出かけたのかって切り分け自体は絶対に必要だと思います。それは認識として持たれてください。私、間違えたこと言っていないので。

この精算に関して、もっと大変なのは、先程言ったように紹介先での購入はなし。購入の記録がないのに領収書はその紹介先である。買ってもない領収書を受け取って精算をしたということなんです。これがその2枚です。現職議員がですよ。こういう領収書を受け取って精算がされているんです。そして、そのことについて、監査委員は調べていない。だって、虚偽の領収書だって分かるじゃないですか。発券の記録がないんですから、照会したら。このことについて、どうして調べなくても大丈夫だと思うのか。その報告を受けて、町長は一体どうお考えになるのか、お聞かせください。

町長、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

監査委員からの報告、不適切な領収書の発行の報告があり、その分も含め差異が生じたものは指摘をいただいていると今認識をしているところです。

私としましては、監査委員の監査権は独立したものでありますので、その判断と結果は尊重し、清算が未了であったと、金額は返還を求め、また、事案を教訓に今後の事務改善につなげることはできたというふうに考えております。

ですから、今、議員が言われる、そういう疑義は残るといような気持ちで、今、私自身はいます。

○5番（真邊真紀君）

疑義が残るものがあれば、解明するべきだと思います。分かってないんですよ。何が起きているか。これ、以前から積み重なっている、以前から指摘している虚偽の領収書一群です。そうそうたるメンバーですよ。歴代議長、前副町長、元会計課長も入っています。こういうものが発行されていて、このうちの3名は告発されて起訴猶予になっています。刑事事件になっているんですよ。このうちの3名の方は罪の事実を認めたので、警察へ罪の事実を認めないと起訴猶予じゃなくて起訴されますから。事実を認めて謝っているんです。警察で。お金を返しているから、許してもらったんですよ。このうち3名だけは司法に委ねて、ある一定の判断が下されています。ただ、司法に委ねてしまうと、何があったかという調査をしないと、実際何が起きたか分かってないんですよ。10名虚偽の領収書を発行してもらった人がいますけど、そのうち3名のことしか、今、分かっていません。これって、すごく問題じゃないですか。本来は全部刑事事件なんですよ。それを調べずに放置をするということが行政として適切な御判断なのか、その辺、お伺いします。

町長は、結局は、なぜ、町長のことをもう一切私が触れないかということ、町長はもう説明責任も果たしているからですよ。全て弁護士さんに依頼して、細かい書類も提示して説明をしたから、そこでもう終わっているんです。何が起きたのか一目瞭然ですから。それはそれでいいんですよ。ほかの方に関しても明らかにするべきだと思います。

すごく不適切な調査だなと思うのが、この部分に関してはですよ、職員もこの虚偽の領収書で何名か精算されています。このことに関する報告書を見せていただきました。職員の中には、この領収書の発行に関して、町長に報告していますから見ていますけど、「事実と異なる領収書を作成するように依頼した記憶はない」、あと、監査時の事情聴取において、私、職員の方も知ることになったのですが、「当時、合計9万3,580円の支払いをしていたが、業者は実際に支払った額より安価なパック料金7万7,100円でチケットを取得しており、監査結果にあるような差異が生じていたようだ」、

これは何を示すかという、もしかすると、もしかするとという、私の推測では、職員の方が虚偽の領収書を求めたのではなくて、旅行代理店の方がピンハネをしていたという可能性もあるんです。9万3,580円払ったのに、後で監査委員の方から告げられた照会結果では7万7,100円のバックで載っていましたよ。これでも、きちんと時系列に、どういうことが起きて、どういう精算を恐らくしたんだろうということで、自分が悪くもないかもしれないのに、謝っているんです。猛烈に反省しておりますと。そんなふうにされている職員もいる一方で、何も、この領収書について調べないで、不問にされているという部分があるんですよ。これ、おかしくないですか。いかがですか。

○総務課統括係長（木原幸治君）

その職員の経過報告の調査の依頼をして収集をした担当は私だったものですから、職員のほうからも、しっかり聞き取りをいたしました。その際については、監査委員のほうにも報告をいたしました。当然ながら。その際、であれば、その職員はそれを証明するような見積書であり、それが分かるような証拠書類をそろえて、しっかり弁明をしてくださいと。実際そういったものが、調査しましたが、ありませんでした。そういうことで、それであれば、やはり、監査委員としては、旅行会社のほうから聴取をした資料を基にしか監査ができませんということでしたので、その旨を職員にもお伝えをいたしまして、職員も了解をしましたということになっております。経過としては、以上になっております。

○5番（眞邊真紀君）

その職員の方の報告書は非常に細かく書かれています。これは非常に誠実で正しいと思うんですよ。分かる部分と分からない部分があって当然なんです。この聞き取りとか、処理の仕方は、すごくよかったんだろうなと思っていて、ただ、虚偽の領収書に関して、職員が悪くもないのに謝っている可能性だってあるわけですから、調べる必要が絶対にあると思うんです。なんで、監査委員の方の報告の中では1番大事な虚偽の領収書について触れられていませんので、ぜひ、第三者、本当の第三者を入れた調査をするべきだと思っているんですけれども、町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

先程、監査委員の結果、議員のおっしゃられること、監査委員が監査委員の権限の中でやられたこと、私は今それを監査委員の報告として、きちんと受け止めていたい。ですから、それについて、第三者委員会をつくってやる気持ちは今のところありません。

○5番（眞邊真紀君）

告発されれば、当然、罪を認めなければ起訴されるような事案ですよ。それを監査委員がそれによしとするから、その報告をもってよしとするというのが、首長の判断としてはいかがかと思えます。

○町長（荒木耕治君）

私の場合は、言われてやったわけではなくて、自分から、自分の判断で、照会をして、自分で説明をいたしました。ですから、今、おっしゃられている部分も、個人の判断で、監査委員は今までのところでやったわけですから、あとは個人がそういう自分で明らかに説明をやるか、やらないかというのは、そういうところの判断じゃないでしょうか。

○5番（眞邊真紀君）

個人でやらなきゃいけない人いますよ。歴代議長に前副町長ですから、この人たちは特にです。なんですけど、それは、ここを統制する1番権限のある町長がやっぱり進めていくべきだと思いますよ。本人たちは悪いことをしている御本人ですから、不正をしている御本人ですから、当然調査しませんよ。虚偽の領収書が発行されている。それで精算されていたという経緯があるにもかかわらず、それを放置するということが、また、さらなる不正を引き起こす。そういうふうに思っています。過去から屋久島町、不正多いですよ。補助金を多額に出している先の観光協会でも600万円なくなった。ここ、補助金出しているという責任もあると思うのに、何が起きたのか、詳細にさせなかった。ずるずる行っています。山岳部保全利用協議会のときも、横領した本人は本当に悪いです。元職員は悪いですけれども、刑事的責任を今負っています。返済も月々10万円ずつしていますよね。このときに住民監査請求が出ました。このときも。それは理由をもって棄却されたわけです。監査はされませんでした。町が独自で調査をしていたら、もっと、事務的にどういう手続でミスがあったのかというのが明確になっていたと思うんです。そこで、また、この旅費不正。精算の不正の問題。ここ、はっきりしていない。解明していない。今回また簡易水道の工事で、事務的に非常にまずいところがあった。不正ですよ。虚偽の申請だから。一つ一つ調査をしていない。どこで、どういう間違いを起こしたからこうなったのかという結果がないんです。全てにおいて。この領収書に関しても全く同じことが言えて、本来はもらえるものでないものが手元に、誰かの手元に、本人じゃないかもしれませんよ。事務局の人が勝手にもらいに行ったかもしれないという可能性もおっしゃっていたんで。だから、どこで、どういうふうな手続があったのかということを入れて、当事者だとなかなか難しいですよ。だから、第三者を入れて本格的な調査をする。ということが必要になってくると思います。いかがですか。監査委員の方はそれなりに、この件数、照会もきちんとかけて、ほぼ明確にした。差異があるものははっきりさせたんです。ただ、こういう刑事的なところ、本来告発されれば、起訴されるようなことについて、やっぱり、監査委員の権能では非常に難しいのかなというふうに私も思っています。だから、第三者を入れて、調査をするということ、今、お考えになってないというふうにおっしゃっていましたが、これやらないと、次の問題も絶対に起きてくると思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

次の問題が起こらないように、今、職員をはじめ、みんなにも、例の条例、かれこれ、そういうことで、今一所懸命、職員の綱紀肅正に向けて、議員の皆さんも一緒に、これからはそういうことがないようにやっという努力をしているところだというふうに思っています。

○5番（眞邊真紀君）

不正の問題があるたびに、適正にやっというふうにおっしゃっていますが、結局、原因を解明してないから、こういうことが続くんですよ。誰の責任にするつもり、犯人扱いするのではなくて、どこで、どういう間違いが起きたのかということを確認にする義務が絶対に町にあると思います。

民間企業でも当然そうですよ。別に誰を犯人にするとかでなくて、どこが火元なのか、どこで、ぼやが起きているのか、気がつかないと大火事になりますよね。全く同じことです。第三者を入れた調査をどうも、これだけのことが起きているのに検討されないと今のところおっしゃっていらっしゃるので、私は議会の百条委員会で特別な権限をもって調査をしたいなというふうに思っています。今日の判断いかんでは、最終本会議に出さなきゃいけないなというふうに思ったんで、今、その決断をしました。

旅費の精算の仕組みについて、例えば、宿泊パックを利用したときの精算の方法とか、今、通達でやられていますけど、規則にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますが、いかがですか。通達だと何の拘束力もないですよ。なんで、規則に盛り込むためには、別に法令に違反してなければいいわけですから、これ、いかがですか。規則にされたらどうかなと思うんですが、前も言いましたけど。

○副町長（日高 豊君）

依命通達で、現状、その効力を発揮していると思います。議員がおっしゃられることは、職員は当然悪いことをするという前提でのお話に聞こえるんですが、私たちとしては、職員は善良に職務に対して向き合っているというふうに思っております。

○5番（眞邊真紀君）

どこで、どういうふうに聞いたら、そういうふう聞こえたのか分かりませんが、悪いことをするなんていうことを、私は一言も言ってないので訂正をお願いしたいのと、性善説では、やっぱり、こういう処理ってできないです。だって、これだけの不正があるんですから。これ全部うその領収書ですよ。これもらって精算されている方がいて、何ら町は、議会は、解明してないんです。これ一体、どこで、どういうふうに出されて、誰が張ったのかというの、分かってないのもあります。悪いことをするからということではなくて、悪いことがあったから、なくなるように調査をするようにお勧めしているだけで、違いますか。

○副町長（日高 豊君）

先程の議員の指摘は、依命通達じゃなくて条例規則に定めるべきではないかという質疑だったわけです。ですので、条例規則にせずとも依命通達で職員としては当然、出張者、あるいは、その上位者がその精算、出張伺い、精算も含めて見ていくわけですので、依命通達で、現状の状況では十分にその効力を発揮しているというふうに認識をしております。

○5番（眞邊真紀君）

だったら、そういうふうに言えばいいじゃないですか。私は、法的拘束力がないから、規則とか、条例にしたほうがいいんじゃないですかということは言いましたけれども、職員が悪いことをするというは言っていないので、そこをちょっと訂正いただきたいんですけども。

○副町長（日高 豊君）

法的拘束力を持たせるということは、これは認識の違いと言われれば、それまでですけども、法的にくくらなければ、それが効力を発しないということは、それは、そこに携わる人は、基本的には法を犯すものだという立場というふうに私は受け取りましたので、先程のような答弁をしたところです。

○5番（眞邊真紀君）

私、職員が悪いことをするのでという意図じゃ言っていないので、そこは自分で言っておきたいと思います。

通達だと、どこで全職員が見るのかなというのと、私たちも見れないんですよ、普段。なんで、私はよく町の例規集で色々規則とか、条例を見ますので、やっぱり、皆さんが確認するためには、あそこに載っていると非常に分かりやすいんです。そういう意味でも、規則とか、条例に盛り込んだほうが分かりやすいんだろうなと。大体皆さん出張行かれますので、それも検討いただけたらなと思います。

では、これだけ虚偽の領収書があるのに、町は第三者を入れた調査をするという意志がないのが非常に残念ですけども、こちらでどうにかしていきたいと思っています。

次の質問に移ります。

児童デイサービスの運営について。

○議長（石田尾茂樹君）

しばらくお待ちください。

○5番（眞邊真紀君）

ごめんなさい、そうだ、すみません。

○議長（石田尾茂樹君）

相良健一郎君は自席へお戻りください。

○5番（眞邊真紀君）

2番目の児童デイサービスの運営について。

1番で、町に1か所しかない児童デイサービスが4月から休業しており再開のめどが立っていないが、町としての対応は。よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

本年初めに事業者から有資格者の不足を理由に児童デイサービスを廃止したい旨の発言があり、その後、県から休止での方向性をアドバイスされ、現在に至っております。

児童デイサービスは、旧屋久町時代から約20年間本町の子供の療育を行う唯一の事業所として、町の補助を受け運営がなされてきました。運営においては、法で有資格者が3名必須となっており、サービス責任者1名と保育士や学校教員の有資格者などで構成が必要です。昨年度から不足する補助金を追加してきたところであり、現在、約530万円の運営補助を行っております。これからも、その必要性を感じているところでございます。

また、不足する有資格者を町のホームページにおいても募集してきたところですが、必要とされる2名に対し1名の応募があったところですが、もう1名を町内有資格者を含めて継続して募集し、再開を探っている状況であります。

療育事業は町内で1か所しかなかったことから、子供の家族の要望や町内団体からの要望書なども提出されており、今後も町として、有資格者の確保と事業の再開に向け、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番（眞邊真紀君）

3月10日付でホームページのほうに児童デイサービス縄文休止のお知らせで、町内唯一の療育施設である「児童デイサービス縄文」が、人員不足のため、令和4年4月から運営を休止する運びとなりましたということで、保育士や児童指導員を急募していますというお知らせを出してくださっています。あと、町報でも出してくださっていて、非常によかったなと思うんですけども、有資格者を雇うときに、なかなか島内で探していないものは、恐らく何か月募集しても難しい現状にあるというのはお分かりだと思うんですよ。今後も有資格者を雇うために、募集するために、何かしていきたいということをおっしゃっていましたが、具体的に、どうしたら、その有資格者が雇えるというか、募集に応えてくれると思いますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

有資格者につきましては、法律上の要件が幾つかあります。2019年4月改正した法律の中で、児童指導員、保育士、こういう方々が規定されています。

保育士はこれまでどおりですので分かりやすいんですが、児童指導員という肩書が色々あります。これまでは、「児童」がなくて「指導員」だけだったんですけど、「指

導員」から「児童指導員」という形に変わりましたのは、以前と似てはいるんですけど、様々な要件がありまして、養成学校を卒業とか、心理学、社会学、ほかの学科の卒業の4年生大学とか、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許を有する。これ、幼稚園、小中高と全てそうです。こういった方々が「指導員」から「児童指導員」という形が変わっております。ただ、こういった方々を島内で探すということも当然必要でしょうから、今、ホームページで提示はしているところですが、なかなか、おっしゃるとおり集まっていないというのが実情で、こういった形になっているわけです。

今後につきましては、こういった方々についてを島内のみでなく、島外を含めた形で、私も個人的にはですが、保育士をされている方が、やはり、現場では1番即した経験者ですので、園の側としても、ごめんなさい、経営者の側としても、やはり、ただただ肩書だけがいいということではなく、実態として療育ができる方ということで望んでおられると思いますので、我々もそういった方々に声をかけて、進めていけるようにということやっていきたいなとは思っています。

○5番（眞邊真紀君）

ホームページで、このデイサービス縄文の職員がいないから休止しているという情報がどこに今掲載されているか分かる職員の方いらっしゃいますか。課長はわかりますか。見ると、もうお知らせの何ページも後に遡らないと見れないようになっています。だから、募集をかけるときに、随時見れるところに置いておく。トップページに置いておかないと誰も見れないんですよ。それが一つと、実際に、今回どうして、この質問しようとしたかという、御利用されている保護者の方、私、結構知り合いがいるんです。もともと、ここは休止するという以前に、御自宅に伺ったりとか、出先であったりとか、話を複数人からもともと聞いていました。障害を持たれている方、その障害も色々種類があって、普通にたくさん動ける子供さんと、肢体不自由、手も足も自分で自由に動かせない子もいます。そういう障害の子を持ったお母さんは夜なかなかぐっすり眠れないんです。不眠になっていて、具合が悪いというのも、この休止の前に聞いていました。気になっていたんで、ずっと追いかけてフォローしていたんですけど、いよいよ、このデイサービスが休止するといううわさを聞いて、本人たちにも聞いたら、もう本当に心のよりどころ、子供たちだけじゃなくて、お母さんも指導者の方に日々お世話になっていて、家族では支え切れない精神的なフォローをされているということも聞いてましたんで、これは支えがなくなると非常に困るなというので、できれば、意見を聞かせてほしいというので、軽く声をかけたら、何名の方からか、利用者のほぼお母さんですね、状況を聞かせていただくことができました。見る中で、本当にデイサービスの休止というのは、幼稚園とか、保育園が休止するのも非常に困りますけど、障害児を持たれた御家族が昼間預け先が一切なくなる。ヘルパーさんとか、訪問看護受けている方もいます

けど、出先がなくなるのが非常に困るんだなというのを、たくさん意見をいただいて思ったところです。

児童デイサービスについては、経営自体が公営か、もしくは、今、明星会さんがされている社会福祉法人ですよ、が主たるもの。社会福祉法人の方が、今、継続の意思は強く持っていますけど、職員がいないとどうしてもできない。だから、職員がいれば、また継続の意思があるということです。これについて、もう少し、職員の募集のみならず、職員をそこに配置するという考え方、町がもうちょっと詳細に持って、早稲また再開をするべきだと思うんですよ。いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

議員もおっしゃるように、児童施設は島内唯一の施設ですから、今、おっしゃる思いは、私もよく分かります。ですから、今ここでどうやったらということは、すぐ、あれですけれども、議員の皆さんからも、そういう知恵をいただけて、1日も早く再開ができるようにはやっていきたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

島内全域、医療従事者、介護、福祉関係者、教員の方も足りないというふうに、今、聞いていますけど、第一次産業に携わる人も、もろもろなところで、人員不足がかなり深刻化しているなというふうに、普段から住民の話を聞いていて思っています。ただ、この障害児が通える児童デイサービスが休止しているのは非常に町としてもまずいことなので、2番目の質問にそこが書いてあるんですけれども、休業の理由は、職員、有資格者、先程おっしゃっていた児童支援員、指導員ですね、指導員と保育士と不足しているということであり、働く人材不足は、ほかの施設も同様の問題を抱えている。町として、地域おこし協力隊の活用や有資格の移住促進計画を具体的に持つ必要があると考えるのがいかか。これ地域おこし協力隊もそうですし、今、移住者の支援が非常に全国自治体、特に過疎地域、少子高齢化が進む地域では人材不足が深刻で、皆さん、こぞって支援策を打ち出しています。リストとか見たことあると思うんですけれども、こういうところをもうちょっと重点的にやらないとなかなか。福祉だけではなくて、医療、介護、第一次産業も、喫緊の課題だと思うんですよ。町は、まず、とりあえず、児童デイサービス縄文の再開について、具体的に、こういった移住者支援できないでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員は地域おこし協力隊のことを申しましたんで、地域おこし協力隊の活動としまして、今、屋久島町がいただいていることというのは、町の活性化、地域の維持、定住・定着へつなげることということです。議員もおっしゃるように、児童デイサービスの職員として資格を有する地域おこし協力隊の募集をし、仮に採用したとしましても、地域おこし協力隊は最長3年間ありますんで、3年間の任期が終了したときに、その

後、どうなるかとか、そういう細かい問題はあると思います。あとは、事業者の方がその3年間の間にこういうことで雇用をするかしないかみたいな、残るかどうかということになるかと思います。

今、申しあげました定住につなげることが目的であります、なかなか、そういうことも難しいというふうに思っております。ですから、今、議員がおっしゃられた有資格者の移住促進計画の必要があるというふうに私も今感じておりますから、これは今まで検討をしていないものでありますので、地域の活性化へつながるように、今日の議員の意見を踏まえて、十分に検討をして、そういう手だてができるようにやっていきたいというふうに思います。

○5番（眞邊真紀君）

地域おこし協力隊も募集する幅が自由度が広過ぎて、すごく難しいと思うんです。屋久島の場合は産業の発展のためにとかというふうに考えるかと思うんですけど、それは分からなくもないんです。なんです、結局、ここに住む人が、医療が、福祉が、介護がという手が足りずに、生活が苦しかったら、安心して生活ができなかったら、そういうことやっている場合じゃないんですね。なんで、医療、福祉、介護、1番やらなきゃ、自治体が1番やらなきゃいけないことを充実させて、その上で理想的なことをやりましょうと。

移住者の中には産業の発展のために、熊毛の特産品コンクールなんて見ても分かりませんが、すごく素晴らしい作品を木工の方も、飲食の方も、加工の物作り上げているの、町報でも紹介していますよね。だから、そういうのは、地域おこし協力隊でなくても、勝手に来るとするか、私も勝手に来た移住者なんです、十分担えると思いますので、ぜひ、今、本当に喫緊の課題である介護職、福祉に従事する人。医療も、徳洲会病院はナースパワーとか、応援医師とか、あの受入先が、結局住居が足りずに、また寮を造ろうとしています。そういうところにも、実は町が少し補助をしてあげないと、経営が苦しくなってくると、今度、建て替えも、もう控えていますので、やっぱり建てないよということになったら大変な話になりますので、医療、福祉、介護の人材不足について、もう少し実態を把握していただいて、事業者の声を聞いていただいて、今、この縄文の休止のことは喫緊の課題ですから、まず、これに取り組んでいただき、グループホームなんかも閉めているところもあります。訪問ヘルパーステーションもやめてしまったところもあります。こういうことが起きないように、民間ですから仕方ないですけど、ケアマネジャーさんも少なく、非常に介護業界困っています。実際に。だから、そこをもうちょっと把握していただきたいなと思っています。

一つ、移住者の定住の促進とか、そこに有資格者に多大なる補助をすとかというの、一つの案なんです、あと一つは、経営の形式です。今、社会福祉法人さんに任せ

ていますけど、社会福祉法人さん、明星会さんと屋久島町が第三セクターで福祉施設をするとか、そういうことも視野に入れておく必要があるんじゃないかなと思っています。そういう検討、この休止がきっかけでされているとかというのは、まだ、ないですよ。なんで、そこは三セクでやられているところもあると思いますので、きちんと調査していただきたいなど。

あと、これ、誰が言い出すかという問題だと思うんですが、今、八幡幼稚園は、本来、12名を切ったときに考えると、休止を考えるというふうに以前からおっしゃっていましたが、今、10名切られているかと思います。ここには町の職員もいますので、こういうところの整理が現実必要になってくるのかなと思います。

地域おこし協力隊で移住者の促進、有資格者を補助をして呼ぶこと。それが無理だったら継続的に、やっぱり、三セクで町と一緒に経営するとかというのを提案するとか。あとは町の職員を配置できるように統廃合というか、そういう案も必要なんじゃないかなと思いますけど、今、八幡幼稚園の件、どう考えていますか。

○町長（荒木耕治君）

私が就任をして、しばらくして、八幡幼稚園どうするかという委員会をつくって検討をしたことがあります。そのときは、栗生と尾之間にも民間のやつがあるので、もう一つの町立の幼稚園は役割をもう終えるんじゃないか、終えたんじゃないかみたいな、そういう議論を最初したように思います。

最初そうでしたけれども、地元、平内の地元から存続の声というのが、あの周辺からですね、存続の声というのが大きくて、その当時は、じゃあ、しばらく存続をしようという結論に至って、それから10年近くになると思います。今、言われるように、園児の加入も少なくなってきた。また、そういう面では、再検討をする時期に来ているのかなというふうには思っております。

○5番（眞邊真紀君）

ぜひ、民間の保育園、幼稚園、今、充実していますので、整理をする必要がなければいいと思うんですよ。和気あいあいの町立の幼稚園があそこにあって、私も見学行きましたけど、すごくいい感じで運営されているのは分かっています。なんですけど、必要とするものを必要とする人が手元から急になくなってしまった。それが生活に多大なる影響を与えてしまうということが長年続く可能性がありますので、そこは町の決断が必要になってくると思います。本当にすぐすぐには判断できないと思いますが、今も通っている幼児の方いらっしゃると思いますので、でも、将来的に地域おこし協力隊とか、移住者の補助だけでは賄い切れなくなってくると思いますので、町の職員を配置する。有資格者の職員を配置するというのも念頭に入れてやっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月22日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 0時02分

令和4年第2回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和4年6月22日

令和4年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年6月22日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第58号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第59号 屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第3 議案第60号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第4 議案第61号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第62号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第63号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第64号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第65号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第66号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第67号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第68号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 発議第5号 出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について
- 日程第13 令和4年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第14 令和4年陳情第6号 屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書
- 日程第15 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案
- 日程第16 発議第6号 屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	岩川卓誉君	2番	内田正喜君
3番	小脇淳智郎君	4番	中馬慎一郎君
5番	眞邊真紀君	6番	相良健一郎君
7番	岩山鶴美君	8番	渡邊千護君
9番	榎光徳君	10番	緒方健太君
11番	高橋義友君	12番	日高好作君
13番	岩川俊広君	14番	渡邊博之君
15番	大角利成君	16番	石田尾茂樹君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	岩川さほり君
議事調査係	小池祐士君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	岩川茂隆君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	泊光秀君	町民課長兼地域住民課長	中村一久君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	計屋正人君	産業振興課長	鶴田洋治君
建設課長	日高望君	電気課長	内田康法君
教育総務課長	長美佐子君	社会教育課長	泊竜二君
産業振興課参事 （技術支援・農業委員会担当）	日高望君	監査委員事務局長	日高孝之君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

生活環境課長から発言を求められていますので、これを許可します。

○生活環境課長（計屋正人君）

おはようございます。

6月13日本議会初日の総括質疑の中で、岩川卓誉議員から、議案第63号、簡易水道事業特別会計に補正予算計上している償還金は、地方交付税措置がなされるかという質問に対し、私から、辺地債は8割が基準財政需要額に算定され、簡易水道債は5割が算定されるが、今回、計上している繰上償還分については、交付税措置の対象とならないと答弁をいたしました。その後、誤解を招く答弁であったと指摘を受けましたので、次のとおり修正をさせていただきます。

辺地債は、各償還年度の元利償還額の8割の額が普通交付税の基準財政需要額に算定され、簡易水道債は、各償還年度の元利償還額に対する繰り出し基準、約5割から、給水人口を基に算出される金額を除いた額が特別交付税の基礎数値として算入されます。今回、補正予算計上している繰上償還分については、交付税措置算定の算入対象とはなりません。繰上償還後の毎年度の元利償還額が今後の算入対象となります。

以上、お詫び申し上げます、答弁の修正といたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、渡邊博之君から6月13日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、不適切な発言があったため、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、渡邊博之君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

△ 日程第1 議案第58号 屋久島辺地総合整備計画の変更について

△ 日程第2 議案第59号 屋久島町国民健康保険基金条例の一

部改正について

- △ 日程第3 議案第60号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第61号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第5 議案第62号 令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第6 議案第63号 令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第7 議案第64号 令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第8 議案第65号 令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第9 議案第66号 令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第10 議案第67号 令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第1、議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてから、日程第10、議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの10件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

おはようございます。

令和4年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教委員会に付託された議案に関する審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第58号、61号（分割）、66号の計画案1件、予算案2件の3件でした。

委員会審査は、6月16日10時より第一委員会室において関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、質疑を行い議案審査を行いました。

それでは、まず、議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更については、委員より、農道の整備などの計画はないのかとの質疑に対し、現在のところ、林道のみであるとの回答がありました。

また、委員より、学校給食施設の今後の計画についての質疑に対し、東部調理場設備整備事業と給食の配送車が老朽化しているので購入を計画しているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）（分割）については、主なものを御報告いたします。

委員から、地域間幹線系統確保維持費補助金は、これまであったのか、今後もあるのかとの質疑に対し、会社側から3か年の営業損失の計算書が県に提出され、精査された後、国と県の支出分が出されたが、今回はコロナの影響で収入が減っている部分と、燃油が上がっており、営業損失も大きかったので、町も支払いをするため計上している。来年も想定しているとの回答がありました。

委員から、口永良部出張所費で、会計年度職員とは地域おこし協力隊のことかとの質疑に対し、現在、地域おこし協力隊については、今の担当職員が不在のときに一部の業務を頼んでおり、主に月曜、金曜どちらかでもらうことになっているとの回答がありました。

委員から、教育振興費の備品の詳細は何かとの質疑に対し、小瀬田小学校に新しく特別支援学級が設置され、そちらで使うホワイトボードや授業に使う教材などの購入を考えているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）については、委員より、消耗品費の詳細は何かとの質疑に対し、中間ドックの際に主にゴム類のパッキンを交換しなければならないが、物価高もあり現行予算では足りない可能性もあるので計上しているとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

令和4年第2回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第59号、60号、61号（分割）、62号、63号、64号、65号、67号の条例案2件、予算案6件の8件でありました。

委員会審査は、6月16日10時より役場本庁舎第二委員会室において関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け、議案審査を行いました。

議案第59号、屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正については、委員より、提案理由の基金を事業運営に活用できるよう改正するとは、財源が不足を生じたとき支払いに充てるなど、これまでと変わらないという認識でよいのかとの質疑に対し、そのような認識でよいとの回答があった。

これらの質疑を踏まえ討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第60号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）（分割）については、産業振興課所管では、商品券発行事業補助金の具体的な内容はどの質疑に対し、前回は500円の離島カードを使った割引を行った。今回はプレミアム商品券をつけ、飲食店には制限なし、飲食店以外で使用できるプレミアム商品券は一人10セットで10万円を上限に計画しているとの回答があった。

福祉支援課所管では、すこやかふれあいセンター修繕の内容はどの質疑に対し、尾之間屋根つきゲートボール場の屋根の修繕を行う。経年劣化等による雨漏りを防ぐための修繕であるとの回答があった。

観光まちづくり課所管では、環境保全事業業務委託の内容とはどの質疑に対し、海中ごみ海岸漂着物の清掃事業を行う。島内で1か所、もしくは2か所を計画している。予算の内訳としては、4分の3が映像、パンフレット、海洋清掃に4分の1程度を考えているとの回答があった。委員より、町民に理解してもらい参画してもらえるような事業にしてもらいたいとの意見もあった。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）については、スマート検針器の購入は、現在13台使用していて、14台に増やす理由はどの質疑に対し、検針器を1地区1台で使用しているわけではなく、限られた台数をそれぞれ職員が運んで使用しているのが現状である。検針器を効率よく使用するために増やしたいと

の回答があった。

質疑を踏まえ、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑を行ったが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、6月17日午前10時より、すこやかふれあいセンター、小島用水路改修工事、千尋の滝管理歩道整備工事の3か所を現地調査を行いました。福祉支援課長、建設課長にはお忙しい中、御対応いただき、誠にありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論・採決を行います。

まず、議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第59号、屋久島町国民健康保険基金条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、屋久島町営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異義なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異義なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号、令和4年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異義なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、令和4年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和4年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和4年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号、令和4年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号、令和4年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）ついてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第68号 令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第11、議案第68号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和4年第2回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案いたします案件は、補正予算案1件であります。

議案第68号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）につきましては、民生費において新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業の増額に、国庫支出金を充て、教育費においては、金岳小・中学校体育館屋根防水工事の追加工事に公共施設整備基金積立金を減額調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、予算の総額を111億1,173万9,000円にするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第68号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、議案第68号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号、令和4年度屋久島町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 発議第5号 出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第12、眞邊真紀君ほか1名から提出の発議第5号、出張旅費精算不正における虚

偽領収書調査の決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（眞邊真紀君）

この中に、対象者が、今、在席されている議員が2名いらっしゃるんですけど、採決のときに除斥ということによろしいんですか。

○議長（石田尾茂樹君）

対象者の名前が出てきていますかね。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○議長（石田尾茂樹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

県議長会に確認いたしました。除斥の対象ではないという判断になりました。

日程第12、眞邊真紀君ほか1名から提出の発議第5号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○5番（眞邊真紀君）

お疲れさまです。

発議第5号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について、本議案を屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者、眞邊真紀。賛成者、渡邊千護議員です。

出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について、地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり出張旅費精算不正における虚偽領収書の調査を行うものとする。

1、調査事項

出張旅費精算不正における虚偽領収書の調査に関する事項

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員14名で構成する出張旅費精算不正における虚偽領収書調査に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を出張旅費精算不正における虚偽領収書調査に関する調査特別委

員会に委任する。

4、調査期限

出張旅費精算不正における虚偽領収書調査に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費

本調査に要する経費は、30万円以内とする。

提案理由を申し上げます。皆様のお手元に対象となる15枚の領収書のプリントしたものをお配りしてありますので、そちらも御覧になりながら聞いていただければと思います。

今、私の手元には、これ大きいものですが、15枚の調査の対象となる虚偽の領収書があります。こちらでもありますね。皆様のお手元の資料はちょっと小さいんですけども、これ15枚が調査の対象になるものです。今、これ全部だと時間がかかってしまうので、少し抜粋したものを例に示しながら、提案理由を述べさせていただきます。

この15枚の領収書は全て、屋久島町幹部らによる一連の出張旅費不正精算で提出された虚偽の領収書で、前副町長や元議長ら計10名が旅費精算書に添付したものです。

これから、主な虚偽の領収書について説明させていただきますが、その詳細な情報については、町監査委員の報告書や町が開示した出張記録、地元紙や市民メディアの記事を参考にしておりますので、御承知おきください。

それでは、まず1枚目、皆様のお手元にあります1ページの左上、左上の領収書になります。この領収書は、前副町長が提出したもので、鹿児島と名古屋の往復航空券代として7万2,220円と記載されていますが、実際の航空運賃と経路は全く違っていました。旅費精算書の金額には、私的な東京旅行の交通費も混ぜ込まれていて、実費よりも約5万円多く旅費を受け取っていたとして、その全額を町に返還しています。ちなみに、この不正が発覚した当初、前副町長は、「現金を支払う前に受け取った。見積り段階の領収書だ」と説明していました。

次の領収書が、お手元の資料の2ページ目、めくって2ページ目の左上になります。この領収書は、元議長である現職町議が提出したもので、屋久島と東京の往復航空券代として9万3,980円と記載されていますが、実は、元議長は、この領収書を発行した旅行会社では航空券を買っていませんでした。実際には、空港で割引航空券を購入しており、約5万円多く受け取っていたとして、その全額を町に返還しています。

さらに、次の領収書が、2枚目の下2枚になります。この領収書2枚は、別の元議長が提出したもので、いずれも屋久島と東京の往復航空券代として9万3,980円と記載されていますが、実は、割引航空券を購入していて、実際より約11万円多く旅費を受け取ったとして、その全額を町に返還しています。この元議長だけは、報道取材に対し、実際より高額な領収書の発行を旅行会社に依頼したことを認め、「大変悪いことをした」

と謝罪しています。

以上、計4枚の虚偽の領収書について、この3人は詐欺などの疑いで刑事告発され、最終的には検察で容疑の事実が認められ、減給や辞任などの社会的制裁を受けたとして、起訴猶予の不起訴処分になりました。

その一方、刑事裁判が開かれなかったため、それらの虚偽領収書がどのような経緯で発行されたのか、その詳細は明らかになっていません。また、3人も虚偽の領収書が発行された経緯などについては、公の場で全く説明しておらず、その詳細は不明なままです。そして、これらの刑事事件になったケース以外にも複数の虚偽の領収書が町の監査で見つかっています。

この領収書2枚、手元資料ですと、1枚目の下2枚になります。こちらですね、すみません。この領収書2枚は、元議長である現職町議が提出したもので、屋久島と東京の往復航空券代として計4万8,180円と記載されていますが、実は、元議長は、この領収書を発行した旅行会社では航空券を買っていませんでした。しかし、町監査委員の聞き取りに対して、この現職町議は、「領収書もらった記憶がない」と言っています。さらに、この現職町議は、公務出張後に私的な旅行で石川県に行っていましたが、その事実を伏せた形で虚偽の領収書、旅費精算書を作成して、宿泊代や日当、交通費を不正に受給した可能性があります。

次の領収書が、資料の2枚目、ちょっと待ってくださいね。すみません。2枚目の右上になります。5万4,800円と書かれた領収書です。この領収書は、町の会計管理者である元会計課長が提出したもので、鹿児島と大阪の往復航空券代として5万4,800円と記載されていますが、実は、帰りに私的な旅行で長崎に立ち寄っており、実際の航空運賃より約1万6,000円高い金額が領収書に記載されていました。しかし、町監査委員の聞き取りに対し、この元会計課長は、領収書もらった経緯を説明していません。また、旅費の精算では、私的な長崎旅行からの旅程を伏せた形で虚偽の旅費精算書を作成しています。会計管理者は、町長から任命され、独立した立場で町の会計処理に責任を持つ役職です。町の会計に関しては、荒木町長よりも責任が重いとも言える立場の役職ですが、自身が提出した虚偽の領収書と旅費精算については、何も説明しないまま放置されています。

このほかにも、一般の職員が提出した虚偽の領収書が複数ありますが、その大半が同じ旅行会社から発行されており、虚偽領収書による一連の不正精算について、この旅行会社が深く関わっている可能性があります。また、旅行会社の元社員は、虚偽の領収書を発行したとして、詐欺幫助の疑いで刑事告発され、最終的に起訴猶予の不起訴処分となり、不正の事実が検察で認められています。

これらの不正精算に対しては、町監査委員が3月31日に監査報告書を町に提出しまし

たが、明らかになったのは領収書と精算書の差額だけで、虚偽の領収書が発行された経緯などについては、全く監査がなされませんでした。

本定例会の一般質問でも代表監査委員は、「領収書については監査の対象ではない」と明言しており、この虚偽領収書の問題は放置されています。また、刑事事件となった前副町長と元議長2人については、そもそも監査の対象から外されており、同じく虚偽領収書の問題は放置されたままです。

荒木町長のシルバー割引に端を発した一連の出張旅費不正問題は、発覚から2年半を迎えますが、その問題の核心となる虚偽の領収書については、いまだにその詳細が不明なままで、このまもうやむやに放置することは許されません。特に、前副町長や元会計課長は、町役場の幹部中の幹部であり、退職後であってもその説明責任を免れるものではありません。

町議会に関しても、歴代の議長3人が立て続けに虚偽の領収書で旅費精算するという前代未聞の事態であり、これもまた、うやむやなまま放置することは許されることではありません。

一方、荒木町長は、自身のシルバー割引による不正精算について、2回の記者会見を開き、自分の口からその詳細を説明しており、公人としての説明責任を果たしています。それゆえ、町の監査で調べられることはなく、今回の百条委員会の設置案でも対象になりません。これは言い換えると、屋久島町を代表する要職に当たる、または要職にあった方々は、自身の不正については、その説明責任を果たさない限り、町民からの信頼は得られないということです。そして、責任を放置すればするほど、屋久島町の社会的な信用を失う、損なう結果になると言えます。

現状では、この虚偽の領収書について、荒木町長は第三者による調査をする考えはなく、監査委員も調査の対象にはしませんでした。そうであれば、町民の代表が集う町議会が百条委員会を設置して調査するしかありません。

これまで、屋久島町議会では、旅費不正を調査する百条委員会の設置案を3回にわたって否決してきましたが、その結果、前副町長や元議長の2人の件は、刑事事件に発展してしまいました。もし、あのときに百条委員会で調査していれば、刑事事件になることは避けられたと思います。

今回の監査で新たに発覚した現職町議と元会計課長の不正について、何人もの町民から「このまま放置していいのか」「前副町長や元議長と比べて不公平じゃないのか」といった声が寄せられています。私の周りには、この旅費不正問題に対して関心の高い町民が多く、もし今回4回目の百条委員会設置案も否決となれば、またしてもこの問題の解決を司法の手に委ねる結果になりかねません。

つきましては、屋久島町議会の皆様、本決議案に賛同いただき、今度こそ、屋久島町

は自浄能力のある町になったと町内外の人たちに思っただけのような、そんな結果になることを強く願っております。

とても大事な調査の提案ですので、本案に万が一反対される場合は、理由をきちんと述べていただき、町民の皆様にもその理由をお示しくくださるよう、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（岩川卓誉君）

ただいまの提案理由の中で、30万円の費用のことが書いてありましたけれども、この件について、どのような使い道を想定されていらっしゃるのかと、私としては、百条委員会の設置に際し、やっぱりそのどのような方法で調査を行う予定であるのかというところが、非常に大事だと思っています。例えば、法律のプロである弁護士に依頼する費用なのかであったりとか、また、監査委員が今回実施した監査以上のものが出てくるような調査方法を想定しているという理解でよろしいのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○5番（眞邊真紀君）

百条委員会が設置されれば、その委員会の中で詳細な調査方法をみんなで、委員が考えていくというのが順番だと思いますけども、提案者が今の時点で考えていることは、不正領収書、虚偽の領収書が15枚にもう絞られて、この調査になってます。これに関わる資料というのが、もう監査委員のほうでかなりの数を保有されてますので、あと聞き取りの結果も別に残されています。それを考えると、本人、御本人、この虚偽の領収書で精算をした御本人と、あと精算に関わった職員、あと旅行代理店の元所長や必要があれば職員の方、このあたりに証人に来ていただいて、証言をいただくと相当なことが分かります。それ以外に分からないとすれば、御本人に搭乗記録を弁護士さんに依頼して取っていただくというのが本当のやり方、ほかの方もそうされてますから、それを求めて仮に応じない場合は、その弁護士さんに依頼して、弁護士法で過去の搭乗記録も依頼すると。だから、この30万円というのは、その搭乗記録を、弁護士法を用いて照会をかけていただくということで足りると思って30万円以内とするということにしています。だから、証人に来ていただいて証言をいただければ、大半のことが分かるというふうな、提案者、私の今時点の想定です。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（渡邊博之君）

賛否の態度を決めるためにお聞きしたいんですが、今御報告してもらって、かなりの部分をよく分かってらっしゃるということが言えると思うんですが、御承知のとおり百条委員会は、いわゆる偽証罪という大きな権限を持ってるものでありますよね。それと照らし合わせたときに、偽証罪のどこがというものが、やはり少し明確にならないと、どういふ場合の偽証罪が適用されるのかという、そういったものも明らかにしていく必要があると思うんですよ、議員のみんなの共通点として。で、同僚議員、提案者のこの問題に対する質問はずうっと聞いても来ましたし、その質問とか、やっぱりこうずうっと動かしてきた。そして、今日はこういう旅費の費用弁償に関わる適正化も公表されておるわけですけれども、その点で、私も最初ときに町長が使ってないという答弁をしたときには、本当に百条委員会しかないなという、私は部外者でしたけれども、一般の町民として思っていました、その後ずうっと進んできた。と。解明されてきたということは大きいと思うんです。

それで、ここの、今もう最後の部分といいますか、本当にそうだと思うんですよ。一つは、さっき質問しましたように、どういふ虚偽の可能性があるのかということ。それが虚偽として最悪の場合は告発できるのかという、その点をひとつお聞きしたいのと、百条委員会の設置の前提としては、やはり委員会なり、あるいは2つかかったら合同審査をしたりして、そういうのが前提だと、前提にしなさいということ言われているんですけれども、私もここで、少なくとも今、こういう問題に上がってる議員の皆さん、2人がここにいらっしゃいますけれども、そういう人たちから1回、議会での説明責任を、これを果たしてもらいたいというふうに思うんです。それをそうした上で、なお疑義が残るのであれば百条委員会と、そういう筋道がベストだというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○5番（眞邊真紀君）

冒頭のほうで領収書については、ほぼ分かってきているというふうにおっしゃってましたけど、提案理由のときにも申し上げましたけど、この虚偽の領収書が発行された経緯、どういふふうに精算されたのかというの、全く分かってない状態で放置されているんです。そのことをお伝えしておきたいのと、以前もこの現職議員のお二人に説明を求めたことがありました。ただ、その説明の答えが、中身がちっとも明確ではないんです。これ何度繰り返しても、恐らく同じ結果になるかと思えます。監査委員の聞き取りに対しては、「記憶がない」というふうに言われていらっしゃいますので、御本人が記憶がないのであれば、関わった旅行代理店の方、その当時、平成28年ですから、当時精算に関わった議会事務局の事務員の方等に聞き取りをする必要がどうしてもあるかと

思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

提出者に1点だけ、確認の意味でお尋ねします。

提出者が、虚偽領収書ということを確認している、その根拠はなんですか。ちょっと教えてください。確認です。

○5番（眞邊真紀君）

それぞれ種類が違いますので、例えば、一つを抜粋させていただくと、この前の一般質問でも例に挙げて申し上げたんですけれども、監査委員が、領収書が発行された旅行代理店に照会をかけました。そしたら、その旅行代理店では、発券された履歴がないと。つまりは領収書だけが発行されてるということなんです。

元議長に関しても、買った記録がないのに領収書だけが、9万3,980円の領収書だけが発行されたということは分かっているので、買ってもしないものが領収書を受け取れるわけがありませんので、そういう意味で断定せざるを得ないということになるかと思えます。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第5号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○4番（中馬慎一郎君）

反対の意見で意見をさせていただきます。

特別委員会を設置し、調査するとなれば、議会が認めた今の監査委員の罷免もする必要があると思うんですが、現在の監査委員が十分に監査を行って公表された結果や、先週のその同僚議員からの一般質問に対しての答弁も十分納得のいくものでした。

大事なのは、やはり再発防止に向けて改善された今の事務取扱がしっかり機能し、不正を起こさないようにしていくことが大事だと思っております。

特別委員会を設置ということに関しては、反対の意見で答弁いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○8番（渡邊千護君）

それでは、賛成の立場で発言いたします。

一連の出張旅費不正問題では、今回で4回目の百条委員会の提案になりますが、これまでの提案と大きく違うのは、虚偽の領収書に絞った不正調査を目的に掲げていることです。それも、10人が提出した計15枚に絞った調査であり、その全てについて、どのようにしてそれらの虚偽領収書が発行されたのか、その詳細な経緯が全く分かっていません。

この虚偽領収書の問題を放置することは、社会的に許されることではなく、何も調査せずに放置するようなことになれば、屋久島町は、偽の領収書を使って精算しても、監査も調査もしない、地方自治体として県内外に広く知れ渡ることになります。屋久島町の社会的な信頼を深く傷つけることにもなります。

これまで荒木町長は、シルバー割引を使った自身の旅費不正について、2回の記者会見を開き、首長としての説明責任をしっかりと果たしています。

今回提案された百条委員会の調査は、その荒木町長が開いた記者会見と同じように、屋久島町役場や屋久島町議会の元幹部、その説明責任を果たす場でもあり、1万2,000人の町民が暮らす地方自治体としては、絶対に避けて通ることはできない調査だと考えております。

今回、百条委員会で調査すれば、2年半にわたって続いてきた一連の出張旅費不正問題は、全て解決することになり、この問題に関しては、屋久島町の信頼・信用が回復されることになります。その一方、もし否決するようなことになれば、この問題はずっと続くことになります。

以上のことから、屋久島町役場及び屋久島町議会の社会的な信頼を回復するためにも、私は本決議案に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、反対者の発言を許します。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者の発言を許します。

○3番（小脇淳智郎君）

一連の前からの疑惑の話をずっと聞かされていまして、僕らはやっぱり、住民から選

ばれた議員であるということ、町長もしかりであります。色んな疑念がある中で、このまま終わらせてしまおうという考え方はすごくよくないと思っています。何が駄目だったのか。旅費規程についても色々改善されたではないかという言われ方もありますけれども、原因が分からないで旅費規程の全てが変わるわけではないです。やっぱり議員として、町として、町民につまびらかに明かしていく、それが僕らの責務だと思うので、僕は賛成という立場で立ちたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

次に、賛成者発言を許します。

○1番（岩川卓誉君）

賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今回の監査報告について、監査委員におかれましては膨大な量の書類を監査していただきありがとうございました。大変だったと思いますが、作業していただいたことで新たに分かったこともあると思っています。

監査報告の中で、幾つかの領収書について、先程来出てますけれども、照会先での購入なしにもかかわらず、領収書は照会先のものであったという、そういった事実が判明しています。照会先で購入していないのに、照会先の領収書があるということが、まず、なぜそんなことがあり得るのかといった思いです。

こういった事実に関して、監査委員では、時間の制約もあり、調査し切れなかった部分がまだ残っているのではないかと考えてます。少なくとも実際には、どこで購入されたものなのか、購入履歴のない領収書がなぜ発行されたのかを解明することは、町民への真摯な説明につながると思います。

発議の中では、百条委員会を設置し、弁護士を入れて調査をする可能性もあるというふうな先程の質疑の中でもございました。監査委員が調査し切れなかった部分について、航空会社に直接情報を請求したりすることも可能かと思しますので、そこから追っていけば、どのような形で購入されたのかも分かり、実際に何が起こったのかが明らかになるのではと期待します。

一連の旅費問題に関して、現段階では全容を町民に説明することが困難な状態なので、百条委員会を設置し、町や監査委員が調査し切れなかった範囲について、議会として調査に取り組むことは妥当だと思います。

今回の調査で旅費問題にけじめをつけ、議会の職責を果たせればと思い、委員会の設

置に賛成いたします。

○議長（石田尾茂樹君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

これで討論を終わります。

これから、発議第5号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議についてを採決いたします。

この採決は電子採決によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

賛成少数です。

したがって、発議第5号、出張旅費精算不正における虚偽領収書調査の決議については否決されました。

すみません。先程、発言を訂正いたしたいと思います。

県議長会に確認して、除斥の必要はないということで発言をいたしました。議長会に確認し、除斥の必要はないと判断したということに訂正をお願いしたいと思います。

△ 日程第13 令和4年請願第1号 教職員定数改善と義務教育
国庫負担金制度2分の1復
元、複式学級解消をはかる
ための、2023年度政府予算
に係る意見書採択の要請に
ついて

○議長（石田尾茂樹君）

日程第13、令和4年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

令和4年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に関する意見書採択の要請についての審査の経過と結果を御報告いたします。

委員会審査は、6月17日午後12時8分から、役場本庁第1委員会室で行いました。

発言としては、この請願は毎年上がってきており、趣旨を了として妥当だと思うので賛成したいという意見があり、討論を行いました。討論はなく、賛成多数で本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和4年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和4年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

**△ 日程第14 令和4年陳情第6号 屋久島町の特別支援の教育
環境の整備や改善に関する
陳情書**

○議長（石田尾茂樹君）

日程第14、令和4年陳情第6号、屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書を議題とします。

本件については、第1の項目・第2の項目・第4の項目は総務文教常任委員会へ、第3の項目は産業厚生常任委員会への付託案件です。

まず、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（中馬慎一郎君）

令和4年陳情第6号、屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書について、総務文教常任委員会に付託された、1・2・4の項目についての審査と結果を報告いたします。

委員会審査は、6月17日午前11時30分から役場本庁第1委員会室で行いました。

発言としては、趣旨を了として妥当と思うので賛成したいという意見が多くあり、討論を行いましたが討論はなく、賛成多数で本請願は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹君）

次に、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太君）

産業厚生常任委員会に付託された令和4年陳情第6号、屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情書のうち、3項目めの経過と結果を報告いたします。

6月16日午後2時15分から役場本庁第2委員室において審査いたしました。

本件に関して福祉支援課長に出席いただき、執行部の意見を伺いました。

意見、説明を踏まえ、意見をまとめましたが、陳情に関する意見はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、令和4年度陳情第6号、屋久島町特別支援の教育環境の整備や改善に関する陳情の3項目めは採択すべきものと決定しました。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長の報告に対する質疑を行いま

す。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和4年陳情第6号、屋久島町の特別支援教育環境の整備や改善に関する陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和4年陳情第6号、屋久島町の特別支援の教育環境の整備や改善に係る陳情書を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この陳情の第1・第2・第4の項目に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

まず、第1・第2・第4の項目について、一括して採決します。

この陳情書の第1の項目・第2の項目・第4の項目は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、この陳情のうち、第1の項目・第2の項目・第4の項目は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情の第3の項目について採決します。

第3の項目に対する産業厚生常任委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（石田尾茂樹君）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、この陳情のうち第3の項目は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第15 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国
庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹君）

日程第15、総務文教常任委員長から提出の発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を議題とします。

お諮りします。

発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 発議第6号 屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹君）

日程第16、中馬慎一郎君ほか1名から提出の発議第6号、屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○4番（中馬慎一郎君）

屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案を屋久島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

この案件は、鹿児島県におかれまして、平成30年に中種子養護学校屋久島支援教室高等部が設置されていますが、現在、義務教育の特別支援学級において専門的な支援を必要とする子供たちがおり、来年入学を控える子供たちの中にも重度の障害を持つ子供たちがいらっしゃいます。

町立の小中学校においても、障害を持つ子供たちが安心して学校に通えるよう、保護者へのケアを求め様々な取組がなされておりますが、まだまだ支援体制が整っているとは言い難い状況です。

屋久島に住む障害のある子供たちが、家族と一緒に安心して生活をするように、下記の措置を講じられるよう強く要望するものです。

1、中種子養護学校屋久島支援教室に小学部及び中学部を設置し、障害に応じた、医療ケアを含む専門的な支援ができる教職員を配置すること。

2、屋久島町と連携し、中種子養護学校屋久島支援教室小学部・中学部・高等部に通う児童生徒が利用できる、通学・交流のための交通手段の整備、補助員の配置を行うこと。

3、現在配置していただいている中種子養護学校屋久島支援教室高等部に、就労に結びつく技能・技術の習得や、障害者スポーツに対応できる設備、教職員を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

御賛同のほどお願いいたします。

○議長（石田尾茂樹君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第6号、屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

討論なしと認めます。

これから、発議第6号、屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、屋久島町における特別支援教育の充実に係る意見書案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議員派遣について

○議長（石田尾茂樹君）

次に、日程第17、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第18 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹君）

日程第18、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出

書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石田尾茂樹君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。（「議長」と発言する者あり）

中馬慎一郎君、訂正があるそうです。

○4番（中馬慎一郎君）

すみません。先程、総務文教常任委員のほうから報告した議案第61号、屋久島町一般会計補正予算（第2号）において、口永良部出張所費で会計年度職員とは地域おこし協力隊のことかという質疑に対し、当局からの答えに「地域おこし協力隊については、今の担当職員が不在のときに一部の業務を頼んでおり、主に月曜、金曜どちらかに入ってもらう」という回答を言いましたが、正確には、「地域おこし協力隊については、今の担当職員が不在のときに一部の業務を頼んでいたが、現在は会計年度職員を雇用しており、その者が月曜、金曜どちらかに入ってもらうことになっている」というふうに訂正したいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時38分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員